

平成 21 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 4 日目）

平成 21 年 3 月 9 日（月曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 森 長一郎

副委員長 柳原 清

委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

小嶋 廣司 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（1 名）

松村 敬子 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

市民課長 小林 安子

税務課長 菅野 敏

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

市民経済部副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 岡田 まり子

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 佐藤 実

収納課参事(兼)収納課長補佐 角田 三雄

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会(兼)教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育部副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育部副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

監査委員事務局長 大友 辰夫

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 9 時 57 分 開議

○森委員長

おはようございます。

皆さんおそろいでございますので、始めたいと思います。

ただいまの出席委員は 20 名であります。本日は松村敬子委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

● 議案第 22 号 平成 21 年度多賀城市一般会計予算（歳出質疑）第 4 款衛生費～第 7 款商工費

○森委員長

それでは、議案第 22 号 平成 21 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

先日引き続き歳出の質疑を行います。

まず、第 4 款衛生費から第 7 款商工費までの質疑を行います。

○根本委員

6 の 107 ページの、農業問題、生産調整の問題について若干、2 点ほど質問させていただきたいと思います。

農業を取り巻く環境というのは、本年度も大変厳しい状況にあるのではないかとこのように思うわけですが、最近、生産調整、つまり減反を見直すと、こういう動きが徐々に始めている、こういう状況でございますけれども、その動きについて、担当課長として知っていることがあればお知らせいただきたいと思います。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

委員おっしゃるように、日本の食料自給率につきましては、平成 19 年度現在 40%と低くなっております。

国際的にも穀物需要の逼迫等の不安定要因が増大していることと認識しております。

国内におきましては、農業所得の減少、農業者の高齢化、不作付耕地の拡大等により、食料自給率は脆弱しておる現状でございます。

農作物の安定供給体制を確立するため、水田等を有効活用して、自給力、自給率を向上させ、農業者の経営安定を確保するとともに、需要に応じた生産拡大に向けた対策が講じられなければならないと考えております。

これらの政策のもと、消費者、市場重視の需要に応じた米づくりを基本に、水田における多彩な作物による産地づくりや地域の合意に基づく担い手の確保を進め、より質の高い水田農業を確立するため、水田農業構造改革対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

○根本委員

その根底には、自給率を上げるということがあると思いますけれども、ただ、むやみやたらに、今まで 30 年ですか、行っていた減反政策をやめるということも、何らかの施策を講じないといけないところ私は思うのです。

そこで、適地適作という問題でございますけれども、例えば、東北地方では非常においしい米ができるということで、稲作には適していると。ところが、市長がたまたまおっしゃいますけれども、九州の米はさほどおいしくない。ところが九州では、小麦粉などをつくるのには適していると、こういう状況もございます。

ですから、東北の減反している分、それを稲作を、おいしい米をつくる、その分、九州で小麦粉をつくってもらおうというような適地適作を進めながら、減反政策を進めるということが、私は非常に大事だとこのように思いますけれどもいかがでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

委員おっしゃるとおりだと思います。多賀城市で何ができるかといった場合に、やはり農業者お一人おひとりの考え方、取り組み方について、よくお互いに話し合いをしながら、こういうものであればできるのだということ、共通認識のもと、よりよいもの、例えば今、安心・安全と騒がれていることでありますので、生産履歴によるトレーサビリティですか、それに加えて、農業生産工程の管理等を推進しまして、安心・安全な良質・良食味米としまして評価確立に向けた取り組みを行っていききたいと、このように考えております。

○根本委員

多賀城市でできる問題かという、そういう問題でもございませんので、農協関係、あるいはいろいろな協議の場で、そういった意見を農家の皆様とも協議しながら、ぜひとも進めていただければと思います。

それから、二つ目なのですが、所得補償の問題がありますね。今、現行では、一定規模の農家に対して、当年度の米販売収入額が標準的収入額を下回った場合、9割が補てんされると、こういう補償制度になっておりますね。

しかし、この標準的収入額というのが問題でございまして、年々米の米価が下がっていると、過去5年間の最高高いとき、低いとき、その除いた3年の平均で補償をしているというのが現状です。そうすると、毎年米の販売価格が下がっていくと、その補償額も下がっていくということの状況になっているわけです。

ですから、今の状況でいくと、底なしに下がっていく懸念がある、こういう状況だと思えますけれども、状況的にはそういう認識でよろしいですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

現状としましては、おっしゃるとおりでございます。

私たちも、やはり、委員が今おっしゃるように、減反政策はもう40年と進めてまいったわけですが、それでも、「それに見返るもののメリットがない」という、農家の方々の現場の生の声も聞いております。

農業の振興協議会であったり、いろいろその推進協議会があるわけですが、そのときに、仙台振興事務所であったり東北農政局の職員にも参加していただきまして、そういう末端の声を聞いていただきながら、何とかいいような方向がないかというようなことを話し合いながら、今後も進めていきたいとこのように思っております。

○根本委員

非常にそのとおりでございまして、去年ですか、60キロで1万2,000円弱ぐらいですか、程度の価格ということで、もう破格と言ってもおかしくない、これで農業が続けられるかと、こういう問題でございまして、まずこの対策としましては、やはり今の現行の仕組みがおかしい。ここで言うのもおかしいのですけれども、ぜひ声を上げてほしいということではございますけれども、標準的収入額というのはそういう傾向にあると。毎年米が下がるとそうになってしまうということなので、やはり安定した価格、再生産価格、例えば60キロ1万5,000円なら1万5,000円ということを目安に、それを下回った場合に9割を補てんするという、そういったような、何か農家の皆さんが、つくって、意欲が出るような、また所得が補償ができるようなそういうことを思い切ってやらないと、今の農業環境を取り巻く環境というのは非常に厳しい状態が続いていくと、このように思いますので、どうか、担当課長、大変厳しい問題ではございますけれども、大きな声を上げていただきまして、また農協関係者とも綿密な話し合いをしていただき、ぜひ国の方にも声を上げていただきたいとこのように思います。よろしく申し上げます。

それから、115ページです。商工関係でちょっとお伺いしたいと思います。商工振興に要する経費でございます。農業と同じように、商工関係も非常に厳しい経済状況にある。100年に一度の経済危機だと、このように言われておりまして、大変厳しいなとこのように思います。担当者として、国でも非常に今、対策を打っておりますけれども、市内の経済状況の現状、そしてまた平成21年度の見通し、担当者としてあればお知らせいただきたいと思えます。

○高倉商工観光課長

商工関係につきましては、雇用の関係でございますが、国の方の第2次補正の問題もありまして、メディア等で御承知だと思いますが、国会の方を通ったというふうなことで、条件整備がなされたという段階に来ていると。

平成21年度については、雇用の関係の対策が全国的に実施されるというふうな見通しでございます。宮城県としても基金を積み上げて、それぞれ各市町村にその内容が来ており

ますので、多賀城市としてもその雇用創出に向けた事業展開を、21年度は実施していきたいというふうに思っております。

○根本委員

昨今の経済状況というのは非常に厳しい。前回の質疑の中で、相澤委員がおっしゃっていました。多賀城で緊急保証ですか、貸し出しの認定が70件あったということで、70社全員が緊急保証を受けられればよいなと思いますけれども、全国で、これは去年の10月31日に始まったのですけれども、34万2,000件の企業がもう受託されていると。7兆4,000億円がもう受託金額になっているという状況で、大変な雇用が守られている。また企業も守られたと、こういうことがあります。

それから、雇用調整助成金にしても、きょうの河北新報を見ますと、もうこの1月で、先月の1月だけで80万件、80万人に上るその雇用を維持したと、そういう助成金を活用したと、そういう企業でございました。

このような大変厳しい状況の中で、今求められているのは、やはりその市内の事業者の企業の皆さんが、具体的に少しでもこういう金融支援を受けて、会社は維持したけれども、仕事がないということがずうっと続くと、やはりその厳しい雇用にも響く、そういう問題にもなります。

そこで、多賀城市としては、確かに今おっしゃったように、雇用対策もやります、それから定額給付金に合わせて、商工会にお任せして、経済対策としてやるわけでしょう。プレミアムつきの商品券とか、こういうのをやりますけれども、市内の、特に今厳しいのは建設関係、大工さん、商工会にも建設職組合というのがありますね。そういった方が非常に厳しい、こういう状況であります。

そこで、私は、やはり多賀城市として、生きた経済対策を打ち出すべきだとこのように思うのです。例えば、今回の一般質問で、森委員長が持ち家祝金住宅制度というのを、庄内町の例を挙げて言いました。私は、そのままその制度を利用するということではなくて、あの場合は、定住安定化対策としてやっているとか、そういうことの答弁がありましたけれども、やはり多賀城市としては経済対策として、ここ2年、3年、多賀城市内の業者を使って、そしてやった方にはその支援をすると、何らかの支援をするという形で、そういう業界の皆さんが潤うような対策を打ち出すべきではないかと思うのです。

それはなぜかという、まず、今非常に大工さんが厳しいということと、家を1軒建てるということは、そこに畳屋さん、下水道、土木、電気屋さんとか、あらゆる企業の人携わるわけです。そうすると、そういうことが、市で一生懸命応援することによって、市内のそういう業者さんが潤っていく、これほどの経済対策はないと思うのです。

ですから、その対策を多賀城市の緊急経済対策として、ぜひとも打ち出すという方向性で考えてはいかがかなと思うのです。お金も確かにかかるでしょう。ただ、国でも75兆円の経済対策をしていますけれども、そのメニューの中にこういった経済対策を地方自治体が打ち出すときに、使えるメニューもあるかもしれません。私はわからないですけれども、多分どこかのメニューで使える可能性もあるでしょう。そしてまた、一般財源で使ったとしても、いずれ固定資産税、都市計画税、住民税で、5年もすればそのかかった費用は戻せると、こういうことも思いますので、そういう対策を商工会、それから建設部関係と、皆さんと一緒に対策を打ち出してほしいと思うのですけれども、これは、とりあえずでは経済対策ということで、課長、まず答弁をお願いしたいと思います。

○高倉商工観光課長

委員の御質問の趣旨につきましては、これは商工観光課単独で判断できることではまずございませんので、行政全体としてその辺の取り組みを考えていかなければならないだろうというふうに思います。

商工観光課の立場から言いますと、今そういういろいろな雇用の関係だとか、その経済対策上、やはりとにかくできるだけ多くの方々が、就職支援できるような環境づくりというふうなことを念頭に置いて、ハローワークだとか、あるいは職業相談室、それから多賀城にとってとても環境としていいなと思いますのは、雇用能力開発機構宮城センターが市内にございますので、そちらでも就職支援のさまざまな講座等も開設をしておりますので、そういう情報を提供して、できるだけ多くの方々に仕事の支援を、そういう環境づくりをしていくということの窓口業務というのは、行っていかなければならないだろうというふうに思っていますし、それから、もう一方、企業の関係につきましては、委員からもお話がありましたように、国の緊急保証制度あるいは市の中小企業振興資金、あるいは商工会でやっております日本政策金融公庫あっせん、そういう金融対策もありますので、それを相当市内の企業の方々も利用しておるといふ実態がつかめておりますので、そういう金融相談ですか、金融相談のような形をどんどんやっていきたいというふうに考えております。

○根本委員

担当課長とすれば、そういう金融支援ということで答弁になるのかとこう思います。

国においては、新年度予算ですか、住宅ローン減税もやるのです。それから第1次補正では、太陽光発電に対する助成も行うと。3年ぶりに。1キロワット7万円助成しますと。標準は3キロから4キロワットですから、やはり21万円から28万円国で助成することが決まっている。宮城県でもそれに対して今検討しているのではないですか。太陽光発電を普及しようと、低炭素社会ということで、それを推進しようということにもなっております。

ですから、多賀城市にとって、今言ったような住宅政策をやることによって、国の住宅ローン減税、それから国の太陽光発電のその助成、こういったものを絡ませて上乘せして、多賀城市で多賀城市の業者を使って家を建てるという、太陽光発電も設置した方に助成しますという、あるいは支援しますという、そういう形をつくって、住宅促進の普及したならば、私はかなりのメリットがある。これをセットで事業化したならば、かなりの効果があらわれるのではないかとこう思います。

そして、また、先ほど言いましたけれども、メニューの中に私は使えるのがあると思いますよ、恐らく。ですから、それを使えば、それほど痛みにもならない、他市から、多賀城市に家を建ててもらえば、その方から、住民税も当然入るわけですから、先行投資にもなるわけなので、私は大変重要な施策だともこう思います。2年、3年の時限つきで結構だとも思いますので、ぜひとも多賀城市の経済対策として検討すべき余地があるのではないかとこう思いますけれども、最後はしかるべき、副市長。

○鈴木副市長

これはやはり地元の産業、地元の企業に元気を出してもらおうというのは、非常に大事な視点だと思います。

ただ、今御提案のその住宅建設については、やはり一定留意しなければならないのが、果たしてその家を建てる人が、地元の大工さんに頼むかどうかという一つの大きな課題があると思うのです。今お話しあったような、その太陽光発電であったり、住宅ローン減税も

ございますけれども、期待したのに、別な住宅会社に注文されたとしたら、それは地域振興になるのかどうかという側面があるということが一つあると思います。

あと、それから、先ほどの国の2次補正の絡みで、いろいろなメニューがあるというお話でしたけれども、残念ながらあれは総額が決まっているのです。そして、そのメニューの中で、これに充てるということは、別なメニューをおろさなくてはならないという側面が一つあるということをお理解いただきたいと思うのです。

そういったことも総合的に考えて、大工さんといえども、中小企業の方でございますから、その方々の運転資金にいろいろ支障を来さないように、そういうことで、中小企業の振興資金の増額なども手当てをして、期待としては、やはり地元の人たちに元気になっていただきたいという思いを込めて、いろいろなことをさまざま考えさせていただきたいと思っております。

○根本委員

当然、支援するわけですから、多賀城市外の人々には、多賀城市としては支援しないと、そういう業者を使う場合、それは当然だと思います。やはり多賀城市の市内の業者さんが元気になってもらって、多賀城市内の土木業者、畳屋さん、そういった方々が元気にならなければ、多賀城市の経済対策にはならないので、その辺ひとつ御検討をいただければとこのように思います。

○竹谷委員

一つは、95ページの、説明で聞き漏らしたと思いますので、確認だけさせていただきます。環境審議会委員の報酬ということで計上しておりますけれども、これは何人の構成で、どういう選出基準でやっていかれるのか、その点についてお聞きします。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

委員の数は10名でございます。また、学識経験者2名、あと関係行政機関、保健所と多賀城跡調査研究所が2名と、あと、市長が必要と認めた方ということで6名になってございます。

○竹谷委員

市民の応募はしないのですか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

公募はやってございません。

○竹谷委員

今回の予算委員会ですうっとテーマにしてきたのですが、市民協働のまちづくり、市民協働の市政ということを掲げている菊地市政の方針だと私は思っているのです。

そうであれば、各審議会にやはり1人でも2人でもいいですから、市民公募ということを取り入れるべきではないのかと。片方は市民協働、片方はこうだというのでは、余りにも基本姿勢がどうなっているのかというぐあいに市民から映るのではないのかと。やはりいかなる審議会でも、市民公募で1人なり2人入れていくのだという姿勢が大事ではないかというふうに思っているのですけれども、この辺は、どこでしょう。現場ではないでしょ

うから、市の政策でそういう点はやるのでしょうか、公室長になると思いますけれども、いかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

この環境審議会につきましても、担当同士では、この第五次総合計画の懇談会の方にも、環境という部会がございますので、その辺の意見はしっかりと伝わるように取り組んでいこうということで、話についてございます。

○竹谷委員

そういうような仕組みになっているにしても、少なくともその審議会の中に1人なり2人を入れておくという姿勢は大事ではないかというように私は思いますので、ひとつ、今後のいろいろな問題で検討してみたいかというふうには、一応お話だけさせていただきたいと思います。

次に、107ページの、農業問題です。先ほど根本委員から大変貴重な質問なり意見がありました。私は、根底は、今の日本の農業が、また食料自給率がこのようになったのは何が原因だったのか、その原因をきちんとまず見定めることが必要ではないかと。

多賀城の農業の振興についても、何がこういう格好になったのか、なぜこういうふうな農業推移になったのか、その辺をどう見きわめるかということが私は大事だと思うのです。その辺はどのように見きわめていますか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

国の施策がいろいろ打ち出されて、毎年、毎年来ているわけですがけれども、多賀城の農業につきましては、都市型農業ということで認識しております。

多賀城の農業の現況につきましては、専業農家がわずか10%未満であるということと、それから兼業農家が90%以上という現状がございます。当然、農業収入につきましても、専業農家の方々につきましては、今、高齢化によりまして、農地を集積しながら利用権設定を組んで、広く作付しておるわけですがけれども、高齢化による担い手、後継者がいないという現状もございます。農業収入よりも、働いて収入を得ていることで、生活ができてるのが現状なのかと。ただ、それだけ言いましても前に進みませんので、やはり私としましては、先ほど根本委員からもお話しありましたけれども、県であったり国であったり、いろいろその辺の対策について協議しながら進めていかなければならないのかというふうに思っております。

○竹谷委員

私は、日本の農業、いや、多賀城の農業もですが、多賀城はたまたま海軍工廠の跡地に工場地帯ができたということで、そこに若い労働者がどんどんどんどん入ってきた。私もその1人ですがけれども、そしてその人たちがこの多賀城に一部定着したということで、住宅地ができてきた。そして、そのことによって農業地がなくなってきたのも事実でしょうけれども、なぜ多賀城の農業に魅力がなくて、後継者が生まれてこないのか。

いわば国の農業政策が猫の目のようにころころ変わってきていたので、それに対応するよりも、いわば経済に即応して、後継者が他の収入を得て、農地はただ親からもらった農地だけは確保しておけばいいというふうには、そういう認識に変わっていったのではないかと。本当に農業という産業が我々の国策だということを、また多賀城の基幹産業だという意識づけが薄れていった原因ではないのかというふうには私は思っているのです。

それをやはり克服しないと、幾らいい政策を打っても乗ってこないのではないのかと。

現状、課長も御案内のとおり、都市近郊型農業という話がされてしばらくになりますね。多賀城がその目玉の一つとして打ち出してきたのは、もう 20 年になりますか、ハウスによる農業を、付加価値を高めた農産物を高めようということでやられましたね。これは県の施策でもあった。補助金をもらってつくっている。今、その現状はどうなっているかと。少なくとも若干の人は付加価値がどうしても生めないということで、撤退をせざるを得ないという状況にもあるわけです。

そういうところをまずもってどう立て直していくのか、多賀城農業を、当面。そして農業という産業を多賀城の産業としてどう打ちつけていくのだという基本的な戦略がなければ、私は政府の小手先のやり方に戸惑っておったのでは、真の多賀城の農業という産業が再構築されないのではないかという心配をしているのですけれども、私はしっかりと農業委員会とも議論しながら、農協とも議論しながら、多賀城の農業はこうあるべきだと、そのためにはこういうふうに農地確保をしていくのだと、そのためには多賀城としても、財政としてはこういう援助もしていくのだというぐらいの、大胆なものがなければ、私は多賀城農業はなかなか再構築できないのではないかというふうに思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。私の考えは間違いでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

今、委員がおっしゃるとおりだと理解しております。

お話しされたことを胸に刻みながら、関係者、農業委員会なり JA 仙台なり、あるいは東北農政局なりとよく、どうしたら元気がつくか、そういった対策について、取り組みにつきまして研究してまいりたいとこのように思います。

○竹谷委員

ひとつ、これは担当部署だけではなく、市の一つの産業の構築の課題として、やはり商業も大事だし、農業も大事だし、いろいろ多賀城にある産業といえば、農業、商工、それと工場というものもあるわけですから、そういう一つの基本として、農業をもっと真剣に、多賀城としてどうあるべきかを、私は検討する時期に来ているのではないのかと。もう多賀城農業は都市近郊型に切りかえるのであれば、どういうものにもう生産物を移行していくのだと。米作に頼らないで、こういうふうにして付加価値の高い産業として位置づけていくのだというぐらいの大胆な気持ちがないと、これ多賀城農業は衰退していくような気がするのですけれども。そういう意味では、市長の政策を担当している公室長あたりの政策がある程度あれば、他の部署もやりやすいのではないかと思いますのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

先日もお話ししましたが、一本柳地区のアンケートの結果を見ましても、やはり、今希望を持って農業を今後続けていくのだというところは、かなり低くなってございます。

先ほど委員もおっしゃったように、やはり近郊型農業というものにシフトせざるを得ないのかというふうには、現在のところ考えてございます。

○竹谷委員

ひとつ、農業政策は日本の国の農政行政の失敗の縮図だと思います。ですから、この失敗から脱却するには、国全体で行けといってもなかなか難しいと思います。先ほどは適地適

作の問題が提起しておりますけれども、やはり適地適作は、我がところはこれだというものをはりきちんを見定めてやっていくことが、農業の再構築には大事だと思いますので、私の意見として申し上げておきたいと思います。

それから、115ページ、これも先ほど根本委員からありましたけれども、私は別な視点からお聞きしたいと思います。多賀城市は雇用対策としてどのような調査をし、発生した場合に、どのように対応していこうとしているのか、その基本姿勢があればお聞かせ願いたいと思います。

○高倉商工観光課長

御承知のとおり、多賀城市内には相当企業が集積しているというふうなことで、以前にもちょっと調査をしたのですが、大きな企業等についてのアンケートといいますが、聞き取りによりますと、今のところ大きな雇いどめのような状況というのは発生していないというふうには考えておりますが、今、役所の近くにあります職業相談室の方に相当相談者が来ているという状況、これは数字上からもつかめまして、毎日100名を超す方々がおいでになっていると。

私も手をこまねているわけではございませんで、その方々がどういう内容で相談室に来て相談をしているのか、その辺のアンケート調査を今やっております。間もなく集計ができると思いますが、そういう状況も踏まえて、市内の市民の方々、あるいは周辺からおいでになる方々の実態というのをつかんで、対応していきたいというふうにも考えております。

それと、一口に雇用といいましても、さまざまな条件がある、要請があるというふうに思いますが、市内の企業の方にも働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

派遣切りとかいろいろ今、話題になっていますから、企業としてはできるだけ雇用問題を避けて、何とか休業してでも雇用の維持をしようという風潮にはあるとは思いますが。

ですけれども、どうしてもせっぱ詰まって、どうにもならないというところも出てくるのではないのかと。その場合に、どう市としてそういう労働者に対して対応していくのか。例えば、職業訓練がありますから、ああいうところに、まあ多賀城市民だけ特定してやるというわけにもいかないでしょうが、例えば定員をふやしてもらおうとか、そういうことをやはり私は必要なのではないかと思うのです。そして、そういうところで再就職のための教育をやって、それからまた次のステップにやっていくということも、視野に入れた中でものを、政策として持ち続けながら進めていかなければ、この雇用問題というのは解決できないのではないかというふうに私は思うのです。そういう点はいかがでしょう。

○高倉商工観光課長

再就職支援の件については、昨年度も実施したのですが、若者向けの支援、それから、去年から新たに取組んでみたのですが、中高齢者に対するその支援ということで、ことしもその辺の支援をぜひ進めていきたいと。

それで、昨年やった手ごたえは非常にいいものがありまして、余りその市町村で中高齢者向けの就職支援というのは、どうやら余りやっている事例がないというふうなことも聞きました。したがって、多賀城市で募集しましたら、2市3町以外に県北の方からもおいでになっているという、そういう実態もありますので、ますますその辺を、行政としては支援を進めていきたいというふうに思いますし、それから、先ほどちょっと言いましたけれど

も、雇用能力開発機構の方で、再就職のための講座をやっております。これもなかなか、あるいは今まで一般の市民の方々も、なかなかなじみがないのではないかというふうに考えまして、職業相談室の窓口にそのパンフレット等も配布しました。それから、先日、塩竈のハローワークに行きましたら、やはりハローワークの方にもその募集の案内なども置かれておまして、そういう環境をPRしながら、できるだけ再就職につながるような活動をしていきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

ぜひそういう点で、幅広く支援のための施策を推進していただきたいというのが私の思いです。

もう一つ、これからの職業の創出といいますか、それには太陽光発電の問題、先ほどおっしゃっていましたが、あれの技術屋が少ないとも言われているところなのです。ですから、そういうものの職人さんといいますか、技術屋さんを養成していくのも、今の時期ではないのかと、そういう点を含めて、再就職という、再チャレンジというもので、私はそういうことも視野に入れて進めていくことが大事ではないのかというふうに思っていますけれどもいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

そのとおりだと思います。

○柳原委員

ちょっと失業対策についてお聞きしたいのですけれども、資料9の6ページの、投資的経費のところ、失業対策事業費という項目があるのですが、その予算額が全部ゼロ、ゼロ、ゼロとなっていて、失業対策費がゼロというのはどうしてなのかというので、ちょっと予算書の方を見てみたのですけれども、資料6の方の102ページの、労働費のところ、普通はここに失業対策費という項目があると思うのですが、この項目が載っていないのはなぜかということと、これは以前はあったものが途中からなくなったのでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、資料9の6ページにございます失業対策事業費でございます。これは性質別の区分けの中で、このような形で項目が一つ出ておりますが、この失業対策事業費につきましては、特別の法律で規定されております失業対策、例えば山間地域などの失業対策事業、こういったものが該当してまいるといことで、多賀城市ではこの失業対策事業そのものが現在ないということ、数字が上がっておりません。

○柳原委員

そうですか。ということは、失業対策は多賀城市では必要がないというふうに市の方では考えているのでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

失業対策が必要ではないということではなくて、特別の法律等に基づく失業対策事業、これは国の認定等いろいろ手続が必要になりますけれども、ちょっと言葉はあれですけれども、特殊な事業、特別な事業ということでのくくりということ、御理解いただきたいと思います。

○柳原委員

では、そういうことだということでしたら、そのように理解しておきます。

では、次、前に説明会で、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業臨時特例交付金を使って、直接雇用で 100 名、間接雇用で 80 名の雇用創出を予定しているという説明がありましたけれども、この両方の交付金で、概算で幾らぐらい多賀城市の方に来るかというのわかりますでしょうか。

○伊藤市長公室長

約 1 億 6,000 万円弱でございます。これは 3 カ年度でございます。

○柳原委員

3 年で、直接雇用で 100 名というのは、例えば 3 年で割ると 1 年当たり 33 名という考え方でいいのでしょうか。

○伊藤市長公室長

単純に 3 年で割ると 33 名とか、そういうのではなくて、その年度、年度に合わせた雇用というものを考えてございます。

○柳原委員

委託雇用で 80 名のところで、委託業務としてキャドのデータ入力とか、デジタル化とかという説明があったのですけれども、直接雇用の方は例えばどういう仕事を考えておられるのでしょうか。

○坂内市民経済部長

直接雇用につきましては、財政決算統計等のデータ入力、それから、「（答弁者がかわります）」の声あり

○伊藤市長公室長

これは臨時議会で御説明をしようと思っていたところですが、例えば、一つ言えば、発掘であったり、それから事務の補助であったりというようなところを現在考えてございます。

○柳原委員

今、100 年に一度の危機だと言われているわけでありまして、失業の方も、市内では解雇などはまだないという説明がありましたけれども、大和総研の調査によりますと、ことしの 6 月までに 160 万人ぐらい失業者が出るのではないかという予測も発表されておりました、当市でも、3 月以降、正社員も含めまして、臨時も、大変失業者がたくさん出るのではないかと私は思っているのですけれども、やはり国のそういう臨時交付金以外にも、市独自でそういう失業対策を市で、例えば草取りですとか、どぶの掃除とか、そういうことも含めて、市独自でそういう失業対策をやるお考えはないのでしょうか。

○伊藤市長公室長

先ほども申し上げましたけれども、今後のそういう失業対策、臨時議会での御提案させていただく内容としましては、そういう現在職を失った方々を対象とした、その雇用の創出ということで、そのいろいろな発掘業務であったり、こういう事務の補助であったりというものをやっていこうと、今後 3 年間でやっていこうという取り組みでございます。

○雨森委員

資料6の117ページ、観光行政に要する経費として、ちょっとここで質問させていただいていいのかなのですが、御案内のとおり、松島の水族館が仙台港の背後地の方に移転して、その事業を拡大するというので、新聞で報道されております。そして、仙台市が土地とかいろいろな形で応援していくというようになっているのですけれども、これは100億円ぐらいというふうに言われているのですけれども、とにかくこういうものはそう簡単につくれるものではないので、もっともっと資本を投下して、海外からも来るようなものをつくってほしいと思っていたのです。

そこで、多賀城市もこの事業に参入してはどうかと思うのです。前々から私思っておったのですが、必ずこういう事業は成功すると思うのです。非常に水族館というのは、旭川ですか、非常に人気ですし、行くたびに魚の顔とか態度が皆変わっていくものですから、何回行っても飽きがきません。動物園はなかなかそうはいかないのですけれども、そういうことで、私は非常に観光を誘致する、お客さんを多賀城にも引っ張ってこれるしということで、市長、どのようなお考えを持っておられるのかというふうに思っておったのですが、副市長、ちょっとお考えをお尋ねいたします。

○鈴木副市長

仙台港背後地に来る水族館でございますけれども、多賀城市としては、それが一つの人が寄るイベントとして、そこにいろいろな方々がおいでになって、そこに行く交通機関としても多賀城駅を御利用いただく、あるいは多賀城市内のホテルを利用していただく、そういうことで、多賀城市にも一定の経済効果があればというふうに思っております。

ただ、そこで、多賀城市がああ事業そのものに参入するかどうかというのは、これは仙台市さんは仙台市さんなりのお考えがあることだと思いますけれども、多賀城から見れば、多賀城の区域ではないということもありますし、果たしてここで、まあさまざまな財政状況についていつもお話を申し上げているところですが、その中で、あえて投資までして参入すべきかどうかというのは、これは慎重に対応すべきだろうと思っております。

○雨森委員

そこで、先行投資といいますか、私はこの事業は、将来、例えば多賀城あやめまつりとかいろいろとそういったもの、万葉まつりとか、ほかの祭りもできるかもわかりませんが、それに関連して、お客さんを引っ張ってくれると思うのです。やはりいいものには、これは外郭団体で、いろいろな角度からボールを投げて、この事業に参加してもらい、参入してもらうのだとこの記事は書いているのですけれども、せっかくそこにある大きなプロジェクトをみすみす見逃しては、やはり政治家というのはそういう先見の明でやっていかなくてはと思うのです。ですから、苦しいときに、こういう将来性のあるものに目を向けてみてもいいのではないのかというふうに。これは去年の12月14日の記事なのですけれども、「松島水族館移転」ということで報道されておるのです。

本当に多賀城に近いところですから、まだまだこれはそういう団体を向こうは募集しているかもわかりませんので、一度またお考えいただきたいと思っておりました。この件はこれで終わります。

それから、農業政策の問題でございまして、今、根本、竹谷両委員からいろいろと質問しておりました。私も、食生活について、「食糧難で餓死する21世紀」というふうに言われております。もう既に、世界では1年間に1,000万円の人間が食糧難で餓死しております。

そういうことで、多賀城がこれからどのようにそういう食糧について取り組んでいくのかということが、今後大きな課題だと思います。

1年間で日本は80万人の人口が減っていく。しかし、世界では1億人がふえ続けていきます。10年で10億人ですか。大体、今、地球上には80億人ぐらいの人口を食べさせるだけの生産量がないというふうに言われておるのですけれども、食管法といいますか、1942年、あるいはまた減反政策がとられて、1969年にこういう状況になったのですけれども、やはり第1次産業の衰退ということで、最低50%の食糧を確保しないと、日本も危ない、資源がないし食糧もないということなので、非常にこれから重要視されるのではなかろうかと思えます。

1人の人間が1年間に食べるお米が63キロ、大体そのように言われています。それから、一生では平均50トンだということです。10トントラックに5杯らしいです。そのお米を食べているというふうに出されておるのですけれども、再度、これからの多賀城は本当にそういった田んぼをしっかりと守っていくのかどうか、お考えについて担当課長あるいはまた副市長にもう一度お願いします。

○鈴木副市長

これは、先ほど農業問題についてもいろいろ御質問ありましたが、根本的なその問題は、やはりWTOであったり、ガットがあったり、国際環境の中での農業が置かれている環境というのが一つあるのだらうと思えます。

その中で、多賀城市の農業はどうあるのかというのは、先ほど農政課長からいろいろお答えしたところでありますけれども、一つは、よく言われるのは、やはりブランド戦略であったり差別化であったりということ、ほかとは違うのだということのその特殊性、差別化をどうあらわすかということも一つの視点だと思いますので、そういった意味で、多賀城市内においては、何年も前からEMボカシ肥料を使った、やはり栽培の仕方を変えたり、そういったことでさまざま取り組んでいる状況だと思いますので、そういった中で多賀城農業の活路というのは、その中で見えてくるのではないかというふうにおっしゃるところでございます。

○雨森委員

ありがとうございました。

それで、やはり後継者の問題だと思うのです。以前は1,380万人ぐらい農業従事者がいたと。現在は210万人ぐらいだと言われているのです。いかに農業から、お米づくりを見失ってしまったかと、休耕してお金が入るなどというのは、こんなばかげた話はないです。これはもう政策の問題です。仕事せずに金が入ってくるなら、そういうことを今日までやってきたのですが、いろいろな諸事情があって、今度は農業を大事にしなければいけないということで、国の方も改めたようでございますので、ぜひひとつ多賀城もしっかりとそういうことを踏まえながら、農業政策に取り組んでいただきたいとそう思います。

○竹谷委員

一つ、117ページの、工業団地化に要する経費の中ですが、団地化問題については説明を受けておりますので、理解をしている一人でございますが、予算の編成上、少なくとも、資料6の23ページに、プロジェクト事業化に要する経費ということで予算計上されておりました。同じプロジェクトでやろうとしている事業を、なぜ、まだ構想段階、事務的なものをやろうという段階の中で、なぜここに5として計上をしたのか。また、事業化をしているのであれば、別な項目で、プロジェクトから外れて、何らかの実現するための機関が

できれば、そこになるのかというふうに見ておったのですけれども、まだプロジェクトの中にある構想段階の中で、実施部隊である、現業部隊である商工観光課の項目に記載をされたのか。その辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

まず、今回7款に計上させていただきましたけれども、説明欄にもございますように、工業団地化に要する経費ということで、もう構想という文字が消えてございます。基本的には、今年度から基礎調査ということで、実態的にその土地を動かすということではなくて、基礎調査に入るということで、これは一つ、いわゆる構想から一步抜き出た形になってございます。

予算の組み立て方といたしましては、これは自治法の施行規則に定めがございまして、組織ごとの予算ではなくて、事務事業の性質ごとの予算立てということで、2款のプロジェクトに要する経費は、いわゆる工業団地化に向けた啓発、あるいは企業誘致というところに特化した予算の取り方、いわゆる一般管理費の中での執行と。こちらの7款の計上については、事業化に一步進める方の予算というふうにご理解をいたしまして、今年度から別途立てにしたというところでございます。

○竹谷委員

国の施行令なり何なりでそうなっているというのであれば、おかしいのではないかといても、国の方がおかしいのかというふうに思うしかないのですが、実際に、議論がいろいろ今回のでありましたけれども、私はまだ着手ではないと思っているのです。

であれば、まだプロジェクト内での調査事項ではないかというふうに見ておったものから、それならプロジェクトの中のところに1項目をふやしてでも、プロジェクトという事業の一環として物を見据えるのが、今の段階ではないのかというふうに見ておったのですけれども、まあ、担当がそういうことだというのであれば、私は何も言う筋合いはないのですが、そういう見解で受けとめておきましょう。

後で私も調べてみますけれども、その辺も含めて、余り、実施だ、実施だと言ういろいろな誤解をされることもありますので、まだプロジェクトの検討の中での調査段階だという位置づけにしておいた方がよろしいのではないかと、これは私の思いをお話ししておきたいと思います。

もう一つ、同じ117ページなのですが、観光案内所の関係です。史都・多賀城観光案内所借上料、119ページには、国府多賀城駅観光案内用プレハブ借上料と、これはなぜこういう項目が二つに分かれる内容になるのですか。同じものなのに、なぜこういうふうに分けなければいけないのでしょうか。そして、補助金がないですから、単独事業でしょうから、これは同じものでも構わない項目の上げ方ではないかというふうに思うのですけれども、こちらの117ページの方は、観光誘客に要する費用ではないのですか。国府だけは観光誘客だという位置づけなのですか、この辺の区分けがちょっと理解できないのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

この予算組みは、119ページの観光誘客に要する経費、これはデスティネーションに合わせて、この国府多賀城駅にプレハブを置いたということで、これは臨時的に設けた項目でございまして、それから117ページの、観光行政に要する経費の史都・多賀城観光案内所借上料というのは、これは従来からあったものということで、色分けをして、ここに載せてきたということで御理解願いたいと思います。

○竹谷委員

それはおかしいですよ。同じ観光事業ですから。性格が違わないのですから。そういう予算組みが、私は予算編成がおかしいと思っているのです。いや、あら探すわけではないですけれども、同じ目的でやったものは、同じ目的で出すのが当たり前ではないかと思うのです、現実論として。仙台・宮城デスティネーションの関係でやったのでしようが、少なくともあそこは多賀城の観光の一つのポストとして、あそこはねらえるわけですから、臨時的よりも恒久的に物を考えていかなければいけないところですね。当然、中央公園の跡にできれば、そこは要らなくなるかもしれませんが、当面のところは、五、六年はあそこをうまく活用することが大事ではないかと思うのです。

そうであれば、同じ目的なのになぜこういう予算項目の分け方をするのか、理屈が合わない、予算というのは理屈が合わなければおかしいのではないかと思うのですけれどもいかがですか。

○伊藤市長公室長

119 ページの、観光誘客というものは、昨年のデスティネーションキャンペーンということで、ここでその事業化したということで、この事業を設けておいたところに、平成 21 年度もポスト DC ということで、その項目、この事業ですと、21 年度はポスト DC、その事業の中で取り組んでいくのだというスタンスで分けているということで、竹谷委員がおっしゃるように、同じ事業なのであれば同じ項目というのもうなずけるところでございますので、今後検討させていただきたいと思います。

○竹谷委員

一つ提案あたりになるのですけれども、この事業は多賀城の観光協会に委託していますね。向こうは観光ボランティアが入っています。ですがテープカットのときは観光協議会の会長さんもテープカットをする。こちらもそうですね。観光協会さんですね。

であれば、この二つともこの借上料は、その金額丸々でも結構ですけれども、プラスしても、観光協会に補助金として出して、観光協会が主体的に運営できるようなものに置きかえた方が、逆に言うと、行政から見れば、一つのまとまって観光行政は観光協会にお願いするのだという一つのものになるのではないのかと。案内所は私の方でやるので、あとは中身はあなたの方でというよりも、くるっと全部やった方が、私は観光行政のいろいろな面で、それで商工観光課とよく連携をとって運営していくというやり方をとった方が、私は予算の組み方にしても、行政の推進の仕方にしても、一貫性があるのではないのかというふうに見るのですけれどもいかがなものでしょうか。

○高倉商工観光課長

大変失礼しました。資料をちょっと探すのに手間取りまして申しわけございません。

今の案内所の件については、公室長がお話ししたことが、基本的にそういう考えで置いたわけなのですが、将来的な、今、委員がおっしゃる、観光協会という、観光協会のあり方ですか、そういうことも踏まえた上で、この予算の置き方、あるいは観光協会に委託する分のメニューといいますか、そういうものもぜひ検討させていただきたいというふうに思いますが、基本的には、よく委員の皆さんから、一つの事業でどれだけ予算がかかったのだという、それを見やすくするために、デスティネーションキャンペーンでどれだけ多賀城市は投資したのだという、そういう枠の中で、この国府多賀城駅の新しい案内所を設置したというふうな事業として入れ込んだものですから、それをそのまま来年度の事業の中でも、その DC の誘客をそのまま事業として展開していくという中で予算化をしたと、メニ

ユーとして入れたというふうなことでございますので、これは、では来年で終わりかというふうなことだけではないので、やはり将来に続くものですから、そういう意味で、観光協会の事業あるいは観光協会のあり方の中で、ぜひ検討させていただきたいというふうに思います。

○竹谷委員

DCだからこうした、いや、今回は多分見落として、延長線上につくってしまったので、そういうお話になっていると思うのです。私、後で、教育委員会との関係があるのと思って、質問を控えようとしているのですが、DC、DCと言うのであれば、少なくともキャンペーンのときに、史跡の道をつくりましたね。これはDCキャンペーンの期間だけだという限定でつくりましたね。そう説明しましたね。あなたが答弁しているではありませんから、それは後で教育委員会のときにいきますから、予告しておきます。

それと同じなのですよ、あなた方が言っていることが。一つの事業でやったら、そういう区分しました。で、成果としてあったので、今年度・新年度からもこれを引き続きやっていくために、観光行政の一環として、あの案内所を観光行政の中でもっとやっていくのだという発想に立たなければおかしいのです。ですから、今、私はあえて一本化にして、場合によっては、提案ですけれども、観光協会に補助金として出して、観光協会案内所を維持、運営していくという手法もあるのではないかと提言を私はしているのです。ですから、それを検討してみてください。その方が私はいいと思いますよ。

あと、教育委員会のときいきますので、それは予告しておきますので。もし答弁があればどうぞ。（「答弁よろしいですか」の声あり）

○坂内市民経済部長

ただいま委員からお話が出ましたとおり、観光協会の事務局の問題もございますので、その辺の中で進めていきたいとこのように思います。

○板橋委員

休憩しないのですか。（「簡単に終われば」の声あり）簡単には終わらないです。（「簡単には終わらないですか、そうですか。いっぱいありますか」の声あり）ですから、休憩するのですか、しないのですか。しなかったらいいです。

では、ちょっと委員長にお聞きします。都市計画の方に関しては、何款ですか。（「8款です」の声あり）8款ですか。7款で一本柳のも出ているのですが、その辺との絡みはないで8款でいくということですか。いや、8款なら8款でいきます。（「8款でいいですか」の声あり）どっちみち建設部所管でしょう、これは。そうじゃないですか。（「8款でよろしいですか。内容によってでしょう」の声あり）内容によってといいますが、一本柳地区のことに絡んだ都市計画法をお聞きしたいというのですから、8款と言われれば8款でやっても、7款のここに入っているのです、委員長、どういうふうにして裁量、方向性を見出してくれるのですかと聞いたのです。（「では8款でやっていただいてよろしいでしょうか」の声あり）わかりました。（「お願いいたします」の声あり）

No.6の101ページの、ごみ減量に必要な経費です。それに対して行政評価の124ページ、この124ページの件に関して、ごみ減量対策に対してどのように現在まで行ってきたか。あとは平成21年度行うかお聞きしたいのです。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

ごみ減量につきましては、資料 6 の 101 ページ、この下の方ですが、生ごみ処理から、あと資源回収連絡協議会への助成とか、あとボランティアさんのごみ清掃とか、そういうことで減量を図っております。

○板橋委員

担当課としての、行政的な指導ということは考えていないのですか、ごみ減量に関して、市民に対して。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

市民の方に対しましては、ごみの分別の説明会とか、そういうようなことを行っております。

また、ごみの出し方につきまして、ごみ集積所に直に出向きまして、その現場でお話をしているということでございます。

○板橋委員

それで、今はもう大分ごみの減量に市民の方が協力していると。

プラごみの収集の日がございますね。私の家の前にもごみ集積所があるのですが、プラごみが大分減っているのです、出しているのが。なぜなのでしょう。それだけごみの分別に関して指導して歩いたというのと相反してはいないのですか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

ごみが少なくなるというのは、私どもからすれば非常にうれしいことでありまして、分別が進んで、ごみが少なくなったのかともまず言えないかと思うのです。出す方がまず買うのを抑えると、それで節約になったのかと思っております。

○板橋委員

一部燃えるごみのとき、プラ製品、ちょっと洗えば分別収集の方に、プラのごみの方に回せるものを、もう全部燃えるごみの方に出しているのが多いのではないですか、面倒くさくなって。水道料金がかかれば、水道部はもうかるのですけれども。

それで、幾らお話ししても同じだとは思いますが、千葉市で、担当課の職員が、各地区の町内会やマンション管理組合を精力的に回って、ごみ分別の方法を指導するため行っていると。それに基づいて大分、これはプラですよ、これは燃えるごみですよ、これは資源回収ですよと、そういうサンプリングを持って御指導して歩いている。行政の担当職員が。そういうふうな、ごみ集積所だけではなく、もっと市民に周知できるような形で、地区の集会所に出向いてお話しするとか、そういう御指導をしていけば、少しでも資源として出す、あとは燃えるごみ、燃やすごみの原料につながっていくのではないですか、違いますか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

今、千葉のお話でございますけれども、多賀城でも平成 19 年度、地区に出向きましてやったのが 8 回、参加いただいたのが 207 名と、あと集積所での指導が 20 回、決して多い数ではございませんけれども、これからもどしどし出ていきたいと思っております。

○板橋委員

わかりました。

次に、119ページ、観光パンフレットに関することでちょっとお聞きしたいのですが、多賀城市でもパンフレットをつくっておられますね。それで、多賀城をイメージしたお酒ということで、5本セットのお酒の詰め合わせがございますね。これは販売所で、市内各店、各酒屋さんというふうになっているのですが、私、ちょっとこの件に関して市民から言われて確認しました。酒屋さん一、二軒、「扱っていない」と。どういうふうな形でこのパンフレットに載せて、これをお客さんから、求めたいと言われたときに、対応しておられるのですか。

○高倉商工観光課長

その商品は今扱っていないというふうに私も認識しております。

○板橋委員

扱っていないということは、このパンフレットはでは回収しなければならないのではないのですか、これ置いているところ。2005年8月発行と2006年4月発行のもの。

ただ、1酒屋さんにお聞きしましたら、受発注だというふうな形で、注文をいただいたのを、あるお店屋さんをお願いして取り寄せてもらうということ、今でももう既に行っていないということですか、そういう方法。

○高倉商工観光課長

私は、その5本セットのものについては、今はやっていないというふうに認識しております。多分そのパンフレットは古いパンフレットではないかと思しますので、どちらかの案内所か何かで手にされたのでしょうか。もしそうだとしたら、前のものなので、恐らく回収していないのではないかというふうに思うのですが。

○板橋委員

取り扱っていないのですね。これ、ですから、私は市民からお話しされて、今お聞きしている。私が言っていることはそんなに、口下手ですから、判読しかねますか。そうしたら、なぜ、終わったのなら全部、観光協会などに言って、回収しないのですか。おかしいでしょう。でしたら、この何年につくったパンフレットは破棄してくださいとか案内も出していないでしょう。違いますか。

それで、これに付随してちょっとお聞きしますが、1階のロビーに多賀城の味、名産というような形で多少陳列されておりますが、中には割り箸が入っていて、どこのお店か、住所から電話番号からすっかりわかる。物によっては商品名だけである、これはやはりその開発されたお店屋さんから、「名前だけにしてください」と。あれではせっかく見ても、どこで食べたらいいかというのはわからないのではないですか。その都度受付の方にお聞きして、その店に出向くのですか。せっかくあいうふうにして陳列しているのでしたら、そのぐらいの配慮まではでき得ないのでしょうか。

○高倉商工観光課長

すぐそばにパンフレット等を置いて、そのお店の周知はしているつもりでおりますけれども、それを見ていただくという形にしております。

○板橋委員

パンフレットあるのはわかりますが、商品のところに書いた方がよほど親切ではないですか、違いますか。

次に、農業問題です。No.6の109ページ、それにあわせて行政評価の131ページです。まず最初に、この131ページの、農地集積誘導事業に対してちょっと説明をお願いします。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

背景には、米価の下落を含む農業収入の伸び悩み、それから農業経営者の高齢化や後継者不足によりまず農業全体の活気が失われております。これに伴って、規模の縮小や離農も増加している現状でございます。

したがって、高齢によって農家を継ぐことができない農家が、利用権設定を結びまして、農地を集積して、作付を行うというような内容でございます。

○板橋委員

先ほど、農政は国の施策が間違っているのではないかと、今現在も間違っているようですが、ただ、各県で米を農家が栽培していますね。1年かかって。自分のところで作った米が一番おいしいのだと、つくっていると思うのです。ですから、正直です。宮城県の方の米がおいしい、どこの米がまずい、そういう言葉は私は余り出してもらいたくないです。農業者として。そういうことを聞きましたら、その地元の方はどう思いますか。それで、各県で一生懸命自分たちの推奨する米を農事試験場でつくっていますね。それで、適地適作というような形で、農家にこの銘柄を栽培してください。そして市場に出しますと。そういうふうにして、国でもって予算をつけて米作の政策を行っているのではないですか。その辺どうですか、違いますか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

委員がおっしゃるとおりだと思います。

○板橋委員

いや、「おっしゃるとおり」と言われましても、どれがおっしゃるとおりなのかわからないですが、やはり一言か二言、補足をつけてから、「おっしゃるとおり」ですと言われると一番いいのですが、まずいいでしょう。

それで、多賀城の農業政策に対して、これは多分、農政課長は3年か何年に担当がかわりますから、なかなかこの件に関しては答弁しがたいと思いますが、しかるべき、長く行政に携わっている方に対してお聞きします。今まで多賀城の農業政策、どのように指導して、農協、農家、あとは農業委員会の方に御指導されてきましたか、ちょっとお聞きします。

○坂内市民経済部長

農業につきましては、委員おっしゃるとおり、大変農業そのものも難しいですね。自然にも影響されやすく、また、その作付する方につきましては、自然相手であるということで、その自然相手でできが左右されるということで、極めて責任意識も大変だと。給与水準も低く、労働時間も長いと。

そういったものを改良するために、労働時間をそんなにかけなくてもということで、認定農業の関係で、年間一千何時間、800時間とか2,000時間以内で、給与収入400万円から、一般の給与と所得以上に所得を上げるといったもろもろの目標を持ってやってきたわけでございますけれども、やはり今現在は、都市型農業という、これは先ほどもいろいろ

とお話しありましたが、とにかく日本は米でございまして、その米の供給、それから消費というもののかわりの中で価格が決定されると。その価格について、見合わない分については国の方の補助もあるということでございますが、いろいろ市の方でも、それから農業関係者とも、都市型農業ということで、ではどういったものに今度方向性を持っていくとか、これは行政、それから国並びに農業関係団体の方の話し合いをきちんとやっていかなければうまくないわけでございますが、農業政策については、まず国の方の施策がございまして、その国の方の施策と地方公共団体が協力してやっていかなければ、これは成り立たないのではないかと。そして、成り立たなくなるものについては、やはり生産者のその意気込みというのが、大変求められてきているというふうな認識であります。

○板橋委員

部長、大変でしたね。答弁も大変ですね。もう少しわかる人がいるのではないのでしょうか。長年行政に携わっているのですから。これ予算にも絡むものでしょう。基盤整備とか、減反政策にどのように対応していくか。

それで、ちょっと農政課長にお聞きします。109ページの、1の、農業用排水路整備、これことし2カ所ふえたと説明がございましたが、従前から継続に行っている地域と、新しく新規にお願いしたいと入ってきた地域、その申請に対しての距離数と本年度分の予定キ口数と、あとは申請、あと継続されている用排水路の一連の完了するまで、あと何年ぐらいかかるか、その辺、手元の資料がございましたらお願いします。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

まず継続でございますけれども、南宮字鳴神地内、これは市民協働による小堀の分の敷設工事でございます。270メートルでございます。向こう平成27年度まで、これから先6年間継続してまいるのかというふうに思っております。

それから、継続ですけれども、新田字上及び中地内、これ200メートル、今回新たに、新たにといいますか、場所を変えまして900メートル要請されておまして、平成21年度につきましては200メートル、残りの700メートルにつきましては3年ないし4年ぐらいかかるのではないかとというふうに予測しております。

それから、八幡地区なのでございますけれども、これは3年目になります。八幡字六貫田地内、224メートル、これもこれから先平成26年度までの予定ですので、あと5年間、予定ではかかることになっております。

それから、新たに山王字山王五区地内、これ144メートル要求されまして、平成21年度につきましては70メートル敷設予定でございます。

それから、新たにもう1カ所、市川字多賀前地内なのでございますけれども、340メートルのうち、平成21年度につきましては180メートル敷設する予定でございます。

それから、加瀬用排水路3号整備工事でございますけれども、これは鎌田建設の東側、これ継続でやっておまして、平成21年度につきましては74メートルの敷設工事を予定しております。この加瀬用排水路の総延長につきましては2,100メートルでございます。20年度までに整備を終わっているのが908メートルでございます。未整備につきまして1,192メートルでございますけれども、21年度につきましては、これのうち74メートルを工事する予定でございます。21年度終了後、約1,110メートルほど残ります。これは1年間に大体70メートルから80メートル、予算の関係上もありますけれども、工事した場合、向こう12年から13年ぐらいかかるのではないかとというふうに考えられます。

○板橋委員

ようやくこれ数年前から、資材を買っていただいて、それで農家の方々がある程度労力を提供して、用排水路を整備してきてると。これは一部です。これをするに当たって、終わったところは水かけが非常に楽になって、時間も短縮でき、そうすると次の仕事にも移れる。

そういうふうな基盤整備を今まで全然行ってきていないですから、減反政策で転作、大豆転作を新田の方で行っていますね。雨が降ると排水が悪い、はけない。そうすると収穫時期に近くなると雨に降られたら、これ品質が落ちます。せっかく手塩にかけたものが、最後にため息しか残りません。そういうふうにして一生懸命農家の方はやっています。そうなら、少子高齢化で、今従事されている方が大分年齢が上の方になってきて、若い人たちの就農がない。一生懸命若い人たちが後継者として頑張っています。ハウス栽培。

そこでです。ハウス栽培、水道事業所に悪いですが、上水道でもって水を作物にやっていますね。いかんせん料金が高い。「工業用水は来ていますが、それを活用することはできないのですか」と、何回も言われるのです。県まで調べました。1日100トン、逆立ちしてもできません。それをある程度、何とか行政サイドでお話し合いで行っていくのが行政の力ではないですか。その辺、今後どのように対応されるかお聞きします。これは課長では無理です。行政の政策的なものです。市長公室か副市長か。（「板橋委員、まず、先ほどずっと細かく現状と今後の予定と聞きました。これについての内容についてはよろしいですか」の声あり）済みません、委員長。私はその件に関しては聞いていません。ただ、経緯をお話ししてきて、今、この工水の今後の取り扱いに対して、どのように行政として考えていくのですかということをお聞きしているのです。委員長、余計なことを言わないでください。私わからなくなりますから。（「それは失礼でしょう。とりあえず聞いたことのやはり質疑の確認ですから、それで、あとは工業用水は工業用水で質問でよろしいのですね」の声あり）

○森委員長

では、工業用水について。農政課長、まず。（「農政課長では無理ですから。建設部長は無理だと首を振っていますから。ですからトップでいいです、トップで」の声あり）

○鈴木副市長

今いろいろ御質問伺いまして、一生懸命聞かせていただいて、どうも私が今受けとめたのは、農地に水をまくのが上水道だと高いから、工業用水でもまけるように、行政も中に入って交渉してくれないかという趣旨の質問かというふうに受けとめさせていただいたのですけれども、そういう趣旨でよろしかったのでしょうか。（「そうです」の声あり）そうですか。

それは、実際耕作している方々が、どのようなことを望まれているのか、希望されているのか、そのことは恐らく担当課の農政課の方にお話が行くと思いますので、農家の方々がそういうことを御希望だということであれば、状況に応じて、市の職員が工業用水道の方に一緒に行くなり、電話をするなり、そういったことの対応はさせていただけると思っております。

○菊地市長

今、板橋委員がおっしゃったことは、私、県議会議員のときに対応いたしました。工業用水が多賀城のどこを走っているか、恐らく御存じだと思います。多賀城で今ハウス栽培をやっているところ、その工業用水のところに集中しておりますか。私もその政策は考えま

した。ですけれども、多賀城市内一円にハウスというのはあるわけです。1日当たり100トン、これが最前提だということは、宮城県の方では崩しません。崩してみたらどうだということを私は一般質問等でも県議会でやらせていただきました。これは崩せないということです。

ですから、恐らく1日当たりハウス栽培、ハウスでやるのであれば、2トンや3トンでしょう。私は実態はわかりませんが、あそこの田口洋ランさんから、それから東部衛生のところまで行っているわけでございますけれども、その経路に沿ったところだけでも集約してできないかということも考えました。かなり難しい問題だと私は思います。

ですから、これは農政課の方で一回練ってみる必要はあるかなというふうに思いますけれども、需要と供給でその辺のバランスがとれるかどうかというのが、非常に大変なことではないかというふうに思います。

○板橋委員

面積は3町歩あると引けるというふうな話も聞いているのですが、その辺はあとで確認を私もしますが、あと確認してください。担当の方で。

今、市長が言いました、非常に工業用水が行っている東部衛生までの経路の中で、ハウス栽培の方々を集約するのが難しいとは言われましたが、その辺は農協との話し合いで、幾らかずつでも可能になってきたのではないですか。それでここに、行政評価の131ページに、農地集積誘導事業と、これともまた関連、この農地集積誘導事業というのは稲作だけなのですか。そういう畑作、ハウス、農業全般に対してのお考えをここに載せたというわけではなかったのですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

水稲だけでなく、農作物そのものすべて全般でございます。

○板橋委員

現在、農地を集積する、あとは認定農業者ないし規模拡大、規模縮小でもって、多賀城市内の田畑が耕作されていますが、やはり移動に時間がかかり過ぎるということで、集約できないかということは農業委員会でも話になっていますし、各地区の実興組合長をベースとした各地区でもそういう話は出ているはずですよ。その辺はやはり行政サイドの方にもお話が津津聞こえてきているのではないかと思います。それに対しても、やはり持続可能な多賀城の行政の維持、それと多賀城の一般財源の根幹である収入増等を見込むのであったら、農業政策ももう少し、農業だけではない、商業政策もあります。工業政策もあります。それをもっと真剣に取り組んでいただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

先ほど来いろいろ私、お話ししていますけれども、農政課サイドだけで判断できるものと、やはり協力を得ながら支援していく部分と、それぞれ役割分担はあるかと思います。そういったものを模索しながら取り組んでまいりたいとこのように思います。

○板橋委員

特に、私も農家ですから、農業に力を入れたいのですが、そうはいきません。商業も工業も全部、全般的に考えていかなければならないものですから、それで、やはり今後、第1次産業をもう一度活力あるようにしてもらうためには、一本柳だけではなく、多賀城の全体を、市街化になったら税金が上がるのですから、その分行政は潤うかもしれません。た

だ、耕作されている方は大変ですよ。農振地域だったらまだ農業政策で税制面、優遇していただいていますからいいのですが、市街化区域の農地になってごらんなさい、高くなるでしょう。その辺のことちょっと、農地のことに絡めて税金も出てくるのですが、税務課長、ちょっとこの辺でどのぐらい違うか、農振地域と市街化区域内の農地になった場合、参考に何倍ぐらい違うかお聞きしたいのですが。

○菅野税務課長

確かに、今委員おっしゃるとおり、農地と市街化区域の中の農地ですが、あくまでも市街化区域の農地につきましては、宅地並み課税ということで、税率はどうしても評価額は高くなってまいりますので、そのパターンはいろいろあると思いますので、すぐに何倍ということとは言えませんけれども、市街化区域農地につきましては、宅地並み課税ということで高くなってございます。

○板橋委員

それはやはり市街化区域になれば、いろいろなアパートとか建てて、商売できますからいいのですが、やはり農地は、農家の方はこういうことを言うと怒る方もおられるとは思いますが、その辺、全般的な形で、余り農家を苦しめるような施策も、熟慮をして事を進めてもらいたい。これは一本柳なのですが、その辺、非常に農家そのものも揺れています。大分誤解があったのが、誤解が解けてきているようですが、そうすると、誤解が解けると、一部、申しわけないですけれども、言葉は悪いですけれども、白けてしまいます。そうならないように、一本柳は進めてきているのですから、やっていただきたい。そのためにも、残された農地を、もう少し今の減反政策に見合った形で農業経営ができるように、政策的なことを、農政課だけでできませんので、市長の来年度の公約のような形でも、ぜひ押し進めていただきたいのです。

○森委員長

以上で第4款から第7款までの質疑を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時46分 休憩

午後0時58分 開議

○森委員長

定刻前ではございますが、再開をしたいと思えます。

● 第8款土木費～第9款消防費

○森委員長

次に、第8款土木費から第9款消防費までの質疑を行います。

○金野委員

私の質問は、市長の施政方針で1点と、147ページ、消防団に関する件と、151ページ、災害用備品、毎度のことでお聞きいたします。

まず最初に、市長の方針で、「災害が発生した場合における人的、物的な相互支援に関して、一時避難場所や生活物資等の 19 事業所等を加えて、35 事業所と協定を締結している」と、4 ページにうたっておりますが、その職員の努力には感謝いたします。

それで、協定書の中には、市町村相互支援協定とか物資協定とか 10 項目ぐらいあると思うのですが、私は特に、一時避難場所において、いつも言っているのは、県立高校とか、多賀城高校とか貞山高校とか、あと、私たち笠神の近くにある塩竈三中との、この辺のかみ合いはどうなっているのか、1 点お伺いしたいと思います。

○伊藤交通防災課長

ただいまの災害支援協定についてでございますけれども、市長の施政方針後に、もう 1 団体と協定をいたしまして、平成 20 年度中、昨年 4 月以来、21 団体・関係機関等と締結をいたしております。その中で、一時避難場所につきましては 9 件ほどでございます。

ただいま御質問のあった、特に行政市境に設置いたします指定避難場所、これについては、例えば大代五丁目、六丁目につきましては七ヶ浜の向洋中学校さんであるとか、あるいは東豊中学校であれば塩釜の牛生地区の方々、そういった行政市境に設置する学校の避難所等につきましては、これから隣接する各市なり町なりと、協定を締結してまいりたいとこのように思っております。

また、仙台市との関係につきましては、この間、繰越事業でお認めいただきましたけれども、本年度、洪水ハザードマップが間もなく完成する予定であります。七北田川の大雨洪水災害、特に堤防等の決壊を想定いたしまして、仙台市と私の方で、特に岩切地区であれば山王小学校であるとか、あるいは高橋地区であれば中野栄の小学校とか、あるいは中野中学校ですか、それらと仙台市とも協定をこれから進めてまいりたいというふうを考えております。

○金野委員

わかりました。要するに、多賀城の境界線のあたりと、今、課長のお話ですと、いろいろなところと調整をやって、一時避難場所をふやしたいと、それは理解いたします。

そして、あと私が考えているのは、災害の規模にもよりますけれども、この前の調査で、私は極楽湯などは何も入っていないのです。例えば、ただお湯があったとき、沸かせるようなときは老人とか、そういうことも協定をある程度結んで、3 日に一遍でも入れるようなことをした方がいいと思うのですが、その件について課長はどう思いますか。

○伊藤交通防災課長

ただいまの日帰り温泉、スーパー銭湯ですが、これらも視野に入れながら対応してまいりたいと思っておりますし、さらには隣接市町の避難所の相互受け入れ、先ほどの問題についてもこれから対応していきたいとこのように思っております。

○金野委員

わかりました。

続いて 147 ページの、消防団関係ですが、先般、東松島の議会をちょっと傍聴してきたのですが、松島まで行って、「多賀城は火事が少ないのですね。予算も楽でしょう」などと言われて、その点で私もちょっと知っている範囲では答えたのですが、昨年の多賀城市内の火災発生件数及び損害額ですか、そして、塩釜地区消防事務組合発足以来、件数

及び金額とも最低記録を達成しているのですが、発生件数及び損害額は、昨年は、私の記録でも十何年間では全焼がないといっているのですが、詳しく御説明をお願いします。

○伊藤交通防災課長

お答え申し上げます。

ただいま金野委員おっしゃるとおり、昨年平成 20 年 1 月から 12 月までの 1 年間では、本市内における火災発生件数は 7 件であり、損害額は 80 万 8,000 円でございます。これは昭和 45 年、塩釜地区消防事務組合発足以来、過去、件数、金額とも最低の記録を達成をいたしました。

一番多いピークといえますか、火災件数は、昭和 53 年、これは宮城県沖地震発生した年でございますが、53 年で市内では 43 件の火災件数がございました。損害額につきましては、平成 8 年でございますが、金額にいたしまして 4 億 5,422 万 5,000 円ということで、53 年の 43 件につきましては、市内では 4 月に伝上山二丁目の建物火災により 4 戸全焼いたしております。さらには、同年には 12 月に桜木三丁目の雑居建物から出火して、店舗付住宅 14 世帯が罹災しております。

平成 8 年 6 月の 4 億 5,422 万 5,000 円の損害につきましては、仙塩流域下水道終末処理場におきましてガスに引火爆発して、損害額がこのような金額に相なったと、このようなことで押さえております。

○金野委員

昭和 53 年に 43 件、そして昨年は 7 件と、この金額も何か非常に、この中にも消防団の方がおりますけれども、やはり消防団の活躍は、そして 2 市 3 町の消防組合の活動というのはずごいと思いますので、今後とも市民の安全・安心のためにしっかりと防災に取り組んでいただきたいと思います。

次、最後ですが、毎度のことですが、151 ページ、この 5 番の、災害用備蓄品購入事業ですが、宮城県第 3 次地震被害想定調査、これは平成 14 年、15 年における宮城県沖地震連動型では、冬の避難者数は 4,353 人となっているのですが、備蓄目標の数は多分変わっていないと思います。そして、現在 3 カ所に常備しているのが、21 年度でも予定どおり、数はいいです。やるのかやらないのか、計画どおりいっているのか、お願いします。

○伊藤交通防災課長

数はよろしいということで、これは省略をいたします。

私どもにおきましては、食料備蓄ということでスタートしたわけでありまして、ただいま協定、市内の各スーパーであるとか、量販店であるとか、そちらの方で流通備蓄ということで協定をこれからも順次進めてまいりたいというようなことでございまして、やはり私ども、各市内において防災訓練であるとか、防災の研修会にお邪魔するわけですが、そちらの方でもお話し申し上げておるところですが、自助というような部分で、みずから、最低は 3 日分の食料を確保してくださいというような、そういった家庭内備蓄を奨励いたしております。

そういったことから、これからも民間業者と締結を組みまして、流通備蓄を一層推進を図ってまいりたいとこのように思っております。

○金野委員

流通備蓄、それからあと、乾パン等が現在備蓄されておるのですが、昨年も私たちの笠神地区で、防災避難訓練、そして当局の賞味期限の6カ月ぐらい前のものを、市民の方々に配っているのですけれども、それは大変に評判はいいのです。ただ、評判はいいけれども、私、一般質問でもやっているのですけれども、子供たちの学校の防災とか防災の教育のときにも、乾パンを出しているのか、出していないのか、そういうとき、私は出した方がいいと思うのですけれども、課長の御意見をお伺いします。

○伊藤交通防災課長

乾パンあるいはアルファ米を保存いたしておりますけれども、保存年限が5年間でございます。ことしも保存年限の切れる同数を確保しているというようなことでございまして、乾パン及びアルファ米、地域防災訓練あるいは、今お話のとおり、学校の防災教育等に、期限が迫っておる食料については順次防災思想の普及・啓発というような観点から、提供してまいりたいとこのように思っております。

○金野委員

学校の子供たちの防災とか災害訓練の授業に、乾パンなどを出した方がいいのではないですかと、私が言っているのですけれども、それについて課長、答弁をお願いします。

○伊藤交通防災課長

昨年平成20年度中、今年度につきましても、出した事例はございます。要請がございましたら、積極的に、在庫等も考慮いたしまして、提供してまいりたいと思います。

○金野委員

最後の質問ですが、今現在、防災倉庫及び山王と大代の3カ所に分派されています。たびたび私質問しているのですけれども、ある程度やはり、食料というのは分派すべきではないかと思っているのですが、幾らか進展したならば回答をいただきますし、現状維持ならなしでもいいですから、御回答をお願いします。

○伊藤交通防災課長

これにつきましては、さきに金野委員からは一般質問で、市長もお答えしているとおりでございまして、私どもといたしましては、教育部とよく調整を図りながら、分散備蓄に努めてまいりたいとこのように思っております。

○佐藤委員

二つ質問いたします。

123ページの、道路橋りょう事務に入るのでしょうか、貞山堀にかかるいわゆる人道橋の撤去なののですけれども、ことし全く取るのですでしたか。2年にわたってやるのですでしたか。

○佐藤道路公園課長

お答えします。

人道橋につきましては、今年度撤去する予定でございまして、今年度といえますのは、平成21年度でございまして。

○佐藤委員

早く取った方がいいのではないかという立場で質問いたしましたので、やはり交通どめになっていても、たまに通る人をお見かけするものですから、危ないということもありますし、どうせ取るというのであれば、2年ぐらいかけてと言ったような気がしたものですから、早く一挙に取ってしまった方がいいのではないかということでお尋ねをいたしました。

今、いろいろ工事も、業者の方々にも仕事が早く回って、それもまたいいのではないかという意味でも、早急をお願いしたいと思います。

それから、それにかかわるところで、かわりに、かわりにはならないのですけれども、生協のところを出たところの道路の歩道の整備を、やりますというお話だったのですけれども、この間、そうですね、薄暗くなったときに、ひとり暮らしのお年寄りが結構いらっしやるのですが、生協から出てきたときに、黒い服などを着ているとほとんどわからないという状況で、手押し車に荷物を入れて、あの歩道のないところを、まあ道路の中央部分を歩いているのをたまたま見かけたのですけれども、その方はしょっちゅうそういうふうな時間帯にそういうことで歩いているのですが、大変危ないというふうに思いました。

改めて、歩道の設置、道路の拡幅というのですか、生協の前のところの歩道をきちんと整備していただくことを急いでいただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○佐藤道路公園課長

歩道の設置ということでございますけれども、まず、基本的には、平成21年度に歩道を設置する計画でございました。それが、仮橋の撤去工事の方を急ぐということで、21年度の方に仮橋の撤去工事を持ってきまして、22年度に歩道の方の整備を行っていきたく、そのように思っております。

○佐藤委員

どっちが先かという話ではないと私は思うのです。一挙に手をつけないと、特に交通弱者と言われる人たちの安全は図れないというふうに思うのですが、だめですよ。なかなか無理だというふうに思うのです。

そうだとすると、道路を明るくするしかないのです。あの橋のそばのあたりは暗いのです。商店会の安全灯でしたかが少しつきましたけれども、本当に生協のところは暗くて、危ないのです。ですから、明かりをつけるということも含めて、安全対策を、あの生協の出入り口、車も本当に出入りが激しいですし、高齢者、弱者と言われる人たちの安全対策をとる必要があるというふうに思うのですがいかがですか。

○佐藤道路公園課長

安全を確保ということでございますけれども、夜間、私どももちょっと調査してみて、余りにも暗くて支障があるということになれば、道路照明灯などの設置もちょっと考えていきたいとそうように考えております。

○佐藤委員

どうぞ現場を見ていただいて、よろしく願いをいたします。

次です。149ページの、防災対策のところに入るかと思うのですが、先ほど金野委員のところでもはっきりしましたけれども、火事が去年、本当に少なかった。歴史的なことと思うぐらい少なかったということでは、皆さん方の防災に対する啓蒙の活動が効果を上げているのだというふうに思うのですが、煙探知機の設置を、義務というか何というか、罰

則も何もないので、義務ではないのかというふうに思いますけれども、でも、つけなさいという声かけがあるのですが、状況はどのようなのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

正確な数字につきましては、消防本部の方でもきちんとした数字は押さえておらないというようなことをございますけれども、おおむね、大体消防本部の方では、普及率は40%前後であろうというような話は聞いております。

○佐藤委員

何かあいまいな位置づけの事業なものですから、機器もそんなに安くないのですね。4,000円か5,000円しますから。おひとり暮らしの高齢者などには必要な器具だなというふうには思うのです。あるところにこの間視察に行ったときに、検知器、そこは設置できない人には、補助しても設置してもらったという自治体だったのですけれども、そこで高齢者ひとり暮らしの方のところで、たまたま鍋をかけていて、空炊きにしてしまって、煙が出てきて、「その検知器のおかげで大事に至らなくて本当によかったのです」というような経験をお聞きしました。

そういう意味では、設置を促進させる手段も必要ではないのかというふうに思うのですが、経済的にというと、なかなか難しいので、その辺はどのようなふうに考えていますか。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

ただいまの住宅火災報知器の設置、取り付けについてでございますけれども、これは保健福祉部の介護福祉課の方で、平成17年度には、地震に備えて家具の転倒防止、それで、翌年の平成18年度につきましては、家具の転倒防止とあわせて住宅火災報知器の取り付けサービスを、市とそれから多賀城市の建設職組合さんの御協賛を得まして、事業を展開いたしました。

それで、その対象となる地域は市内でございまして、対象となる世帯につきましては、65歳以上の方のみの世帯、さらには身体障害者手帳の交付を受けている障害者のみの世帯というようなことで、転倒防止とあわせて住宅火災警報機の取り付けの対応をしていただいたと、こういう経緯がございます。

○佐藤委員

そういう側面を今現状でやっているということであれば、そののところを、まだのところにはもう少し呼びかけを強めていただきながら、取りつけていただくところで頑張ってもらえればいいのかというふうに思うのですけれども、その先、まだもう少しあるのですが、まあいいです。やめます。

次、151ページです。津波ハザードマップ設置、標識等設置工事というところで、15番で上がっているのですけれども、緑地公園に入るところの津波の案内板に、「高台にお逃げください」と書いてはあるけれども、高台がどこだか、ちょっとその辺を具体的に書いていただいたらいいのではないのかというようなことを、決算か予算委員会か何かのところでお話を聞いていただいたような気がするのですが、この看板はそういうふうになっていますか。

○伊藤交通防災課長

今回、平成 20 年度の補正でこの間御審議いただきまして、これにつきましては、20 年度から実施して、3 力年度計画であの標識を設置する予定になってございます。

それで、平成 21 年度、新年度につきまして、ここに予算計上いたしておりますのは、平成 20 年度、今年度で締結をいたしました津波避難ビル等の、民間から御提供していただいたところに設置するという事です。

その以降の、今、委員お話の、各市内の公園等につきましては、平成 22 年度、来年度を予定しておるとこういうことでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○佐藤委員

ぜひ具体的にわかるような看板をつくっていただきますようお願いをさせていただきます。

○相澤委員

まず、121 ページ、道路台帳整備についてまずお聞きします。その次は、143 ページ、山王市営住宅についてお聞きします。その次、146 ページ、消防についてお聞きいたします。

最初に、121 ページ、道路台帳整備についてお聞きいたします。これはデジタル化、行政評価の方では 26 ページですけれども、デジタル化、平成 21 年度で 100%というふうになってはいますが、その後にも費用が必要なのはなぜでしょうか。

○佐藤道路公園課長

平成 19 年度から 21 年度、3 力年にかけて、アナログデータからデジタルデータにかえていくということで、今回、21 年度予算の方に計上させていただきましたけれども、それ以降というのは、今度はデジタル化は終わるのですけれども、いわゆる道路台帳というのは加除修正が、道路の工事などをした場合に、いろいろ加除と申しますか、毎年、毎年修正していかないと正確な台帳にならないものですから、それで毎年、その後も発生していくということでございます。

○相澤委員

その加除整備の中に、例えば測量デジタル化等も入っていくのでしょうか。

○佐藤道路公園課長

測量のデジタル化というと、どういうことなのでしょう。

○相澤委員

例えば座標軸の定点記入等も入っていくのでしょうか。定点インプットと言うのでしょうか、私も新しい言葉はわからないのですけれども、いわゆる測量業務委託の中でもちよつと話題になったのですが、定点をそのデジタル化の中でインプットしていけば、2 回も 3 回もその都度測量しなくとも済むのかという思いがあるのですけれども、起点のようなところをインプットしていくような作業も入るのでしょうか。わかりませんか、聞いていることが。

○佐藤道路公園課長

ちょっと補足しますけれども、今回のデジタル化をするのは、これは測地系といいまして、日本測地系から今度世界測地系に移行するので、それも一緒に今回直しているのです。

なぜかという、その日本測地系というのは、日本でしか通用しない座標といいますか、そういうもので、それを今度はアメリカとか世界で通用できるようなその測地系に直すというのも今回の作業の中に入っているのです。

それで、極端にその平成 21 年度は、毎年 800 万円がちょっと 200 万円くらいふえるのですけれども、最後の年ということで、21 年度は測地系が変わることによって、メッシュの切り方がもう位置が全然違ってきますので、図面の。そうしますと、そこの中にあるいわゆるカーブミラーとか道路照明灯などの標識に番号などが全部シールで張り直ししなければならぬのです。現場の方で。そういうことで今回少し 200 万円ほどふえていくと。

要は、簡単に言いますと、住居表示をする場合、住居表示の場合は名前までは変わりませんが、表札の住所が変わるといようなことを、今度現場の方でも全部直していくのです、一つ一つの照明灯などにもシールを張って、そういう作業も出てくるもので、今回ちょっと高くなって、平成 21 年度は予算をちょっと計上させてもらったのです。

○相澤委員

例えばキャドですと、3次元の定点設定などして、その応用をいろいろ使っていくのが範囲が広がっていくのですけれども、例えばそのデジタル化をすることによって、道路の耐用年数とか、あるいは補修用の費用の計算とか、その辺のところまで応用がきくようになっていくのかということをお聞きしたかったのです。あるいは、測量なども、その都度測量士に頼んでいますけれども、どこか定点をつくれれば、その応用問題もきくのかという思いで聞いたのですけれども。

○佐藤道路公園課長

このデジタル化に伴って、道路の耐用年数が変わるということはちょっと考えられないです。ただ、補修正関係が、デジタル化になっていますので、簡単にといいますか、容易に修正することができることとなります。

○相澤委員

後でまた勉強させてもらいますので、お聞きしに行きたいと思います。よろしく願います。

次、143 ページ、山王住宅についてお聞きしたいと思います。山王住宅は、借り上げ住宅という説明をいただいていますけれども、現時点でどの辺に求めて、何階建てとか、その辺の詳細がわかれば御説明願います。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

お答えいたします。

借り上げ住宅につきましては、2月中、2月1日から2月27日まで1カ月間、公募いたしまして、1社から申請といたしますか、申し込みがありました。

それで、今、法的関係を遵守しているものか、事前チェックをさせていただいていますが、その1件出た申請については、高橋地区に1件の申請が出ています。何階建てか云々については、現在出ていますのは5階建てで出ています。あと中身を全部チェックして、オー

ケーであれば、詳細述べられますけれども、今の段階ではその程度でお答えにさせていただきます。

○相澤委員

大体オープンになるのは、要するに情報を公にできるのはいつぐらいを見込んでいますか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

お答えいたします。

作業は今月いっぱいをめどにしていまして、その上で委員会にかけて、決定してまいりたいと思いますので、4月中旬ぐらいをめどに考えていますけれども。

○相澤委員

よろしくをお願いします。

次、146ページ、消防についてお聞きいたします。このいわゆる行政評価の方に、消防のタイトルだけあるのですけれども、中身がないのですが、その理由はどういうわけでしょうか。

○伊藤交通防災課長

お答え申し上げます。

私どもといたしましては、消防につきましては、経常的な業務の中の一環でというようなことで、その次の防災の方で3事業ほど掲載しておりますので、そちらの方で特化した形で掲載をいたしております。

○相澤委員

それでは、その防災の方で、この前たまたまテレビで、いわゆる防火用の生け垣として、サザンカとかツバキが有効であると。逆に、例えば杉とか松のようなものは、かえって類焼を、火をあおる格好なので危険だというような紹介がありました。多賀城市の花は、木ですか、たしかサザンカですね。非常にこれはいい話だなと思って私は聞いていたのですが、そういうような計画などは考えてらっしゃいますか。

○伊藤交通防災課長

防災上、生け垣はとても有効な防火防災の遮へい物だというようなことが言われております。

これにつきましては、建設部の方で、特に地区計画を定めております城南地区であるとかは、市から助成を施しまして、事業展開をしているというようなことでございますので、私の方からはその辺にとどめさせていただきたいと思います。

○相澤委員

建設の方で何か具体的に進んでいることがあったら教えてください。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

進んでいるというのは、どういうお答えをすればいいのか、実績でよろしいのでしょうか。
(「はい」の声あり)

生け垣助成については実施しております、平成13年度から20年度まで、これまで8年間の実績がございまして、ここ数年、50万円ですうっと実施してまいりましたけれども、昨年、若干要望が多くて、たまたま事業として「花のまちづくり事業」とあわせて実施しているような格好で、たまたまその花まちの方が少なく、生け垣助成がちょっと多くて62万2,000円の助成を実施しております。

種類についてはちょっと存じませんので、恐縮ですが、回答とさせていただきます。

○相澤委員

なかなかこのサザンカというのは市の花といいますか、木なのですけれども、表に出ることは少ないのですけれども、非常にそういう点ではいいということが出ていましたので、私は積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○吉田委員

都市計画総務費、土木総務費、公園費にかかわることで、まず最初に、都市計画課の所管だと思いますが、国府多賀城駅南口のパーク・アンド・ライド駐車場について伺います。

これまでも説明されておりますけれども、あそこの用地は清水沢多賀城線の用地であるわけで、課題としては、駐車場として活用するに当たっての目的外使用に当たるわけで、このことをクリアすることが、あの駐車場全体をさらに整備していく大きなポイント、課題だと思えます。

そういう点では、国及び県との協議により了解を図ることによって、あの駐車場を拡充整備しなければならないと思います。その点について1件伺います。

それから、もう一つは、そこの駐車場の管理等を含めての課題ですが、私は有料化した方がよろしいのではないかと思います。その意味では、機械設備などを設置して、その収益を維持管理費の一部に充当するというところで取り組んではどうかと思います。

全体的な課題としては、あの地域全体の環境整備を目的とするということで、国や県との協議の中でも、収益事業として使う場合には、目的外使用というのはなかなかクリアするのが困難だと思いますから、その辺のところは十分押さえた上で、そのような収益事業とはならないということをしっかりと定めて、国との協議などを図って、再整備をしていく。現状を見ると、非常に駐車場そのものが荒れていて、車の維持管理にも相当支障を来しているという状況下にありますが、そんな点での考え方について伺いたいと思います。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

国府多賀城駅南側の清水沢多賀城線予定地の利活用についてということで、御質問がございましたけれども、歳入でも、歳入の場面で部長から説明申し上げましたとおり、ただいま国土交通省東北整備局、宮城県及び当市の3者で協議を進めさせていただいております。

基本的には、暫定活用は目的外使用として認める方向で回答はいただいております。が、条件がついておまして、例えば、暫定活用期間については2ないし3年と考えてくださいということ。それから、駐車場として活用する場合には、その後の同面積と同じ規模の駐車場としての整備をどこにつくるのか、そういう部分についても明示しなさいと。あともう一つ、清水沢多賀城線その整備の年次を示していただけませんかという難しい部分がありまして、先ほど吉田委員の方からありましたその収益の部分、有料化についても含めまして、今後詰めていかなければならない部分がありますので、もうしばらく事業化についてはお待ちいただければと思います。

○吉田委員

話題はさまざまあることは承知しております。ぜひ誠心誠意協議を詰めて、実施に向けての取り組みを図っていただきたいと思います。

課題は、今御答弁ありましたとおり、暫定活用ということなのですね、前提が。それとのかかわりで清水沢多賀城線の整備年次ということ、提起する方は、言うのはよくわかるのですが、こちらからそのことに対する考え方を明記するというのは、なかなかこれまたちょっと困難性も伴うということが相まっているわけで、その辺のところは、先ほど私触れましたけれども、周辺環境整備と土地の有効利用ということで、いわゆる国民的な財産ですから、そういう面での理解を得ることも一つの考え方ではないかと思えます。

あわせて、現状使われている、大体 100 台程度でしょうか、同面積という話ですけれども、できるだけ広げていくということが課題になってくると思います。いわゆるパーク・アンド・ライドの性格も当然押さえながら、また、一般駐車場としての利用も可能な方策などもそこに付加していくと、加えていくというような試みを考えていいのではないかと。非常に市民的なニーズの高い、利用の要望のある場所でもありますから、そんな点での工夫も一考願えればというふうに考えています。

ぜひ年度内に、いわゆる平成 21 年度に、具体的に整備事業に着手できるような方向づけで協議を図られているものなのかどうかについて、再度お伺いいたします。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

できるだけそのような方向で頑張らせていただきます。

○吉田委員

次、道路公園課の方にかかわると思うのですが、今のパーク・アンド・ライドの関連も含めて、先ほど私は一般駐車場利用者という表現を使いましたがけれども、国府多賀城駅の南側及び北側の駅前広場の一般駐車場については、当分の間という表現で、いわゆる閉鎖しているわけです。これは既に明らかなおと、市民のいわゆるマナーの問題で、心ない利用者の問題が惹起していて、そうせざるを得なかったということでもあります。何回か閉鎖しているのですが、最近の例で言うと、平成 20 年 5 月 27 日をもって、当分の間、再度閉鎖するということになっているわけです。その告示が去年の 5 月 20 日に、道路管理者の市長名で告示されているということになっているわけです。

今の前段に触れた駐車場、いわゆるパーク・アンド・ライド駐車場との兼ね合いを含めて、この問題も都市計画課と道路公園課で同じ建設部内ですから、調整を図りながら、第 2 段の取り組みとしてこのいわゆるロータリー内の駐車場の閉鎖、両駅前広場の閉鎖の課題をどう解決していくか。なかなか困難な要因があるのですが、私は、一つ告示の中にも述べられておりますけれども、いわゆるそういうマナーを守らない駐車場利用者に対してはということで、「管理権に基づいて対応させていただきます」ということが表示されていますね。文書で、両側の駅前広場に、国府多賀城駅前の広場に告示されています。

私は、この管理権に基づいて対応するというのを、しっかりやった方がいいと思っています。この管理権というのは、恐らく施設管理権だと思いますけれども、その法的根拠も含めて、この管理権に基づいてしっかりと対応していくということによって、この当分の間閉鎖という問題を、解決を図るということについていかがでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

清水沢多賀城線の件については、今、次長が話したとおりなのですが、駅前広場につきましては、実は送迎車の方、お見送りに来る方がホームでお見送りしたり、もしくは駅に定期券などをかうために設置してある駐車スペースなのです。

実際にその使用頻度が少ないものですから、ある意味では通勤客等が置いていくという中で判断しなければならないのですけれども、今回、清水沢多賀城線の方に新たに大きい駅前広場ができたからといって、正直言って、今言ったロータリー部分の駐車場を開放すれば、前と同じようになるだろうとこのように考えています。

したがって、駐車場のスペースをもう狭くして、ある意味では別な形の環境整備というもので対応した方がいいのかと。あそこに不法駐車される分については、新たに設置する駐車場の方に導入すると、両方向が私はベターだとこのように考えております。

○吉田委員

なるほど。部長おっしゃる意味もわかります。述べられたとおり、送迎用の目的で、30分以内駐車可という性格づけで、これまで取り組まれてきたわけですが、先ほどの管理権の問題については所見があれば伺いますけれども、現状はあのプランターを置いて措置しているわけで、それらのことをさらに手を加えたり、工夫したりして、両駅前広場の利活用策について、駐車場という限定的な対応でなくして、さらに幾つかの手法を用いて利活用を図るような環境整備に取り組むという趣旨なのだろうと思って、今伺いましたけれども、そんな方向づけをとるとすれば、いわゆる国や国土交通省との協議の場における、先ほども触れましたけれども、パーク・アンド・ライドの主要面積ですが、同程度と言われている面積ですが、これもふやしながら、1時間当たり100円あたりの機械設備を設置することによって、一般の利用者も同時に使えるというような性格も織り込んで対処することも、工夫してみてもどうかと思うのですがいかがでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

駅前のロータリー部分につきましては、実は道路法上の道路と、こういう規定がございまして、駐車場で料金を徴する場合には、駐車場法に基づく駐車場整備計画というものを立てて、条例で措置しなければならないとこのようになってございます。

今お話にあったように、その時間決めで、コインのパーキングメーターをつけるというようなことを考えれば、もう少し全体的なものを見据えた上でやらなければならないという話と、それから、パーキングメーターを設置した場合の費用対効果の問題がございまして、その辺につきましては、将来の課題ということで、ひとつ検討させていただければとこのように思います。

○吉田委員

そういう意味では、前段に触れたことと後段に触れたことを、時期的にはずれると思えますし、やり方、方法についても変えていくことになると思いますが、2段構えで対処していただくことを当面進めていただければとこう思います。

あわせて、道路公園課の方にかかわりますけれども、これまた、これまでの議論の経過もあって、私自身、平成19年12月11日の一般質問でも述べておりました八幡通り公園にかかわる関連する道路整備なり駐車場なり、公園の整備にかかわることです。

これも部長の方から一定の説明がされているわけでありまして、これまた、今は、あそこの青空駐車場の部分というのは公園用地ですね。道路交通法上のいわゆる道交法によって、青空駐車していることが取り締まれないということで、いたちごっこになってい

るという悩みがあるわけですが、そういう意味では、行政財産であるわけで、そこをどういうふうにするかということが一つの課題だと思います。言うならば、目的を変えらるということで、普通財産に変えることができるのかどうか。もしそういうことができれば、一定の駐車場としての、両側にありますから、その用地を活用して駐車場として使っていく。その使い勝手方については、仙塩地区の工場連絡協議会などとも協議を図りながら、取り扱うということによって、これまた環境整備にもなるし、あの青空駐車の問題なり、いろいろな道路の運行上の支障なども一定程度解消できるということが含まれていると思いますので、それらの整備についての考え方について御披瀝願います。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

八幡通り公園につきましては、基本的に普通財産に戻そうということで検討してございます。それに伴って、あそこに駐車場を置くことについては、警察の方とも一部内々に協議しまして、前向きな方向で回答をいただいているという状況でございます。

一方、公園用地を廃止することによって、何か交付税などに影響するというのもございますので、その辺は財政サイドの方と協議はしますけれども、今のところ普通財産に戻して、それで後段部分については、委員おっしゃるとおり、仙塩工場地区連絡協議会と協議をさせていただいて、そちらの方をお願いするという段取りでは考えているという状態でございます。

○吉田委員

今の八幡通り公園の絡みの中では、いわゆる市道工場東1号線なり工場西2号線、工場西1号線に沿ったいわゆる八幡通り公園であるわけですが、部長おっしゃるとおり、その青空駐車としての扱いになっている状態のところを、普通財産に変えるということによって整備していけば、一部工場東1号線などについても整備していただきましたけれども、大変よろしくなるのではないかと思います。

そういう意味では、あそこの方策について、工場連絡協議会などと十分相談をしながら、これまた維持管理費を一定程度徴収できるようなことで話し合っただけならば。そのことによって、その駐車場なりあわせて維持管理の一部費用を、充当することができるということになるのではないかとこう思っているところです。

最後に、緊急地震速報システムのことについて伺います。151ページです。これは、大規模地震の発生を事前に把握するために、地震に備えた事前の対応を図るということで、被害をできるだけ少なくしていくと。そのために、公共施設への緊急地震速報システムを設置していくということであるわけですが、多賀城市内におけるこの取り組みの設置についての考え方、公共施設万般にこれらのシステムを導入するというで考えておられるのかどうかについて、事業全体についての説明をお願いいたします。

○佐藤管財課長

緊急地震速報の関係でございますけれども、今回、補正予算で計上しました19施設、これは多賀城市内の公共施設の19施設ですが、市内全部を網羅しているわけではありません。とりあえず、すぐ対応できるということで、ケーブルテレビの配線が来ている、あるいは簡単に引き込める施設を対象に、19施設の補正予算を先日、計上させていただきました。

その他の施設、まだ残っているわけですが、そちらについても、近々2次補正絡みで、別の方式での対応をしていきたいというふうに考えております。

○吉田委員

前段、答弁されましたとおり、ケーブルテレビのエリア内では、そのような形での工事の取り扱いが可能だと思いますけれども、その他の区域については、今現在、どんな方法でやるのが考えられておられるのか、検討事項について一、二コメント願います。

○佐藤管財課長

ケーブルテレビのほかに、二通りの方法を今考えております。

一つは、各施設、インターネットを利用している、例えば学校でありますとか、そういうところはインターネットの利用が可能になっていますので、インターネットを利用した警報を受けるということが一つです。

もう一つは、無線方式といひまして、これはラジオ放送の電波を受けて、自動的に管内放送するというような方式、この二通りを検討しております。

○吉田委員

そうすると、いずれにしても、市内における公共施設万般に設置をしていくというふうな受けとめてよろしいでしょうか。

その際には、年次計画等を定めて、全体の整備を図るということに相なってくるのかどうかについて御説明願います。

○佐藤管財課長

全部の市の施設となるかどうかなのですけれども、例えば市営住宅であるとか、それから消防団のポンプ小屋であるとか、そういったところとか、あるいは非常に小規模な施設であるとか、余り人がいないところとか、そういったところは対象外というふうに考えております。（「年次計画の方は」の声あり）

一応、平成 21 年度で完了させたいというふうに考えております。

○深谷委員

資料 9 の建設関係資料の 47 ページ、11 番の山王高橋線交差点改良について 1 件と、資料 7 の 135 ページ、放置自転車対策に要する経費でお伺いいたします。

資料 9 の、山王高橋線の交差点の改良なのですけれども、こちらは多分、私の自宅のすぐ目の前かと思うのですが、毎回事故が起こるたびに、掃除をしてくれるあの辺の地域の方々と一緒に掃除をしているのですけれども、その事故のたびにその方々から、「どうにかしてくれ、どうにかしてくれ」と言われたところが、多分この交差点改良で、どうにかなるのかと思うのですが、御答弁お願いいたします。

○佐藤道路公園課長

この工事は、山王高橋線のちょうど交差点、あそこの交差点自体が、交差点の距離が長いといひますか、非常に長くて、すぐ赤になっても突っ込んでいくといひますか、距離が長いために、今、深谷委員がおっしゃられたとおり、事故が結構多発している場所でございます。

それで、この場所を改良するとすると、交通島のように、少し交差点をしぼめてしまっやるのが一つの解決策だろうと、これは塩釜警察署の方でも、以前立ち会ったときに、そ

ういう御意見もいただきましたので、なお塩釜警察署と詳細にわたってまた検討しますが、それでも、そのように交通島をつくって、交差点を少し改良していきたいと、このような工事でございます。

○深谷委員

ありがとうございます。あそこは結局、毎回やっている方々も、こうしたらいい、ああしたらいいというような御意見が多分あると思います。それで、協働という部分で、そういった部分も地域の方々と話し合う機会のようなものを持っていただいて、ここはこうした方がいい、ああした方がいいという御意見をいただくことで、多分そういう設置が終わった後に、その事故が起こったときに、「何だ、結局やったことは変わらないのではないか」と言われても困ってしまうので、そういう部分は行政側も一歩、何と云うのでしょうか、線を張れるように、地域の方のちょっと御意見もお伺いしながらやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。答弁は要りません。

それから、放置自転車対策に要する経費なのですけれども、こちらの13節委託料というのは、これはどこに委託して、何の委託なのか、よろしく願います。

○佐藤道路公園課長

放置自転車対策に要する経費の13節委託料でございますか。これにつきましては、以前、長崎屋の北側の業務用の駐車場がありました。それを長崎屋が撤退したときに、当時の施設課が管理していた駐輪場を、それを去年の12月から、撤去してくれということになりまして、実は駅の北側に1カ所と、それから、今、旧長崎屋の本体を今解体していますけれども、あれは西側になりますか、横断歩道橋の下に2カ所、ですから、その横断歩道橋の下に1カ所と駅の北側に2カ所の仮設駐輪場を設けまして、これは2カ所について、1年中なのですけれども、土曜と日曜と、それから祝日を除いて、整理員を置いて、自転車の整理をしようという費用でございます。

○深谷委員

あそこの旧長崎屋のわきの歩道橋の下にある、今、鉄でくくっているところの中の、どこですか。あそこに置いてある自転車は全部放置された自転車なのですか。それは放置された自転車の対策に要する経費で……。

○佐藤道路公園課長

放置された自転車の対策と申しますと、うちの方では、駐輪場、市内に5カ所ほどございます。今言った仮設の駐輪場と、それから有料駐輪場も多賀城駅前にありますし、国府多賀城駅にもあるし、下馬駅にもあるし、山王駅前にもあるのです。

その放置された自転車の委託料ではないのです、この費用は。放置されないための対策でしょうか。済みません。

○深谷委員

135ページの、この放置自転車対策に要する経費で、この13節委託料が施設維持管理等業務委託料で245万5,000円と出ていますね。これは放置された自転車を維持するためにお金がかかるわけではなくて、されないようにこれをどこかにその自転車を委託してやるということなのですか。ああ、では、済みません。その放置自転車に対する対策として、放置されないように、そういう対策を講じるためのお金だということなのですね。（「そうです」の声あり）

今、私ちょっと違うところで聞こうと思っていたのですが、放置されていた自転車は、例えばあそこの橋、高橋にある、樋の口橋、あそこの下に放置されてある自転車などがありますが、ああいったものは何年間保管して、あれは多賀城市の場所ですね。

○佐藤道路公園課長

放置とおぼしき自転車をいかに処理していくかということだと思うのですが、まず、おぼしき自転車に最初に注意書を張ります。1週間後に今度は警告書というのを張らせてもらうのです。その1週間後に警告書を張りまして、これもまた1週間置きまして、所有者が判明しない場合は、先ほど言いましたように、樋の口橋の下の資材置き場の方にうちの方で持って行って、撤去をするという形になります。

その後、塩釜警察署の方へ拾得物の保管所ということで提出して、持ち主がわかれば、その樋の口橋のところに来てもらって、返してやるのですが、その持ち主がわからない場合は、以前は6カ月だったのですが、今は3カ月、遺失物法の改正がありまして、3カ月後には市の所有になるのです。それで、大部分の自転車というのは、車輪等の破損がかなり激しくて、乗れる状態ではないということもありまして、東部衛生処理組合において圧縮して、鉄くずにして、再資源化しているのです。

ただし、今年度平成20年度は市の管財課の方で、使用できるような自転車があれば、市の方でも使ってみようということで、たしか自転車の照会をして、何台かは市の方で使うようにしている状況でございます。

○深谷委員

ありがとうございます。とてもすばらしいことかなと思います。

そこで、一つ御提案があるのですが、その使える自転車なのですが、例えば、私も東京で学生時代があったのですが、その学生時代に、駅まで行くのに歩いていくのと自転車で行くのと、やはり違う部分もありまして、自転車をあちらで購入していたのですが、学院大が近くにありますので、多分学院大の方も学校への通学、はたまた車を持ってきている人はいいのかもしれませんが、そうじゃない方は、自転車を購入するか、そういった部分があるかと思しますので、そういった方に安価で御提供できるようなものは御提供するか、貸し出すとか、何年間貸し出しという形でやるとかということも方法の一つに検討してみたいかと思うのですが。

○佐藤道路公園課長

今現在は、市役所の方で、今のところは使えるものは使うという形で使用していますが、それが終われば、これは一般市民の方にもそういう形で今後検討していきたいと考えております。

○深谷委員

わかりました。あと、そこで保管する場合に、ただなげておいたら、それは雨が当たって使えなくなって、資源化しなければいけないのがふえるわけなので、例えばもうちょっと雨が当たらないようにしていれば、それだけ使える自転車がふえるのかと思しますので、資源化するお金もかけて東部衛生で処理するわけなので、そういった部分を少なくすれば、出さなくていいお金もふえるのかと思しますので、その辺も御検討ください。よろしくお願ひします。

○森委員長

ここで休憩といたします。再開は 2 時 20 分といたします。

午後 2 時 05 分 休憩

午後 2 時 19 分 開議

○森委員長

皆さんおそろいでございますので、再開をしたいと思います。

室内が大分暑くなっておりますので、上着調整はどうぞ御自由をお願いいたします。

○板橋委員

先ほど 8 款だと言われたことで、都市計画に関してちょっとお聞きします。

前によく一本柳の件で、市長が、今、用途変更しなければ、10 年先になるというお話をたびたびされておりましたが、ちょっとこれ、多賀城ではなく、仙台市の都市計画の方の資料で見ますと、「これは市街化調整区域に区分する制度で、昭和 45 年当初決定がなされた後、おおむね六、七年に一度見直しを行ってきており、今回で第 6 回目の見直しとなります」ということで、「ことしの 4 月ごろまでに宮城県へ申し出を行う予定です」と、この仙台市案のものを、ちょっと資料としてもらったのですが、その辺で、年数がどのように 10 年になったのか、その辺の違いをお聞きしたいのですが。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答えいたします。

板橋委員おっしゃるとおり、今まで 6 年、7 年のサイクルで都市計画の変更が行われております。一番最初が昭和 45 年 8 月にこれは都市計画決定区域区分を決定したのですけれども、その後は 52 年 7 月、7 年後になります。その 6 年半後、59 年 1 月、それから平成 3 年 3 月、これは 7 年後になります。そこからさらに 6 年後、平成 9 年 5 月、そして前回は平成 16 年 5 月ということで、これまで 6 年及び 7 年のペースで改定になっております。

この次行われるのが平成 22 年、こちらが第 6 回目の改定ということになります。

実は、その間、都市計画法が改正になりまして、都市計画法の第 6 条の 2 という項目があるのですけれども、これは都市計画の区域ごとに、平成 12 年に改正になったのですけれども、区域ごとにその整備をする方針を定めなさいというのがございます。

ここで法律で改めて方針を定めることになったのですけれども、宮城県では、ここで平成 16 年 5 月にこの方針を定めてございます。仙塩広域都市計画基本方針というものでございます。

この基本方針の中で、目標年次ということで、いわゆるこの平成 16 年に定めた基本方針の目標年次は平成 32 年にしますということで、目標年次を掲げております。

その中で、さらに、「ただし、区域区分の方針等については、平成 22 年に見直しをする」ということで明記されてございます。

したがって、この次の改定は平成 22 年というのは間違いのないところでございます。それ以降につきましては、特に明示はされてございません。基本的には目標年次 32 年でございますので、32 年に向けて、多少前倒しになろうかとは思っておりますけれども、少なくとも

もこの次の機会というのが明示されていないということで、32年をにらんだ都市計画の整備ということになってくると思います。

○板橋委員

では、申しわけないですけども、今話をされたもので、資料として出してもらえますか。
（「オーケーだそうです」の声あり）

ということは、もう今後10年は動かされないということですか。土地利用目的でもっての変更はできないと。そして、用途変更はでき得ないということですか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

基本的に、今回のようにこの方針では、区域区分の見直しは平成22年としかうたってございませんので、次の見直しがいつになるかというのは、今のところわからないとしか言いようがないのでございます。

ただ、この基本計画自体が、先ほども申しましたように、平成32年を目標にして計画をつくっているということからすれば、32年に近くなるまで、この目標が達成されたかどうかという見きわめがされるのだらうというふうに思っております。

ですから、10年と言われても、例えばその平成31年とか30年に見直しをするということも、前倒しですると、その辺の景気の状態を見ながら、前倒しで見直しするというのはあるかと思っておりますけれども、今のところ何年だというのは、目標年次は立っていないというふうに理解してございます。

○板橋委員

では、従前に、昭和45年から都市計画区域の見直し制度に対しては、平成22年以降10年先の32年ではないかというふうな形でしか、今のところは出てきていないということですね。そうすると、その間に用途区域の見直しの手続に入ることはできないのですか。この場所ではなく、別なところ。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

今の話ですと、仮に10年間、県がやらないということになれば、おっしゃるとおり、区域区分の見直しはできないということになります。

○板橋委員

では、今るるお話しされた制度上の資料をお願いしたいと思います。（「後でいいですね」の声あり）これは、もう既に今までにこういうふうにして、一本柳地区のことでお話ししているのですから、もう次の休憩の前までに出るでしょう。出ませんか。そちらでしょう。市長公室の方でしょう。

○森委員長

では、次の休憩明けまでに準備するそうです。

○板橋委員

149ページ、防災対策の充実に要する経費で、事務補佐員の報酬の235万5,000円についてお聞きしたいのです。

それと、防災訓練実施事業費 25 万円しか出ていませんが、これは地区でやっている防災訓練です。一生懸命推奨している割には少ないのではないですか。これ年間に 1 地区なのか、2 地区なのか、3 地区なのか。

そのとき、先ほど金野委員もお話したように、去年は笠神で行いました。151 ページの 5 の、災害用備蓄品購入にも関連するのですが、そのとき支給された乾パン、非常に新しかったですね。ぎりぎりですね。市民にお分けしてやる時、「こういうふうな賞味期限ですから、早目をお願いします」というような形で、一言つけ加えて、最後にお分けしてやりました。これはある程度乾パンなどは備蓄しなければならないとは思いますが、その辺うまく賞味期限内の商品を購入するのであれば、もっと計画的に購入することはできなかったのかと思いました。その件に関してお願いします。

○伊藤交通防災課長

まず、第 1 点目の、防災対策を推進する防災専門員の業務の範囲についてお答え申し上げます。

まず一つは、本市の防災対策の業務の指導及び助言に関する事という事なことでございます。それから、防火思想の普及・啓発に関する事、さらには防災の調査・研究、教育及び訓練の支援に関する事等々が、この防災専門員の職務となっております。

それから、第 2 点目の、地域防災訓練の、ここには補助金を計上いたしておりますが、これは各地区 5 万円で、5 地区で 5 掛ける 5 で 25 万円を計上いたしております。

それから、3 点目、防災用の備品購入事業でございますけれども、これは昨年、ただいま笠神地区の防災訓練のお話が出ましたけれども、これは備蓄計画で 5 年目が切れる直前のものを交付したというようなことでございます。これは皆さんに私自身が、閉会の折に、市の方で、「期限間近でございますけれども、どうぞ御賞味いただきたい」というようなことで、賞味していただいたというようなことでございます。

○板橋委員

それで、これは多少、担当課と地域の担当者との話し合いのちょっと行き違いがあったのかとは思いますが、手当てしていたと。うちの方でも。それであと、市の方の担当課の方からも来たといっても、事前の連絡がなかったという、各地区に対して防災訓練してくださいとお話をしていましたら、やはりその辺の意思の疎通は欠かないようにしていただきたいと。

それと、この防災に関して相当以上に市民も気を配っております。補助金は 5 万円だろうと 10 万円だろうとまだ違いはあるかもしれませんが、やはりもう少し内容を充実して、地区でやっていくのでしたら、この辺はもっと考えてもよろしいのではないですか、補助の方、課長。この件に関してだけ。出る、出ない、これ以上もう増額はできないとか、ありましたら。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

まず、第 1 点目の、その乾パンにつきましては、笠神の東、西、東西の区長さんと事前に調整をしていただきました。そして、地区の防災リーダーの方々とも十分調整をする機会を持ちましたが、ちょっと私の方の調整の中で行き違いがあったということがあれば、深くおわびを申し上げたいということでございます。

それから、第2点目の、地域防災訓練等に対する助成でございますが、これにつきましての拡充というお話がございましたが、私ども防災対策に配分されました財源の中で、さらには有効配分、有効活用の中で、今後とも最善の努力をいたしてまいりたいとこのように思っております。

○板橋委員

148から151ページまでにわたってしまうのかと思うのですが、防災対策に要する経費の中で、洪水に対するハザードマップがそろそろでき上がるということで、先ほどお話ありましたが、多賀城の地形を考えますと、津波、5メートルの津波が押し寄せた場合にはどの辺まで被害に及ぶか、そういうシミュレーション、それに対して、10メートルで、相当世界でも壊滅的な被害を受けている地域もあります。そういうふうにして、津波の高さに対する対策もこれでは講じられているのでしょうか。そうすると、高台に、どの辺まで避難しなければならないとか、この地域の方はどちらの方に避難した方がいいとか、せっかく費用をかけてつくる資料ですから、その辺まで一目でわかるような形でつくってもらえるのでしょうか。

あと、全国瞬時警報システムJアラートという件に関してお聞きします。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

まず、第1点目の、津波予測につきましては、これについては多賀城が浸水予想面積、メッシュでありますけれども、平方キロメートルではゼロ平方キロメートルとはなっております。

本年度、ただいまお話のあった洪水ハザードマップに津波の避難経路等々も網羅されるのかというような御質問でございますが、本年、今作業中で、間もなく委員各位にも御紹介できるかと存じますけれども、これは七北田川、そしてまた、本市の中央部を流れます砂押川の洪水、堤防の決壊等々も予想した浸水予想の避難経路であるとか、そういったものを網羅してございますので、津波に関するそのマップにつきましては、この洪水ハザードマップを検証して、次の年次で対応してまいりたいとこのように思っております。

それから、3点目につきましては、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの整備についてでよろしいのでしょうか。これにつきましては、全国的に導入状況、始まったばかりでございますけれども、平成19年度におきましては、全国の14市町村が既に整備をされております。平成20年・昨年4月時点では全国約100市町村が整備され、そして本年1月9日現在の情報では43都道府県及び、うち150市町村で適用されておるといようなことでございます。

それで、これについては、新しいシステムなものでございまして、前の一般質問でも市長が回答しておりますけれども、順次、いわゆる防災広報無線等のデジタル化に合わせて整備していければというようなことで対応しております。

ただいまの、2番目の、津波のハザードマップでございますけれども、これについても、当初計画では洪水のみの対応というようなことでございますが、その後、津波も内容、避難経路等も入れた形で対応しております。

○板橋委員

津波のハザードマップに関しても、気の長い考えで持っていくと、いつ襲ってくるかわかりませんので、早急に作成して、市民に周知していただきたいと思います。

Jアラートシステムに関しては、これ導入するとなると相当以上の費用がかかりますね。1,000万円から2,000万円とか。ただ、国の気象庁、消防庁からこの装置を通信衛星を使って、仮に多賀城で設置したとした場合、数秒で来るでしょう。それだけやはり費用対効果というのはあると思うのです。もういつ来てもおかしくない、宮城県に対しての水害・地震、皆さん、非常に市民の方でも危惧しているでしょう。地震のあるたびに。ようやく地震計、違う場所に設置する考えになってきたようですから、よく言っていましたよ。「なぜ多賀城が震度出ないのですか」と。

それと、今、課長がお話になったように、アナログ無線のデジタル化ですか、これに関しても一応Jアラートの資料をもらうために組合消防に行ってきましたら、行政の方がどのように対応していくのかまだ見えてきていない。消防の方はいろいろな補助金等がありまして、受け身の形であるというふうなことをお聞きしました。やはり、これも相当費用がかかってきますね。この無線のデジタル化にかわる場合の総費用とか、Jアラートシステムを導入した場合にどのぐらいかかるか、大枠でいいですからちょっと数字だけお聞かせ願いたいと思います。

○伊藤交通防災課長

ただいま委員の方では、デジタル化からアナログ化というようなお話でございますが、アナログ化からデジタル化というようなことだと思えますけれども、お答え申し上げます。

これのデジタル防災行政無線の整備費用でございますけれども、これは現在、指定収容避難所、市内21施設、21カ所と防災広報装置13基の既設柱、既にある柱を利用いたしまして整備した場合、総額では34局回線が必要となりまして、約2億5,000万円ほど整備費用がかかります。

一方、市内全域を対象とした場合、これも同様に既設の防災広報装置13基の既設柱を利用した場合、総額で4億4,730万円というような試算をされております。

そういったことで、私ども防災を担当する者といたしましては、早急に整備を行いたいところではございますけれども、こういったことから、多額の費用が、相当の費用を費やさなければならぬというようなことから、今後、事務事業の施策の中で、市長公室ともよく協議をしながら、その整備に向けた取り組みをしてまいらなければならないのかというふうに存じております。

○板橋委員

相当のお金がかかってくると。ですけれども、これは生活の安心・安全、市民の安心・安全ですか、これを考えた場合、そんなに悠長に考えてられないと思うのです。その辺で、今後、今、予算議会ですから、平成22年度以降、どのようなこれに関しての年次計画を持っていくのか、その辺を早急に立ち上げていただきたいと思うのですが、課長の方でそれを強く庁内の会議でお話しされる御意向があるのかないのか。

○伊藤交通防災課長

これにつきましては、冒頭に申し上げましたとおり、デジタル化の整備とあわせて対応していくというようなことございまして、ただいまも申し上げましたとおり、本市の通信施設の整備といいますか環境といいますか、19.65平方キロメートルの中で、どれが最も効果的そして効率的なのか、費用的にもどうなのかということ、この施設そのものが新

しい施設でございますので、先進地の状況等も踏まえながら、多賀城のこういった通信環境に一番最もふさわしいような設備というものを、これから研究をし、そして財源の確保等については、庁内でそれらを踏まえた上で対応していきたいというふうに思っております。

○雨森委員

資料7の141ページです。連続立体交差事業の中で、事業はどんどん進んでいるわけです。それで、その中で確実に今現在あります駐輪場は撤去するという事なのですね。あれは平成2年でしたか、に完成して、今日まであったんですが、2階にあります警察官立寄所はその際に消滅してしまうのかどうか。

そして、まとめて言いますけれども、交番も非常に難しいと、その事業において。そして駐輪場が壊れてしまえば、立寄所も消えてしまうというようなことであるのか。そういったことで、まだもう少し年数はあるのですけれども、お考えはいかがでございましょう。担当、お願いします。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

中心市街地の活性化ということで、プロジェクトの方でかかわらせていただいておりますけれども、基本的には、駐輪場自体は鉄道高架の中に入れ込んでということで、台数を確保したいというふうに考えてございます。

それから、警察官立寄所につきましても、今あそこにあって機能を有しているものですから、あの機能を損なうことなく、やはり鉄道高架下に設けながら、市民の安全・安心を継続していきたいというふうに今考えているところでございます。

○雨森委員

そうですか。その立寄所の面積も、将来的には、仮にそこが幹部交番になっても対応できるぐらいの、事前に面積を持っておくというようなお考えもあるわけですか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

現在、その規模等につきまして検討しているところでございます。これ県警とも協議しながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

○雨森委員

ではよろしく申し上げます。

それから、148ページ、地震対策です。今、交通防災の方の職員にも、調査していただくようにちょっとお願いしておったのです。実はもう1年か、2年ぐらい前ですか、朝のテレビの番組で、折り畳み式のヘルメット、これは消防庁からちゃんと認定されているというのです。非常にこう折り畳んでしまって、それを子供たちがランドセルに入れて、そして通学しているというテレビの番組があったのです。残念なことに、私、それがどこの学校かちょっと見失って、調べたのですが、なかなかテレビではわからなかったのです、追いかけてみても。そういったものを防災の方で調査していただいて、多賀城でそういったものが活用できるかどうかについてお尋ねしてみたいと思います。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

ただいまの雨森委員のお話では、折り畳み式のヘルメットということでございますね。たしかこれは商品名が「タタメット」という、ヘルメットではなくて、タタメットという商品名で、折り畳みますとA4版サイズの、持ち運びにもかばんにも入るといような、そういったヘルメット、折り畳み式の携帯用のヘルメット、と言うとおかしいですけども、畳めるヘルメットが市販されておるようでございます。

これを私の方でもカタログを既に取り寄せておりまして、今、1階の方に婦人防火クラブで、災害非常時の持ち出し品の展示いろいろ、各品目展示しておりますので、もし婦人防火クラブの方と協議をしながら、もし取り寄せることができれば、対応してまいりたいとこのように思っております。

○雨森委員

その製造元とか販売先がわかれば、我々もぜひ少し購入して、市民の皆さんに、あるいはまた子供さんを持っている方々に、非常にあれはランドセルにすぽっと入ってしまって、非常に便利ですし、危険度はないと認定されているわけですので、いい品物だと感じておりました。

それから、地震計の問題です。いろいろとお話が進んでいるようですが、多賀城のあの設置されている場所を見直してはどうかということではありますが、県の方も予算化しているようでありまして、今、多賀城では、市の方の考えでは、どの辺がいいのかというようにお考えでございますかお尋ねします。

○伊藤交通防災課長

地震計、正式には計測震度計といいますけれども、これの移設先については、委員お話のとおり、宮城県では県議会の方に予算を計上したというふうには担当の方に伝わっておりますが、設置場所につきましては、昨年秋に、県の危機監理官、そして本年には県の危機対策課長も現地視察に見えられておりまして、今後、現在の庁舎の6階西側の地下から庁舎敷地内の最も適した適地に、専門的な方からの診断といいますか、設置場所を検討されると思いますので、それらで対応してまいりたいとこのように思っております。

○雨森委員

庁舎内も大事だと思うのですが、県下の設置してある自治体の一覧表を拝見いたしますと、必ずしも町役場にあるとか市役所の敷地にあるというわけではないのです。集会所もあります。それから案外多いのが消防署に多いです。ですから、消防署の中に置きますと、24時間体制ですので、非常に管理的にもいいのではないかとっておたのですけれども、そういったこともいかがでございますか。

○伊藤交通防災課長

現在は、私の席の、交通防災課長席のすぐ隣の壁、壁面に、いわゆる震度の計測する機械を設置しておりますけれども、設置したのが平成9年度から利用開始しておりますが、その後どのような機材が、震度計が技術革新によって施されているか、ちょっと把握はしておりませんが、現在のタイプでありますと、ケーブルで有線をつないでいるタイプでございます。そういったことで、県の方からも状況視察に参りまして、場所について最もその震度計に適した場所、これから対応しなければならないのかと。私の方で把握している範囲では、電波とかそういった、電話回線などで飛ばすのではなくて、有線、ケーブルで配線するというようなことで県からは伺っております。

○雨森委員

そうですか。ケーブルとそれから無線、電波で飛ばすという方式もあるわけですね。ですから集会所とかああいうところに置いて、そういう実例がいっぱいありますので、大丈夫かなと思うのですけれども、消防署あたりですと。問題は、正しく伝えるということですね。便利だからそこに置くのではなしに、やはりしっかりとした震度はどうなのだということを調べるために置くわけですから、ちょっとケーブルで電線がきちんと届かないからこの辺でいだろうでは、これはちょっと困るわけでございますので、その点を踏まえながらよろしくをお願いします。

それから、ちょっとこれ気づいたことなのですから、私、新潟でボランティアで地震のとき行っております、賞味期限ということをよく言われるのですけれども、現場に行きますと、賞味期限の切れたおにぎりが出ているのです。もう午前中で賞味期限が切れているのです。ですから、夕方食べてもこれは別に腹痛を起こすわけではないのです。もう山ほど積んできます。業者がもちろん無料で持ってくるのです。それから例えばセブンイレブンとかいろいろございます。それで引き上げて持ってきます。ですから、そういったものに関しては、非常事態ですから、多少の賞味期限が切れたからどうのこうのという余裕もないですし、お手伝いに来た方々に、おなかがすいたら、それを持って帰って食べるとか、車の中で生活する方がいっぱいいるわけですから、私も1週間ぐらい車の中で寝ました。ですから、やはりそれが非常に助かるのです。弁当とかというのは皆個人持ちなものですから、お手伝いするけれども、そういったものは自分で出すわけですから、その辺も踏まえて、万一多賀城であった場合も、その賞味期限のおにぎりとか、物によっては弁当等ありますけれども、そういったことも一応念頭に入れておいた方がいいのではないかとそのように感じておりました。

○昌浦委員

まずもって、きょう昼に、12時45分前ですか、私の一般質問で要望したのですけれども、何か市民歌が流れる前に、コメントが流れたことをきょう気づきましたので、どうもありがとうございました。早速、すぐに取り組んでいただいで感謝申し上げます。

それでは、資料7に沿って質問させていただきます。

まずもって131ページ、国府多賀城駅自由通路等維持管理に要する経費なのですから、この自由通路なのですから、階段とそれから通路部分が自由通路なのでしょうか。エレベーターも含むと思うのですけれども。

○佐藤道路公園課長

階段部分、それからJRの線路をまたぐ通路部分、それから南側と北側の花苗の植栽業務等のなどもこの予算の中に入っています。（「自由通路はどこかと聞いています」の声あり）

自由通路は、階段とそれからJRの線路の上にまたいでいる通路部分でございます。

○昌浦委員

エレベーター遠隔管理システム業務委託料があるので、エレベーターも当然入るのだと思うのですけれども、それは後で答弁してください。

要は、なぜ今それを聞いたかといいますと、まさにこの自由通路は、看板を設置して広告料を取れる最高のところなのです。私はそう思うのですけれども、それはどうなのでしょうか。

○佐藤管財課長

私どもでもそのように考えまして、自由通路の看板の募集を、広告を上げる業者さんを募集しているところなのですけれども、今のところ、だれも手を挙げてくれないということでございます。

○昌浦委員

わかりました。

それでは、同じページの、都市計画事業運営に要する経費の中の13節委託料、まちづくり交付金事後評価方法書作成業務委託料、ちょっと私、何だかわかってわからないような、事後評価の方法書とは一体どういうものなのか。どういのを委託するのか、その辺、詳細にちょっと知りたいのですが。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

ではお答え申し上げます。

まちづくり交付金事業につきましては、平成22年度が最終年度になっております。22年度には事業評価を実施しなければならないことになっておりますけれども、この記載の方法書の作成につきましては、この事業評価に先立ち、事業評価が円滑、確実に進められるように、事業評価の方法等を明らかにして、事前に国の了承を取らなければならないシステムに、制度になっているものですから、大変技術的で細かいことなので、大変申しわけないですけれども、委託としてさせていただいて、予算を計上しております。

○昌浦委員

わかりました。普通でしたら職員の方が事後評価的なものであればつくって、私が知るところによると、国の方からそういう報告書の様式のようなものが送付されてくるのではないのかと思ったものですから、ちょっと今確認させていただきました。

続きまして、同じ資料の139ページ、これも都市計画課に関するところなのですけれども、8の、負担金、補助及び交付金、この中の国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金、これは私が市議会議員になってからずっと続いているのです。これはいつまでなのでしょう。

それと、なぜこの250万円を支払い続けるのか、その辺どうなのでしょう。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

事業は、昨年、国の方で公共事業再評価を進めて、相当整備の方針を縮小しております。

それで、竣工時期が平成25年整備完了予定となっております。市の負担金については、おおむね現状の250万円をマックスにした考え方で事業を進めますというふうに聞いています。以上で回答になるでしょうか。

○昌浦委員

回答にならないので、もう一回聞きます。要するに、平成25年度までは250万円を支払い続けるということなのでしょう。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

そのとおりでございます。

○昌浦委員

なぜにというところが抜けているのです。その辺は、どういう理由でずうっとこれ支払い続けているのかというのが、まだ御回答をいただいていない部分があると思うのです。

それと、この国営みちのく杜の湖畔公園というのは、間違っていたら済みませんが、よくあの入場料を取って、入っていくところではないのかと思うのです。（「釜房です」の声あり）釜房ですか。ああそうですか。釜房と私勘違いしたのです。（「そうです」の声あり）そうですか、それではちょっと間違いです。それはちょっと訂正しますけれども、このなぜなのかというのをちょっと。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

私が担当して、私も委員と同じような形で思っていました。それで、過去のいきさつを調べました。そうしましたら、要望による各市町村連合軍か何かわからないですけども、要望によって国の方で整備をしたということで、その発起人ではないでしょうけれども、要望する側の方に多賀城市も入っておりました。それは市の方と議会の方から何か連名で出ていたような気がします。過去のことなのであれなのですけれども、そういういきさつがあって、負担金を求められたと承知しています。

○昌浦委員

そちらに聞いたら一番わかりいいのだらうと思ったのですけれども、財政当局はつかんでいませんか、これなぜなのかというのを。いわゆる最終年次はわかりました。おつき合いなのだから、支払いは続けていかなければならないのは当然なのですけれども、だれかわかる人。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

詳しい数字的なものはわからないのですけれども、実は国営公園をつくったときに、宮城県、それから山形、福島と近県半径何キロ以内のその施設ですという決め方をしているのです。それによって導入する人口を持ち出しまして、基本的にはその全体事業費の3分の1が地方負担ですと。よく国道でも何かでもやっているのですけれども、その割合で協議会をつくってございます。そのうちの宮城県の負担が幾らですと、さらに県内の市町村の負担が幾らですとということで、事業をするということで、当初国営公園をつくったときに、そういう負担割合、協議会をつくってやっているという内容でございます。

○昌浦委員

わかりました。

それでは、同じ資料7の151ページ、備品購入費で災害用備品購入費、これ浄水機1台をお買い求めになるということなのですけれども、この浄水機102万9,000円という金額ですが、どのような性能を持っているのかというのが一つ、聞きたいところです。

それと、2点目は、過去にもこういうのが買ってあるのか。

○伊藤交通防災課長

お答え申し上げます。

浄水機につきましては、処理能力1時間当たり500リットルの水を浄水することができるというようなことでございます。

これは年次計画で、平成 14 年度から毎年 1 台ずつ購入をいたしてございまして、現在 7 台を購入し、21 年度も 1 台購入予定と、このようなことでございます。

○昌浦委員

では確認です。この浄水機、いわゆる川とか、よく先ほど議論のあった用排水路、あの辺の水などをくんで、それを飲めるような水に、1 時間当たり 500 リットル浄水する代物ですね。

○伊藤交通防災課長

これにつきましては、小型マクロ化浄水装置と言うのだそうでありまして、これについては、原水、いわゆる河川水、それから湖沼水、湖、沼の水ですが、それから飲料水の兼用の耐震性の防火水槽から取り入れる場合であるとか、あるいは雨水、雨水をためていたものを浄水する、そしてあと、小中学校のプール水、以上ろ過することができるという機能です。

○森委員長

竹谷委員の質問を受け付ける前に、休憩に入りたいと思います。再開は 15 分といたします。

午後 3 時 06 分 休憩

午後 3 時 16 分 開議

○森委員長

では再開をいたします。

竹谷委員の質問の前に、先ほどのみちのく杜の湖畔公園の答弁について、訂正をしたいというふうな建設部長の申し出がございまして、答弁を許します。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

先ほど、みちのく杜の湖畔公園の負担について、山形、福島という表現をしたのですが、今は宮城県と県内の市町村が負担しているという内容でございますので、訂正お願いします。

○昌浦委員

先ほど実はびっくりしたのです。山形、福島だというのが出てきたので。たしか記憶では宮城県だけではないのかと。

それから、あれは釜房湖のわきにある公園、先ほど言い差したときに、わきからちょっとお話があったので、私は間違ったのかと思ったのですが、何か入場料を取って、レクリエーション施設のあるところですね。市が負担金をやっていて、それでなおかつ、維持のためなのだろうけれども、入場料を払っているというの、何か国の管理としては、これまじくはないかと思っていたものですから、先ほど質問したのですが、

あと、やはり予算にこうやって出すということは、その根拠というのが、聞かれたらすぐに答弁できるようにしておくのが本当ではないのですか。担当課であり、それから予算をつくる、つくるといふか、最終的に司るところも含めて、根拠というのはやはり、ここに載せた以上は、いつまでなのですかとか、どういう目的なのですかということぐらいは、

把握しておくのが本当ではないのかと、漠然と私は思うのです。その辺、どうなのですか、私のこういう感想というのはいけないことなのでしょうか。

○伊藤市長公室長

全く委員おっしゃるとおりだと思います。

○昌浦委員

やはりこういうことというのは、職員さんのやりとりだけではなくて、真摯な考えを持って予算というものを執行していくし、その前にこうやって我々に予算議案書として配って、我々のいろいろな意見を付しながら、いいものをつくっていかう、平成 21 年度はよりよいものになろうということで、私たちもこの会に臨んでいると思うのです。今のように、ちょっとこれどうなのですかという、はあーなどというのはまずいと思うのです。その辺はどうなのですか。しかるべき人。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

みちのく杜の湖畔公園は、事業費の 3 分の 1、これが地方の負担率となっておりまして、この市町村負担率のうち、平成 21 年度は 1,000 分の 20 が多賀城市の負担という内容でございまして、このような積算をしております。

○昌浦委員

そうではなくて、きちんとした答弁をいただきたいのです、やはり。どうなのでしょう。

○鈴木副市長

そういうのは丁寧に説明するように、ただ、職員の中でも、新規ではないので、少し気持ちが安心したところはあったかもしれませんが。大変失礼いたしました。

○昌浦委員

それでは、この平成 25 年度で整備完了ということなので、今後でも過去のものでも結構ですから、これは資料を出していただけませんか。この負担金について、ずうっとわかるように。見ればすぐにわかるように、現在、過去、未来と。よろしくお願いします。（「了承したそうです」の声あり）

○竹谷委員

いや、本当、昌浦委員の質問はそのとおりだと思いますので、注意をしてください。お願いします。

125 ページ、これは端的にお聞きします。新田高崎線の工事が当初計画の山王小学校の交差点のところまで延伸をして、ひとまず舗装までして、私の事務所の前から行った幅員でいくのだと思いますが、完了している。しかし、多賀城市の大プロジェクトである工業団地構想においては、この路線がアクセスとして大変重要だということで、先般の説明では総額 18 億 8,000 万円予定、その上で地方道路整備臨時交付金、まちづくり交付金等を加えながら、この事業を進めていくというふうに説明をされておりました。

そうであるとするならば、少なくともこの新田高崎線の延伸と仙台港に接続する南宮北福室線の計画について、おおよそで結構ですから整備計画を明らかにしておくことは大事ではないかと思っております。

なぜならば、その理由を申し上げます。既に北福室線の沿線については、仮測量をし、テープを張っている姿勢を見させていただきました。そうなりますと、地権者はいつ来るのか、どうするのかという問題は必ず出てきます。ですので、そういう事業がスタートした、計画的に行ったというのであれば、計画的にこういう年次計画で、こうしていきたいのだという構想をお持ちだと思いますので、その構想についてお伺いしたいと思います。

○佐藤道路公園課長

平成 22 年度以降の計画について御説明しますけれども、今、山王小学校の部分までは 21 年度で工事を終わります。それ以降、西側に今度は延伸してまいりますけれども、南北に計画されております都市計画道路の南宮北福室線を南下しまして、仙台市まで早急に供用したいと考えておりますけれども、この路線は、御承知のとおり、八幡の一本柳地区の工業団地化構想を受けまして、工場等の流通経路路線として早急に事業を進めていくものでございますので、今のところ、平成 25 年度ごろには完成させたいと考えております。

なお、この南宮北福室線につきましては、仙台市といろいろ協議しなければならないということで、仙台市側と同時期に供用開始をしなければならないわけございまして、仙台市と今、協議を取り交わしをしております、仙台市の方でも、平成 23 年度からの 5 カ年計画の方に、南宮北福室線の整備計画を入れていきたいというような回答をいただいております。

それで、うちの方でも、それから仙台市の方でも進んでいって、何とか平成 25 年ころまでには完成させたいとそのように考えております。

それで、第 2 弾となりますけれども、今度は新田南錦町線の方で、仙台市の定禅寺通田子線の方を、いわゆる馬橋といいますか、田子大橋の方を、そちらの方は第 2 弾の方で考えていくと。まずとりあえずは南宮北福室線の方をまず完成させて、そのあと、第 2 弾としてそちらの方を考えていくと、そのように考えております。

○竹谷委員

いや、確認をしたいと思います。現在の計画では、先ほど申し上げました 2 路線、仙台までの交差まで、仙台市とも協議をして、平成 25 年には開通をしたいという計画で進めていくというぐあいに理解しておいてよろしいですか。再度確認しておきたいと思います。

○佐藤道路公園課長

南宮北福室線につきましては、平成 25 年度までに何とか完成させたいというふうを考えております。

○竹谷委員

そうすると、新田高崎線は、南宮のその言ったでしょう。福室線にタッチするところまでやるのでしょうか。まず、新田高崎線、延長して、それで福室線のところの交差までは延伸していくわけでしょう。私は、全部ではなく、その馬橋を含めてではなく、当面、この計画で出した内容は、平成 25 年度で事業を完成するという予定なのかと聞いているのです。これ持っていますか。あなたの方で出しているのですよ、これ。市当局で出している資料ですよ。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

当面は、今の予定では、平成 25 年度までに南宮北福室線の仙台の行政境までやりたいとこのように考えております。

○竹谷委員

ですから、新田高崎線の一部と含めていくということでしょう。それを聞いているのです。そうしないと、市民から質問されてもわからないわけです。いいですか。その辺はきちんと整理してくださいね。テープを張っているところから仙台までのものは、平成25年度までにやる。お金がつかつかないかの問題は別として、多賀城市としては25年度までに進めていきたいという構想であるということに理解してよろしいですねということです。いいですね、部長。（「はい」の声あり）

ため息をつきますよ、本当に。端的な話をしていること、全然とらえてくれないのですから。端的に質問していますから。

129ページ、これは既に建設部の方には、これは質問しますということで話をしておりますので、砂押川の堤防除草に関してであります。県の委託事業で、多賀城市はどこの方にこの除草の委託をされるのか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

お答え申し上げます。

砂押川堤防除草につきましては、河川愛護5団体を予定しております。これは毎年同じところに、それぞれ区間を区切って受託いただいておりますけれども、一つは、農業青年会議所、一つは、八幡上一、下、下二区という団体、それからもう一つは、東田中南自治会、もう一つは、志引河川愛護会、もう一つは、五城会という名の河川愛護団体5団体でございます。

○竹谷委員

これは除草ですね。（「はい」の声あり）

地域コミュニティ課長、恐縮ですが、城南地区で市長がおいでになった「おぼんです懇談会」でこの問題が出ましたね。記憶していますか。砂押川の環境整備について質問が出ましたね。それについてあなたは理解していますか。

○片山地域コミュニティ課長

そのときには理解をしておりませんでした。

○竹谷委員

早速、次の日、市長が視察に行かれたということをお聞きしております。あの質問はなぜ出たのかという根拠です。今、市長が見ているこれは、砂押川堤防樋の口橋から八幡を見たところですよ。これは去年の春にきれいに花が咲きました。これを見て、ひっくり返って市川側を見たら、全然環境が悪い。これと比べて。ですからあの質問が出たのです。できれば、上流というのですか、の方もこういうぐあいな砂押川整備を、環境をこうやったらいいのではないのかという御質問なのです。趣旨は、そう理解しなかったでしょう。どうですか。

○片山地域コミュニティ課長

そこまで詳しくは理解しておりませんでした。

○竹谷委員

少なくともそこで出たその根拠づけというのは、しっかりと理解をして、現場の、あるいは所管の方にお話をして、できるのか、できないのかということで、地域の方、質問者に回答をしてやるのが本来の筋ではないかというふうに思っていたのです。私はそう思っているのですけれども、そういうとらえ方でよろしいですか。

○片山地域コミュニティ課長

御指摘のとおりだと思います。

○竹谷委員

そうすると、建設部の方には、こういうような環境の整備、例えばこういうような感じをイメージをして、地区懇談会で出ただけけれども、建設部はどういう検討ができるでしょうかという、あなたの方に意見具申の何かが行くはずですね。私はそう思っているのですけれども、いただきましたか、そういうこと。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

正直のところ、私たちの方は、その写真に写っている枯れススキとそれから流木の取り払いというぐあいに認識しておりました。

○竹谷委員

そうすると、上流側もそういう感じと、流木のこの木の環境整備というのはやはりやらなければいけないのだという認識で、現場を調査をしたというふうに理解しておいてよろしいですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

そのとおりでありまして、仙台土木事務所の方にも伝えてはございます。

○竹谷委員

多賀城の観光も含めていろいろあります。この砂押川のこの感じは、仙石線からも見えま
すし、東北本線からもロケーションとして見えます。私は、ぜひこういうすばらしいもの
が、昔植えたのです、これは。昔植えたのが今出てきたのだと思いますけれども、少なく
とも上流側でもこういう整備をして、市民の憩いの場所として、ある程度活用できるよう
にお考えになった方がよろしいのではないかと。特に、この上流には城南区画整理で整備
をした鴻の池公園があります。これまでに、例えば、これの先も惜しいですけれども、最
低でもここまでに連檐すれば、一つの散歩道、市民の憩いの場所として潤う場所になるの
ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

見解なのですけれども、先ほど部長からちょっとお話しされていましたが、早速土
木事務所の方に見解を聞いてまいりました。残念ながら、委員と同じように、私も、「き
れいな」と思って、そのとおりにならないのかという見解で土木事務所の方にたしま
したところ、河川の保護の観点から、土木事務所の見解は、消極的な御意見でございま
した。

なお、1回で引き下がるのもあれなので、何遍かトライして、何とかならないものか、御相
談を重ねてみたいというふうに思っています。

○竹谷委員

それ以上言っても、相手があることですからあれですが、ひとつこの辺のロケーションを見て、一部、これは余り護岸しろというとなれなのですが、魚を愛好する会から、またいろいろ問題があるのですけれども、自然を破壊するのかわという問題があるのですけれども、そうですね、3分の1ぐらいは護岸して、魚の住みかもある程度考えて、七北田川などはやっているようですから、そういうものを作って、あと3分の2あたりにこういうロケーションをつくったら、大変いいのではないかというふうに思いますので、ひとつ、建設部は一生懸命やっておられると思いますけれども、市挙げてひとつそういうものについて取り組んでいただきたいというふうに思います、副市長、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

これは史都景観形成歴史の道構想というのがございまして、いろいろな市民の方々にかわっていただいて、郷土として残すものはどれなのかということの取り組みもございまして。そういった中で、いいものはその中でいろいろ残す方向で検討されていくということになると思います。

また、それから、ただいまの件につきましては、今、委員おっしゃられたように、ちょっと河川管理上の、河川監理者の意見にもちょっと左右されるところがございまして、その辺も含めて、広い意味で今取り組んでいる景観形成事業、歴史の道構想の中でさまざま検討させていただきたいと思っています。

○竹谷委員

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。県にかかわることですので、菊地市長は元県会議員の先生でもありますので、そういう点の人脈も生かしながら、ぜひ砂押川の堤防が一つのすばらしい憩いの場所になるように、ひとつよろしく御努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

3点目が、131ページ、これも教えてください。都市計画道路概略設計業務委託料という項目がありました。850万円ですね。この内容はどのような内容なのかひとつ教えていただきたいのですが。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

お答え申し上げます。

都市計画道路網の見直しにつきましては、平成19年度からの事業ということでスタートしていきまして、最終年度は平成21年度・来年度でございまして。

若干作業のおくれが現在ありますけれども、平成20年度中には廃止路線あるいは変更しなければならない路線の見直しを進めております。今、交通量解析をやっている時点で、その見直し対象あるいは廃止路線があるかどうか、今、交通解析をやっている途中なので、それ以上は情報としては持ってございませんけれども、それを基本にルートの変更が生じた場合については、概略設計をしなければならないということの予算でございまして、そういう意味合いで予算計上しております。

○竹谷委員

わかりました。そうしますと、平成19年、20年度で、現在ある多賀城の都市計画街路について、現状と照らし合わせて、変更する箇所はないかという作業をして、その結果をまとめるという内容であるというならば、現在までの検討の中で、現在決定しております都市計画街路の中で、何路線ぐらいこの事業の見直しに入っていくのか。

特に危惧をしているのが清水沢多賀城線、暫定開通をするための予算を組んで、城南の地区と同じようにブロック歩道で補正予算を組んでいました。その延伸です。八幡側に行く。これらについてはどういう考え方で進めていくのかということが、大変重要だと思っていますし、それともう一つは、幅員車道4車線、歩道という計画ですが、現実的にはそれだけの交通量が果たしてあるのかどうなのかということも、私、目の前で見て、常々感じているわけです。

であれば、先ほどの質問にありましたけれども、国府多賀城駅の鉄道横断にかかわるあの地区の幅員が必要なのかというものにまで発展してくるのではないかと思います。今つくってある暫定のところは、一応は2車線で、あとは自転車専用道路のようになっていますので、私はとやかくそれについては言及しません。ただ、鉄道横断をするあの駐車場用地に暫定使えばいいのではないかということなども含めて、あの幅員が今までの計画どおりの幅員であるべき姿なのかどうなのか、私はこの見直し計画があるとなれば、検討する余地が、私の目の前のものとして、あるのではないかというふうに見ているのですがいかがでしょうか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

御心配の向きの清水沢多賀城線については、幅員縮小も視野に入れながら、検討することになる予定と考えています。それでよろしいでしょうか。

○竹谷委員

わかりました。特に、これと一本柳との関係がありますから、現実的に、この地区は、で、私は、あそこは現状でいいと思う。今のままで大丈夫だと思います。あれ以上広くしても意味がないと思います。ですから、そういう点を全般的に見て、必要なのか、必要でないのか、特にあそこだけは必要でないと思うので、必要な分だけにして、以外の方は駐車場なりなんなりで、公共で活用していくというふうな計画も一緒にやっていたら、これは県と国といろいろ協議して、計画を出さなければいけないという問題があるでしょうから、その辺も含めて検討して、計画を出しながら、あそこの土地の活用を考えたらいいのではないかというふうに思っているものですから。やると言いましたね。ではそれを期待しておきます。ぜひ、今お話にあったような方法で検討していただくようお願いしたいと思います。

3点質問しましたので、後に移します。

○板橋委員

先ほどの都市計画の件に関して再度お聞きしたいのですが、先ほど資料をもらったもの、これはおおむね10年後にしか見直されないというのは、仙塩広域都市計画基本方針、平成16年5月に出した宮城県の資料に基づいてですね。

○鈴木市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

先ほども申し上げたように、仙塩広域都市計画基本方針の中で、そういうふうなうたっているということで認識しているところでございます。

○板橋委員

では建設部長にお聞きしますが、都市計画の区域についておおむね5年ごとに基礎調査云々というふうな形で、今まで私も認識していたのですが、これが変わっていないのか、現状維持なのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

線引きの方針は、都市計画法の第6条に、「基礎調査はおおむね5年ごとに行う」というぐあいに明記されてございます。

したがって、基礎調査そのものは、定期的に5年ではないのですけれども、おおむね5年ごとに行いました。

さらに、「その10年先を見越した形で市街化区域編入をやりなさい」と、こういう規定でございまして、その方針は今も変わっていないようでございます。

ただ、県の方としましては、前は都市計画審議会、年に4回ほどやっていたのですけれども、現在2回という部分で、委員の方からも、もう少し頻繁にというような意見はあるようでございます。

○板橋委員

ということは、都市計画区域の見直しに関しては、従前どおりそんなに、今の制度は変わっていないということで理解してよろしいですね。わかりました。

次に、No.7の125ページ、JR貨物跡地購入に要する経費、これをちょっと詳しく、どういう目的で活用されるのか、あとは測量を委託した時点での平方メートルの評価、あと、路線価がこの辺りらになっているのか。それで買入れ価格が平方メートル幾らだったのかお聞きいたします。

○佐藤道路公園課長

まず、土地の利用でございますけれども、これは将来の緑道計画のために買うということで、今までずっと、平成10年3月に覚書を取り交わしております、今までずっと毎年500万円ずつ購入しているところでございます。

面積にしまして208平方メートルほどでございまして、単価が平方メートル当たり、これは鑑定を取っております、2万2,500円でございます。

○板橋委員

そうすると、鑑定2万2,500円の208平方メートルでもっての計算で、土地購入費が出てくるということですか。

○佐藤道路公園課長

そのとおりでございます。

○板橋委員

将来的に緑道にすると、あとは平成10年からJR、これはJRですね、覚書を取り交わしているというのは。

それで、最終的に総延長幾らぐらいになるのか、あと、幅員がどれぐらいなのか、場所がどの辺なのか、詳細にわたる図面、地図をお願いしたいと思います。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

JR貨物跡地の利用につきましては、協定書は2本に分かれています。最初に協定を結んだのが、JR貨物線のための単独線の部分、要は留ヶ谷の向泉院の裏あたりの部分、それから、

もう一つは、東北本線と交わった以西の部分、砂押川左岸までの区間について、両方の協定を、覚書を結んでおります。

図面はどのぐらいの精度のものですか。

○板橋委員

図面というのは、今お話ししたものを、ずうっと沿線、これを緑道にして、遊歩道か何かに利用するということでしょう。そうしたら、北が起点になるのか、南が起点になるのか、それ全体的な図面というふうな形で認識してもらいたいのです。そして幅が、3メートルから4メートル範囲内とかいろいろあると思うのです。それで、もうこれから何年までこれを、年500万円の予算で用買をしていくのか、平成10年に覚書ということは、その前後から用地買収で応じてきているのか、その辺ぐらい、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

道路公園課長から、おおむね緑道の整備ということでお話し申し上げた内容については変更ございません。

一部、一番東側の部分については、今回の都市計画道路網見直しの中で、できれば都市計画道路新田南錦町線の路線をJR貨物用地に振れたらなという部分を考えておまして、一部都市計画道路も想定の中に入っております。

それで、それ以外については、下水道施設あるいは緑道部分が主ですけれども、幹線部分についての取得純面積と未取得面積を申し上げればよろしいでしょうか。そういう状況でよろしいのでしょうか。

○板橋委員

それはまだことしで終わりというわけではないでしょう。そうしましたら、ある程度ずうっともう既に用地買収した、あと下水道用地になっている、あとは、今、道路用地になっていると、この分がこれぐらい道路用地になったとかと、図面おろしたところに、これが道路です、これは下水道が入っています、これは緑地にしますとか、そういう漫画絵をかいてもらえばいいのではないですか。それとあとは、最終的に幾らの面積で、用地買収に何百万円かかりましたとか、そういう資料だけでよろしいのです。

○佐藤道路公園課長

全体面積なのですけれども、まず1万4,214.98平方メートルございます。では、あと図面を出します。

○森委員長

図面を出すそうですので、よろしいでしょうか、板橋委員。（「はい、いいです。それを見てからあとお話しさせていただきます」の声あり）

○板橋委員

では、とりあえず3問目、125ページの、4、除融雪対策に要する経費1,800万円、ちょっとことしの1月末に痛ましい事故がございましたね。それに対して、この1,800万円の除融雪でことし数回、去年から雪、降雪されていますが、どれだけの幹線道路を除雪し、

融雪剤をまいていただいたのか、その辺、大まかでいいですから内容をお聞きしたいと思います。

○佐藤道路公園課長

市内の市道の延長 170 キロメートルございますけれども、まず除融雪を必要とする路線というのが大体 64 キロメートルございます。

それで、ことは 1 回、融雪作業を行っております。この 64 キロメートルにつきまして 1 回行っております。

○板橋委員

その 1 回だけで終わりですか。そのほかのところ、ほかに関しては一切しないということですか。

○佐藤道路公園課長

融雪をするときの、うちの方で基準というのがございまして、大体雪が 10 センチメートル以上になれば除雪します。それから 10 センチ以下でも、路面が凍結するおそれがある場合は、今度は除雪ではなくて融雪作業を行うという形になります。

○板橋委員

基準があると。10 センチメートル以上積雪しなければ除融雪は行わない。（「いや、除雪です」の声あり）除雪。それは市民全部に周知されていますか、わかっていますか。こういうアナウンス、何年に広報しましたか。その辺お聞きします。

○佐藤道路公園課長

市民向けに広報まではしていません。うちの方では、済みません。過去に何かしているという情報がありましたので。（「告知の方で答えられる方いますか」の声あり）

○森委員長

では、ここで休憩に入ります。再開は 15 分といたします。

午後 4 時 00 分 休憩

午後 4 時 15 分 開議

○森委員長

定刻前でございますが、再開をしたいと思えます。

板橋委員の質問に対して、道路公園課長より答弁の申し出がございました。お願いします。

資料は、1 点はできたのですが、もう 1 点がまだちょっと今時間がかかっておりまして、いま少しお待ちくださいとのことでした。

○佐藤道路公園課長

ホームページ等に、降雪 10 センチメートルとか、周知しているのかということでございますけれども、うちの方のホームページのトピックスの方に、「降雪に伴うお知らせ」ということで、「歩道や区画道路などの雪かきに御協力ください」ということで、「市では路

面の凍結や圧雪の状況により、市道の幹線と補助幹線道路の除融雪を実施します」ということで、10センチメートルという明確な表示は今のところしておりません。

それで、この表現の方法ですが、これから入れて、ちょっと検討してみたいと思いますけれども。

○板橋委員

ホームページ見る人と見ない人があるのですから、毎月市の広報が出ているのではないですか。雪が降る時期になったら、12月、1月、2月にちょっと名刺大の大きさに広報すれば、何らそんなにお金がかからないのではないですか、違いますか。その辺どうなっているのですか、広報。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

毎年、マンモス坂の件で、実は広報市政だよりに載せておりますので、そのように配慮したいと思います。

○根本委員

147ページ、消防行政に関してお伺いをしたいと思います。

まず、第1点目は、先ほど佐藤委員からもお話がございましたように、火災警報装置の問題でございます。これは、来年ですか、国の法律で期限が来るというのは。宮城県が先んじて、去年の6月からですか、条例で設置を義務づけたと。ただ、その義務は努力義務になっていると、こういう状況でございます。

県内で、今、設置の割合が40%になっていると、このように伺っております。

実は、ことしの1月から、皆さん御存じのように、高齢者の火災、そしてまた子供たちの火災で死傷するという、大変痛ましい火災事故が発生しております。こういう意味では、火災弱者といえますか、小さい子供、あるいは高齢者の方への対策というのは非常に大事だということで、先ほどの質疑を聞いておりました。

私は、この問題について、やはりきちんと市で取り組んでいくべきだとこのように思うのです。それはなぜかという、高齢者の方をやはり守っていく、もし火災になった場合に、その方がどのように通知するか、こういうのができないのですよ。この間、防災訓練があったのですけれども、防災訓練で、火事があったときの訓練を電話でするのです。その電話でした、それでもなかなか高齢者の方がやるというのは、実際119番も、もう焦ってしまっただけという状況もありますし、また、身体状況が非常に悪い高齢者の方もいる。こういう方々に対する対策はどうするかという、こういう問題があるのですけれども、平成21年度はどう取り組むかと、こういうことでお伺いしたいと思います。

○伊藤交通防災課長

ただいま根本委員からお話のあったその住宅火災警報機の設置についてでございますが、塩釜地区管内におきましても、昨年1年間の火災発生の中で、初期消火に成功した事例で、なおかつその住宅火災警報機を設置したことによって、未然に全焼、半焼までには至らなかったというケースが3件あったということで、消防本部から報告されております。

ただいま御質問の高齢者のこの住宅火災警報機の設置についてでございますけれども、先ほど佐藤委員のお話でもありましたけれども、平成18年、19年、家具の転倒防止とあわせて対応したというようなことでございますが、ひとり暮らしの老人世帯や、あるいは障

害を持った方だけの世帯については、当時も一つの福祉施策、老人福祉施策、障害者福祉施策の一環として実施をいたしましたものですから、建設職組合と市というようなことで、庁内においては保健福祉部の方と、その辺について、可能性について再度調整をいたしてまいりたいとこのように思っております。

○根本委員

今、課長がおっしゃったように、初期消火というのが非常に大事なのです。ところが高齢者の方の世帯でもし火事になった場合に、それが可能かという、非常に厳しい問題もあります。ですから、まず燃えているという意識をその装置に基づいて認識することと、認識しても通報ができない場合どうするかという問題があるのです。例えば、高齢者の体の不自由な方などに緊急通報システムというのが行っていますね。ですから、火災になったときに、例えばそれを通して連携をすとか、何らかの対策、高齢者のひとり暮らしあるいは体の不自由な方、障害者の方の世帯で火事になった場合を想定したときに、その通報のシステム、ただ 119 番かけられる人はいいですよ。ただ、なかなかそこまで高齢者の場合はいかない場合もあるので、そういう緊急通報システムとの連動、こういったことも視野に入れて、対策を講じていただきたいとこのように思います。

それから、もう一つは、市民の安心・安全を図るという、生命を守るという点から、救急関係ですけれども、例えばぐあいが悪くなって、救急車を呼ぶと、大体今 5 分ぐらいで多賀城市内は来ると思います。

ただ、その後に、救急病院を探すのに、その場所からなかなか病院に行けなくて、立ち往生しているという光景がよく見られます。そういう対策をやはりきちんととっていかないと、幾ら救急車が 5 分ぐらいで来ても、やはりその人の命を守れるかというそういう問題がございます。

実は、多賀城市内には病院はいっぱいございますけれども、救急指定病院というのは決まっておりますね。しかし、必ずしもそこで受け入れ可能かという、そうでもないという現状がございます。

国においては、ドクターヘリ、これを推進しようということで、県においては、県がそれを推進するわけですけれども、東北においてもそれを推進しようということになっていきます。ところが、ドクターヘリの場合はやはり経費が非常にかかるという問題もございまして、宮城県でも足踏みしている状況だと、こういうふうに私は思います、財政的に。それで福島と、今は青森で導入をして、今、宮城でも検討しているし、岩手、山形、秋田でもいずれ導入する方向で検討しているということ伺いますけれども、どうかドクターヘリというのは非常に有効的なのです。もう 15 分で病院に行くということで、ドクターヘリを受け入れる大学病院等も整備されておりますから、そういう意味では、しっかりとその対策に向けて、県の方に陳情、要望していただきたいとこのように思いますけれどもいかがでしょうか。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

塩釜地区管内におきましては、ただいま御指摘の救急状況についてでございますけれども、平均現場到達所要時間が塩釜本部管内では 6 分 02 秒要しております。

それで、委員御指摘の件であります、平均的な病院等の収容所要時間、これは 33 分 54 秒というようなことが報告されております。

ただいまドクターヘリ、福島そして青森は既に設置されておるということは、私の方も承知をいたしております。

これらの病院平均収容所要時間の短縮につきましては、塩釜地区消防本部でも、消防担当課長等でも議論の対象となっております。これは医療機関との調整も必要ということでございますので、これは地域医療という立場から、そちらの方でお答えするのが相当かなというふうに思っております。

○根本委員

まず、健康課長も国保年金課長も、まず問題意識といいますか、そういうものを持って、そういうことも県で推進していただきたいということで、そういうことで問題意識を持ってください。お願いします。

それから、もう一つは、これはこの場で質疑していいのかどうか、市民の皆さんの悩みというか、そういうことですので、警察とも関係する問題ですからお話ししたいと思いません。

例えば、孤独死、一人で亡くなった場合、この間もありましたけれども、1週間後に発見されたり、市内でもございます。そういった場合に、まず救急車が来ます。死亡していると、私どもの手には負えませんということで、事件性があるかもしれないので、まず警察が来ます。警察が調べて、そしてお医者さん呼びます。担当医が決まっているのです。嘱託医が決まっています。平日、夜中でない限り、担当医が来て、嘱託医が来て、その死亡の検死をする。そして死亡診断書を書いた場合、18万円ぐらいかかるのです。これは県内どこでも大体同じだと思います。夜中の場合、25万円ぐらいかかるのです。これが遺族の方が支払うということになるわけです。

ところが、孤独死するような家庭、あるいはひとり暮らしとか住んでいる家庭のところ、そういう多額のお金を支払える遺族の方がいるか。もちろん払うわけですが、大変な思いで払っているというのが現状なのです。

ところが、東京、大阪方面、こういう大都市圏では、警察では無償にしているのです。ですから、その辺のギャップがある。宮城県では警察がお願いしている嘱託医には、嘱託医が何も助成がなく、全額市民が支払うような形になっているということで、続けて2件ぐらい相談をいただいたのです。なぜこんなに高いのでしょうか。病院に入院していればさほどかからないで診断書は書いてもらえます。ですから、そういう現状を踏まえて、これはどういう形で市民の声を届けていったらいいのかわからないので、今、私質疑して、大事な問題だと思いますからお話しているのですが、その現状、警察ではよくわかっていますから、その辺のお話をしながら、しっかりと大都市圏に見合う、やはりその対策を講じていただかないと、当事者は非常に大変だという問題がありますので、ぜひお願いしたいという思いですがいかがでしょうか。

○伊藤交通防災課長

ただいまの警察の検死料のいわゆる負担の軽減というようなお話のようでございますが、本市におきましては、この平成20年度から、災害時要援護者の避難支援プランというものを、保健福祉部の方で今鋭意進めておるところでございますけれども、私もこの検死料、今、委員の方からお話を受けまして、新しい話題として承ったわけではありますが、他の先進的にやっておられる団体等で、行政事務の中で、消防防災対策事業として取り組んでおられるのか、あるいは福祉的な施策として取り組んでいるのか、ちょっとその辺の見きわめも

必要かというふうに、そのように承知をいたしておりますので、その辺、研究してまいりたいというふうに思っております。（「お願いします」の声あり）

○竹谷委員

1件だけ、絞りまして。139ページの、国・県事業負担金の関係でお聞きしなければいけないのかというふうに思っているのですが、補正予算の審議のとき、玉川岩切線の開通に伴っての質問をしたら、一般質問で出ているのでというお話だったので、私、あのときは質問を控えさせていただきました。

その一般質問を受けて、きょうは一般質問した方がおりませんので、ちょっと気になった項目がありますので、再度御質問をさせていただきたい。

一つは、信号機の設置の問題で、一般質問でも提起されておりました。その回答では、当面3カ所、南宮集会所、それから旧といいますが、今の県道市川線のあの交差点のところ、そして浮島のタッチするところと。

私は、開通が7月末か8月ごろのようですので、中央公園付近の開通までには、ぜひとも水入交差点になるのか、中央公園の交差点になるのかわかりませんが、あの交差点には信号機をつけた中で開通をさせてほしい。

その理由を申し上げます。多分、土・日もかけて中央公園の利用者を含めると、交通量は通年変わらないだろうと。南宮市川のところよりも交通量があるかもしれません。なぜならば、中央公園の活動をしていますので、サッカー、少年野球を含めて、利用者の自動車も頻繁に通ります。

それともう一つ、踏切があります。踏切の関係でいろいろありますので、それで今ある市川のところの信号機との関係があるので、ここはぜひつくっていただきたい。交通対策から見ても、ぜひつくってから開通をしていただきたいということを、私は強く思っているのですけれども、一般質問の答弁以上進まないというのであれば、県に強力に申し入れて、交通事故撲滅のために頑張っていただきたいというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

この間の回答では、水の入線という回答はしておらなかったのですけれども、この場所については、信号機をつけるという方向では県の方と実は協議してございまして、県の方でも、とにかく市の意向を受けて、努力するという回答まではいただいております。ですから、供用開始するまでにつくるかどうかという部分では、まだはっきりしていないものですから、その部分については回答を控えさせてもらったという内容でございまして、現状は認識していると、その方向で努力するという回答どまりですので、なお今の委員のお話を聞きまして、再度県の方をお願いしたいと思っております。

○竹谷委員

特に子供たちを乗せてくる車が土・日多くなります。そういう関係から、マイクロバスで来る場合もありますし、ワゴン車に定員いっぱい乗せてくる車もあります。そこであの交差点で事故が起きた場合に、大変な被害になってくるというふうに思われますので、その事情、あの辺の公園利用の事情も含めて、県の方に力強く要請していただきたいということを要請しておきたいと思っております。

ついでにもう1点、あそこには歩道がつきます。歩道がつくということは、第二中学校の子供たちの通学路となると思います。その場合に、夜間の子供たちの下校の時間帯は、防犯上からいっても大変危険な場所になりはしないかということで心配をしております。

そういう観点から、歩行者専用道路も含めて、照明といいますか、ここは防犯灯というわけにはいきませんので、道路照明灯を兼ねた防犯対策も含めた夜間対策も視野に入れた要望をしていただきたいと。また、そういう設備をつくっていただきたいというふうに思っているのですけれどもいかがでしょうか、その辺。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

県の方からは、道路照明につきましては、連続照明はやらないと。この御時世ですので、交差点だとかそういう部分にのみつけるということで回答を得ております。

したがって、今のお話ですと、道路照明灯という形になるかどうかは、県の方でやらないというものですから、防犯灯もしくは街路灯という部分で、担当の方と協議して進めてまいりたいとこのように思います。

○竹谷委員

街路灯ということになると、電気料の負担の問題が出て、いろいろあるものですから、私はあえて道路照明灯という言い方をしたのですが、実は、これもまた例に出すと失礼なのですが、城南の道路を見て、暗くないですね。あれは城南の事業の中で、皆さん方にやると、道路照明灯だから町内の負担でやりなさいという言い方をされるので、できるだけ安全なまちづくりということで、あの費用を取って、そしてあの城南地区にふさわしいデザインはどうなのかというものを含めて、ああいう対策をとったわけです。

ですから、市の区画整理事業ではそういう指導をしておられるわけですから、あそこは町内会はないわけですから、その辺を含めて、今、防犯灯という名目でもつける検討をしようというのであれば、その電気料金は市で負担するというぐらいの腹づもりでやっていたかなければ、子供たちの安全・安心が守れないのではないかというふうに思いますので、その辺も含めて設置をしていただくように、検討していただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

内容的にはわからないわけではないのですけれども、防犯灯については、現在多賀城市が負担しているという部分はないものですから、検討することはしますけれども、余りいい返事はできないのではないかと考えています。

防犯灯については、実際にほかにもいろいろ要望を受けていますので、道路の照度等なども踏まえて、県の方がつけるその道路照明灯、それから、それを補完する形の防犯灯という部分で検討していかなければならないのかという部分なのですけれども、その料金等につきましては、地区の方々とも御相談をしながら進めてまいりたいとこのように考えております。

○竹谷委員

私があそこ、市川地区の地域が、あそこ家が張りついているのであれば何も言わないのです。今でさえも暗くて、いろいろ要望が来ているわけです。ですから、そういうところは、画一的ではなく、その現状、現状を踏まえて、先ほどから安心・安全というものであれば、子供たちの下校時の安全というものを考えれば、当然教育委員会からもそういう要望は出

すべきだと思うのですけれども、やはり市全体で子供の安全ということを考えて、画一的な論理ではなく、ここはこういう特殊な事情があるから、ここはこうしようというやり方、工夫というものが私は大事ではないかと思しますので、その辺も含めて検討していただきたい。多分答弁をいただいても、先ほどと同じ答弁だと思いますけれども、ぜひ財政を預かっている市長公室長を初めとする財政経営ですか、行政経営ですか、という皆さん方、その辺も含めて、画一的ではなく、その事情に合った対策を講じていただきたい。お金がもらえなければ、現場ではどうにもならないというふうに言われると、私たちが幾ら言ってもしょうがないですけれども、そういう施策、そういうことも含めて、現業部門と特に相談していただいて、予算措置も含めて考えていただきたいというふうに思いますが、公室長、いかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

かなり難しい問題で、いずれその辺のお話はさせていただきたいと思っておりますけれども、市全体として、以前には多賀城高校の通学路ということもございましたので、できれば県の方に設置していただくという方向性で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

特に、私は今、多賀城高校のことで、あれは県立の多賀城高校ですから、あれは県がやらなければいけない。当たり前です。生徒の安全を考えると。こちらは多賀城市立第二中学校の生徒が利用するところですから、これはやはり所管として多賀城市が責任を持ってそういうところは進めていくという政策は、私は大事ではないかと思しますので、答弁はいただきませんが、そういう視点でこの問題をとらえていただきたいということをお願いしておきます。

○藤原委員

では1点だけ。125ページの、留ヶ谷一丁目地内のJR貨物跡の件ですけれども、塩竈境付近は新田南錦町線の用地にもなる予定だという話でしたね。

ところが、塩竈分は、JRはみんな売り払って、線路沿いにずうっと家が建っているのです。JR塩釜線に本当に乗せるとなると、あの家を全部取り払ってしまって、下馬森郷線にぶつけるということになるのです。

ですから、私は、もうJR塩釜線の線路跡に都市計画道路を乗せるという話は、なくなったのだと思っていたのですけれども、いまだにそれはまだ生きているのですか。塩竈ともそういう協議を続けているということですか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

お答えします。

生きているということで検討の中に加えています。いずれ塩竈市区域については、南に振るのか北に振るのか、あるいは今整備したところに行くのか、それはその後の協議の話でございまして。

○藤原委員

確認ですけれども、では下馬森郷線につなげるということで、塩竈とはいまだに協議をしているのだという確認でいいのですか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

受け取られ方が違うと困るのですけれども、下馬森郷線につなぐかどうかは別にして、そういうのも含めて、すべて見直しの中でやっていきたいということで、今作業を進めています。

○藤原委員

つながない場合もあるのですか。行きどまりの都市計画道路をつくるのですか。道路というのは必ずどこかにつなげるようにつくるのではないかと思うのですけれども。

それから、もう一つ、塩竈と多賀城が本当に JR 塩釜線跡に乗せるという話をしているのでしたら、なぜああいうことになってしまうのか、私は理解できないのです。JR に、売のをちょっと待ってくれという話をするのが当たり前ではないかと。本当に都市計画街路をつくる気でしたら、なぜああいうふうになってしまうのか、私はそれが理解できないのです。

もし、あそこを本当に道路にするのでしたら、家を全部壊して、1軒当たり 6,000 万円なのか 7,000 万円なのかかわからないのですけれども、補償して道路をつくることになるのですよ。私はあり得ない話だと思うのですけれども。再度お願いします。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

言い方がおかしかったかもしれませんが、下馬森郷線の南北、どこかにつく位置が違って来るかもしれませんがという意味なので、行きどまりの道路にはなりません。南北の位置が違って来るかもしれませんがということで言いたかったのです。

それから、塩竈市の取り扱いについては、私どもの方に聞かれましても、ちょっと何ともお話しできないのですけれども。（「はい、わかりました」の声あり）

○雨森委員

先ほど根本委員から出されましたことと同様の、救急車で病院ということで、私もお尋ねしたかったのですが、ちょうど根本委員から出していただいて、理解をいたしました。

実は、この 1 カ月の間に、ある 3 歳児の子供さんが、窒息死というのですか、いずれにしても、朝起きてみたら亡くなったということで、救急車で仙台に運ばれたということです。そうしまして、帰ってきたのが夜 7 時半ごろだった。解剖されていたということです。結局、虐待とか今いろいろとそういう問題があるものですから、不審に思って、警察の方では医者に回し、解剖したと。頭と胸と包帯でびっちり巻かれていて、下はパンパースか何かはいているということで、親たちもびっくりし、取り調べも受けたということがあります。

お寺を紹介してくれということで、私もお寺さんまで走りまして、夜間、お寺さんに枕経を上げてもらったのですが、そのときに、診断書を書く場合に、今、根本委員からも出ましたけれども、3 歳児で 16 万円だったそうであります。その 16 万円のお金に私もびっくりしたのです。夜間であれば、おっしゃるように割増は高いのだと。そのお金を支払わないと診断書を書いてくれないと。ではお金がなかったらどうするのだということです。火葬にも持っていけないのではないのでしょうか。

ですから、どことは言いませんが、ある葬儀屋さんが、非常に良心的でありまして、その社のローンに組んであげようと、支払いを、分けて払いました。それで、その葬儀社がお金を出してくれて、そのお金を納めて、診断書を書いてもらったということを知りましてびっくりしました。

ですから、この議会でこれをどうこうしてくれというわけではないのですけれども、やはりこういったことも起きる可能性は十分あるわけですから、ぜひそういったこともいろいろと方針といいますか、とにかくこんなことは初めてなものですから、そういうお寺さんもいることであり、葬儀社も立派な、そういうふうに関心を持って対応してくれたということで、行政側もそういった意味で、いろいろな形があると思いますので、何かあれば相談に乗っていただきたい、そのように要望いたします。

○森委員長

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○板橋委員

123 ページ、道路維持補修に要する経費 7,000 万円、道路維持をどのように多賀城の市道をパトロール、管理されているか、今の現状をお聞かせください。

○佐藤道路公園課長

パトロールの状況だと思いますけれども、市内 170 キロメートルほど市道がございますけれども、パトロールの重要度といいますか、両側に歩道があるような交通量のある幹線道路と、一般の幅員 4 メートル程度の生活道路では、見る頻度は当然違ってきますけれども、幹線道路につきましては週に一、二回はうちの方でやろうと。それから、生活道路の方は、170 キロメートルの市内の隅々までとなると、月 1 回ぐらいの程度で、うちの方の維持係の担当の職員、それから非常勤で、6 名のうち 3 名がその道路担当ということで、今配置しておりますので、その方々で路面の状況とか、あるいはその排水設備、いわゆる側溝等の破損とか、それから交通安全の施設、カーブミラーとかガードレールとか、その辺の点検を行って、道路のパトロールを行っているという状況でございます。

○板橋委員

非常に違うのですね、幹線道路と生活道路で。同じ市道ではないですか。違いますか。皆さん税金を納めているのは比率同じでしょう。それで、道路が割れたりして、多少雨が降ると液状化、土の色が出てくると。そうなっても補修されていない。ただパトロールしているだけではないでしょう。やはり大規模改修、整備をしないがために、早目の手当てというのはいないのですか。

○佐藤道路公園課長

今、委員おっしゃるとおり、部分的に、雨などが降って、交通量が多いところは当然壊れてしまいます。ですから、壊れそうになるといいますか、亀裂がいっぱい入ってくるような路面については、部分的にかなりの大規模で事前に舗装の打ちかえ等を行っていった状況でございます。

○板橋委員

一部これ下水道にも絡むのですが、下水道工事をした後の埋め戻しに多少の問題があるのではないですか。そういうところが多少陥没がひどいですね。その辺で、最後の完了検査、それをもう少し厳しくやっていただければ、道路はそんなに早い時期に傷むということはないと思うのですが、これ担当が違うとなればどうしようもないのですけれども、最終的に全部道路課に来るのでしょうか。道路の整備、維持に。その辺の下水道工事でも水道管の布

設がえに対しての、その後の道路のメンテナンスに対しては、どのように下水道、水道との横の話し合いがなされているか、その辺をお聞きします。

○佐藤道路公園課長

基本的には、下水道工事とかあるいは水道工事で、埋め戻しをして、舗装すると。それで3年以内に極端に陥没等があれば、それは占有者の方の瑕疵だろうと。瑕疵といいますか、責任でさせております。

それが5年なりあるいは10年になって、徐々に亀裂や陥没といいますか、全体的に下がってきた場合は、占有者にはそこまではできないだろうということで、うちの方の道路公園課の方で全体的に補修をしていると、そういう状況でございます。

○板橋委員

やはり5年か10年以内に再度補修整備しないように、もう少しちゃんと管理することを、これから心がけていただきたいのですけれども、これはなかなか難しいでしょうね。

次に、123ページの、同じ1の、交通安全施設整備に要する経費の1,500万円、これはバリアフリー化にするということで、高齢化社会に対応して、これは150メートルですか、それでこしはここ1カ所で終わりですか。バリアフリー化にしていくのは、年次計画でずうっと計画をされていくのか、その辺お聞きします。

○佐藤道路公園課長

交通安全施設整備に要する経費の工事請負費の中で、ここの中ではいろいろ道路照明灯やら、そのカーブミラーとか、あるいは区画線とかいろいろ、あるいは今委員がおっしゃられたその歩道工事などをやりますけれども、平成21年度につきましては、高橋地区の、これは資料9の47ページの中の、①高橋地区なのですが、高橋奈賀斉線というところが、両側歩道になっている道路がございます。この歩道がバリアフリーになっておらないものですから、切り下げ等を行って、スムーズに身障者等が、車いすが通れるような道路に改良していこうということで、来年度は高橋奈賀斉線を予定しております。

次の年は、また別の路線を、計画的に行っていきたいとこのように考えております。

○板橋委員

参考に聞きますけれども、歩道が高くなっている多賀城市の170キロメートルの市道で、どのぐらいのパーセンテージであるのですか。

○佐藤道路公園課長

ちょっと詳しくはわかりませんが、170キロメートルのうち、恐らく、両側に歩道があって、マウントアップになっているか、あるいはフラットになっているか、その両側歩道というのは恐らく2割くらいだと思います。

○板橋委員

その辺もやはり、市道を管理しているのでしたら、ある程度の、約ではなく、もっとはっきり数字を出せるようにしていただきたいです。

あと、121ページの4、土地開発基金繰出金189万円というのは、どういうふうな繰り出での、これをどのようにお使いになるのですか。それに対して、今、土地開発公社で

持っている土地の筆数、何年度に買い上げて、いつに、どういうふうな形のお仕事をされるのか、その辺お願いします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、この 121 ページの土地開発基金繰出金でございますが、これは土地開発基金で保有しております現金の、定期預金の金利でございます。定期預金の利息、これを一度歳入で受け入れて、それを基金に積み立てるときの科目がここの科目になるものですから、この金額は来年度平成 21 年度における基金の定期預金の利息分でございます。

それから、土地の関係でございますが、これは土地開発基金の分でもよろしいでしょうか。公社の分というお話だったようですけれども。（「公社です」の声あり）公社ですか。

○佐藤管財課長

現在、公社の方で持っています土地は、あの中央公園の事業用地の部分だけです。

○板橋委員

済みません。もう少し詳しくお話しできないですか。

○佐藤管財課長

中央公園の事業用地で 895.51 平方メートル、これを平成 21 年度から 24 年度にかけて市の方に売却する予定になっています。

○板橋委員

それは約 1 億 360 万円ほど。

○佐藤管財課長

約 1 億 2,000 万円ほどです。

○板橋委員

1 億 2,000 万円、そうですか。それではこれは違うのですか。まあいいでしょう。あとは行って詳しく聞きますので。

それでは、土地開発公社で持っている基金は、お幾らぐらい今現在あるのでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

土地開発公社で持っている基金はございません。

○板橋委員

では、この土地開発基金繰出金は、これは現金定期預金の利息になるということで、この土地開発基金は。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

土地開発基金と土地開発公社は別物でございます。

まず、土地開発基金は、多賀城市が管理している土地の先行取得のための基金でございます。

それから、土地開発公社は、多賀城市が出資していますけれども、一応別会社ということで、土地開発公社はまた別にあるということでございます。

○板橋委員

それで、土地開発公社では基金は持っていないということですね。わかります。これ、自治体が全額出資している外郭団体というのは、自治体にかわって、学校などの公共用地を先行取得するのが土地開発公社でしょう。そうすると、先ほど管財課長が言われた中央公園の土地の取得、これは土地開発公社保有の資産ではないのですか。

○佐藤管財課長

中央公園の事業用地として土地開発公社が取得し、これを市の方で買い戻しするという事です。

○板橋委員

そうすると、これを担当の市の方に売却した場合に、売却益が出ますね。それはどういうふうにして積み立てとか基金とかあるのではないのですか。ないのですか。何か大分持っているというのを、2年ぐらい前にちょっとお聞きしたことがあるものですから、その辺が、これまだ中央二丁目の、今、国でよくお話しになっている埋蔵金のようなものとはまた違うのですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、今回のその土地開発公社で持っている中央公園用地の関係でございますが、土地開発公社では、多賀城市から公園用地の先行取得の依頼を受けまして、土地開発公社が先行取得をするということでございます。それで、今買って、保有している分がございまして、それを複数年かけて、市では買い戻しをして、公園整備にしていくということでございます。

公社の方では、その土地を買い受けるための資金を市の土地開発基金から借りております。ですので、その基金から借りたお金で土地開発公社が土地を買いまして、そして買った土地を今度市に売ったときにお金が戻ってきますので、それを今度土地開発基金の方に公社の方から返していったということで、基本的に売買益は出ないというような形で進んでおります。

○板橋委員

売買益は出ないとは言いますけれども、これは現金で買えば、あと現金で売却すればいいのでしょうか。ただ、これ起債等で買った場合に金利がかかるでしょう。そうしたら、その分はいただかなければならないでしょう。それで金利が変動しているでしょう。公定歩合の変動などで、数年の間に、また安くなった。数力月前まではちょっと上がっている。そうしたらそれに対しての差異が出てくるでしょう。市の土地開発基金、これ結構あるでしょう。それが幾らぐらいなのですかと、それを参考にお聞きします。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

ちょっと説明が不足しておりました。申しわけございませんでした。土地開発基金から土地開発公社にお金をお貸しするに当たりましては、通常の運用と同程度の、預金と同じ程度の利息をお願いします。ですので、土地開発公社では土地を売却するときに、利息相当分も含めて土地代に入れておりますので、その分が合わさって土地開発基金の方に返ってくるということです。

それで、土地開発基金の現在高、説明の中でも一度お話ししておりましたが、再度御説明させていただきます。土地開発基金の平成 21 年度末での見込みの残高でございます。現金分で 18 億 9,531 万 9,000 円、それから、今申しました土地開発公社への貸し付け分がございます。これが 1 億 1,411 万 1,000 円、それから、土地開発基金で持っている土地がございます。基金で先行取得している部分がございます。これが 4 億 7,072 万 1,000 円、合わせまして 24 億 8,015 万 1,000 円、これが 21 年度末での残高の見込みでございます。

○板橋委員

わかりました。結構ありますね。

三つ終わりましたので、後からやります。

○森委員長

ほかに、なしですか。

○昌浦委員

私の資料は、提供されていませんよ。終わっていません。

○森委員長

ではここで休憩といたします。休憩後に配付いたします。よろしいでしょうか。休憩中に、申しわけないです。では、再開を 20 分といたします。

午後 5 時 07 分 休憩

午後 5 時 19 分 開議

○森委員長

時間前ではございますが、再開をしたいと思います。

質疑を受け付ける前に、昌浦委員それから板橋委員からの申し出による資料が当局から出されています。まずは昌浦委員。

○昌浦委員

昭和 57 年度から始まっているのです。これ負担金。15 万 1,000 円なのか、これ単位が書いていないのですけれども、恐らく 1,000 円単位だと思うのですけれども、そうしますと、平成 7 年度は 573 万 7,000 円なのですけれども、あと 10 年度に 672 万 9,000 円、しかしながら、平成 10 年度の前の平成 9 年度は 186 万 5,000 円とか、その年度によって随分、平成 12 年度に至っては 925 万 4,000 円という、これはどうしてこんなに変動の数値があるのですか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

詳しく資料ちょっと手持ちにありませんけれども、その負担の大きい年度については、多額の整備を要した施設を整備しているのです。それで、平成 17 年度からほぼ 250 万円のうちでということでお話しさせていただいた経緯があって、負担の見直しをして、250 万円の中に入るようにという形で今は聞いております。

それで、平成 21 年度から 25 年度までについては、250 万円内外の費用でということでお聞きしております。ちょっと過去の部分は、今手持ち資料がございませんので、詳しく、どれにどう使ったというのはお答えできないのでございますけれども、資料が非常に数字が細かくて、大変見にくくて大変申しわけないのですけれども。

○昌浦委員

いや、そのためにこういうルーペを用意していたのです。私もだんだんと年をとってきて、細かい数字が見えなくなっていますので。

わかりました。ただ、これは恐らく、想像ですけれども、国か何かと、何か協定か何かを結んで、こういう形の負担金というのを各市町村がお出しになっているのではないかと推測するのです。

それでも、先ほどの御答弁では、平成 25 年度で大体もう完了予定という御答弁をいただいたのです。いわば、今後、これは要望になるか、回答が要るか、ちょっとどちらになるかわかりませんが、こういう、確かに紳士協定といいますか、協定を結んで、ずうっと負担して、し続けていく性質のものというのは、いろいろこの予算の中にはちりばめられておられると思うのですけれども、しかしながら、実情に合ったように、その都度協議をしていただいて、やはり市町村の方も厳しい財政をやっているのですから、財源的に厳しいから、やはりこの辺はちょっと考えてくれないかというようなことは、折に触れて、負担金といえどもお話をするようなことを、平成 21 年度以降は、国・県に対して申し出ていくというふうな姿勢をとってほしいのですけれども、御答弁をお願いします。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

各県内の市町村とは、負担率何パーセントという形でこれは協定を結んでございます。ただし、各市町村とも、実は財政的に厳しいものですから、先ほどうちの次長が言いましたように、市が負担する総額を 250 万円前後でもう抑えてくれということで、県の方とそれから事業主体である国の方に申し出て、250 万円前後というぐあいに進めてもらっているという内容でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○昌浦委員

理解しました。やはり 250 万円ということで、平成 25 年度完了と、この二つで進めていただきたいのですけれども、これ全体的なことも御答弁いただきたいのです。負担金だから必ずというのではなくて、先ほど申し上げたように、国や県等々を含めて、やはり協議をしていくというような姿勢があるのかどうか。

○伊藤市長公室長

こういうことが発生しましたら、なるべく市の方には負担を求めないようにお願いしていきしかないのかというふうには考えてございます。（「この資料について、関連していいですか」の声あり）

○竹谷委員

こういう資料を出すとき、なぜこの事業が出たのか。その要因は何なのか、そして、総事業費が幾らで、県負担は幾らで、そのうち、協議会をつくっているようですから、協議会負担が幾らか、先ほど 1,000 分の幾らとかと言っていましたね。その 1,000 分の幾つは何割で算出しているのか。いいです、きょうはこれでいいですから、今後やはりそういう資料を出してください。もう 20 年も前に発生したものですから、多分我々も記憶だけです。

記憶をたどる。私は釜房ダムの建設の関係でいったのではないのかという、昭和 57 年は私議員をやっていたので、そのことがありましたし、このころたしか川崎町の下水道事業の負担金も払っていったような記憶があるのです。

ですから、そういうところを、ちょっとやはりこれから資料を出すときには、コメントだけつけておいていただけると、皆さん理解しやすいのではないのかというふうに思いますので、ひとつその辺、資料の出し方についてよろしくお願ひしたいと思います。

○森委員長

では、資料をきちんと、優しく、丁寧に詳しくお願ひいたします。よろしいでしょうか。答弁必要でしょうか。（「いいです。これから気をつけてください」の声あり）

○板橋委員

この資料をさっと見ただけでは、お話はお聞きすることはできませんので、今後のためにじっくりと資料を分析させていただきます。

ただ、それと違うのですが、もし皆さんあとなければ、ちょっと二つほどお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。（「はいどうぞ」の声あり）

137 ページ、2 の説明の、都市緑化推進事業に要する経費の 8 節報償費は、保存樹木と説明でお聞きしたのですが、ちょっと詳しくもう一度説明をお願いします。

○佐藤道路公園課長

8 節報償費、保存樹木なのですが、これは今現在 18 本保存樹木がございます。そのうち、市の所有のものが 8 本、それから個人所有の樹木が 10 本ということで、個人の樹木 10 本に対して、1 本当たり 1 万円の管理費といいますか、報償をしている事業でございます。

○板橋委員

個人の分に対して報償をしているというのは、どういうふうな、年間 1 万円ずつ、これは維持管理ですか、それとも市の保存樹木なので、よく管理してくださいということで、1 万円の助成をされているわけですか。

○佐藤道路公園課長

管理報償金といいますか、保存に努めているので、どうも御苦労さまといいますか、肥料分というような形で出しております。

○板橋委員

何かはつきりわかりませんが、まあいいでしょう。

それでは 133 ページ、5 の、狭あい道路拡幅整備事業に要する経費、委託料 15 件、450 万円、17 節公有財産購入費の土地購入費 642 万円、4 件、これちょっと内容を詳しくお願ひします。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

お答えします。

委託料、公共嘱託登記業務の委託料につきましては、15カ所の、単価30万円で450万円、それから、17節の土地購入費については、約103平方メートルで予算の計上額でございます。

○板橋委員

済みません。先ほどもお話ししたように、もう少し詳しく説明できないのですか。15件の30万円掛ければ450万円というのはわかります。何の15なのですか、これ。面積103平方メートル、これ642万円を103で割るのですか。そうすると平方メートル当たりの返り価格を自分で計算しろというのですか。そのぐらいもう少し詳しく説明していただきたいのですけれども。建設部長、どうなのですかこれ。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

公有財産につきましては、4カ所とも新田字北関合地内でございます。平方メートル単価が6万2,000円から6万3,100円ぐらいを見ております。それで大体642万円です。

それから、公共嘱託登記なのですけれども、これを取得するに当たりまして、これの境界立ち会いから、それから分筆登記、それから所有権移転まで、すべて委託するという内容でございます。

○板橋委員

そうすると、この土地購入の狭隘道路ということは、狭隘ということは幅員が狭いということですね。そういうような形で、ある程度道路幅を確保するために用地を取得するということですね。そして道路にするということですね、違うのですか。そうですね。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

そのとおりでございます。

場所については、先ほど部長が説明いたしましたけれども、もっと具体的に言いますと、巻原委員の東側の2項道路でございます。

○板橋委員

済みません。公共嘱託登記というのを、もう少しちょっと、立ち会いか分筆とか、移転登記を全部委託するというような形なのですが、あともう少し内容的なものを補足して御説明できませんか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

委託するのは、まず、狭隘道路、これは建築基準法上の第42条の2項道路ですので、これは法律的にセンターから2メートル下がらなくてはならないということで、まず境界立ち会いをお願いします。これも土地家屋調査士さんの方をお願いしまして、まず境界立ち会いをします。それ以後、隣接地権者等の確定の押印をいただきまして、境界の確定図をつくります。その後、確定したところで、その当該用地、後退者の用地については、分筆登記に入るという内容です。そして分筆登記以後、所有権移転等まで一切お願いするという内容のものでございます。

○板橋委員

2項道路と言ってもらえばわかったのです。済みません。

ということで、これが神戸ですか、行政改革でコスト削減を進めるということで、職員が組織内設計会議を推奨して、開いて、工法等を検討しながら、受注業者に提案して、いろいろな工事、事業を進めていくということで、委託料とか、多少なりともコスト削減を図って、一生懸命頑張っている行政もございますので、前にもどなたかお話しされたと思うのですが、多少こういうふうないろいろな委託をしないで、職員の技術とか免許をお持ちの方がおられると思うのですが、そういう方々を、土木関係が一番いろいろな細かい仕事が多いはずですから、専門的な方を長期にやはり勤務していただくような人事の方も、今後十二分に検討していただきたいと思うのですが、総務部長、その辺ちょっと一言。きょう余り答弁していないようですから。

○澁谷総務部長

測量につきましては、内容によって職員がしたり、委託にしたりということで振り分けていると思いますので、今後もそのようにしていきたいと思っております。

○森委員長

よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

○森委員長

以上で第 8 款から第 9 款までの質疑を終了いたします。

● 第 10 款教育費～第 14 款予備費

○森委員長

次に、第 10 款教育費から第 14 款予備費までの質疑を行います。

○佐藤委員

一つだけお聞きします。行政評価の 94 ページの、歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業で、なかなかロマンチックな、ポエムシティ多賀城とこうマッチする新しい事業なのですが、新規事業をするときにはさまざまな、いろいろなところから要望が寄せられたりして、何回か要求があったりして始まるのだと思っていたのですけれども、こういう事業がひょっこり入ってくると、これはどんなところからアイデアが出たのかなとか、そんな思いでいるのですけれども、これを盛り込んだ背景といいますか、そういうものをちょっと御紹介いただければと思うのですが。

○伊藤生涯学習課長

この歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業でございますけれども、これにつきましては、市長が常々言っておりますけれども、クラシック音楽、そういったものを活用しながらまちづくりができないかというふうな、そういった考え方もございまして、文化センターを核といたしまして、クラシック音楽を活用しながらまちづくりを行っていくことを目指している事業だというふうに御理解をいただきたいと思っております。

将来でございますけれども、この広がりを市内の各施設、いろいろ公共施設を含めた、あるいは民間の施設、そういったものの中においても、そういった施設とつながりを持たせながら、できればクラシックの音楽祭等を開催していくことなども視野に入れているというふうな事業でございます。

ただ、こういったことが根づくまでには相当の年月が必要なのかなというふうな考えもございます。まずもって、世代の育成というふうな観点から、マタニティコンサートとか、あるいはゼロ歳児からのコンサート、あるいは小中学生、一般市民へと、年を追うごとにそういった支持者層を拡大しながら、多賀城にクラシック音楽を根づかせていきたいというふうな考えでございます。

平成 21 年度の事業でございますけれども、「音楽を通じた子育てに優しいまち」ということで、これは保健福祉部の方の所管になりますけれども、多賀城市次世代育成支援行動計画（たがじょうすくっぴープラン）がございまして、それに掲げている幼児あるいは児童・生徒への、芸術・文化に親しむ機会の充実を図ることも視野に入れたコンサートを行うということでございます。概要としては以上のところでございます。

○佐藤委員

何となくうっすらわかってきたような気がするのですが、予算も平成 23 年度まで倍、倍とついているような状況で、かなり力が入った状況が感じられるのですが、そうすると、当面、その音楽に親しむ階層、年齢層づくりというか、そういうところに力を入れていきたいということなのですか。

○伊藤生涯学習課長

やはりクラシック音楽に親しむということになりますと、大人になっても、「ああ、クラシックが流れていいまちだな」とかなんとかということで、いろいろ感じたり、あるいはそれが身につくというふうなそういうふうなことになるには、やはり小さいときからそういった音楽に接するというふうな、そういった場をつくるということも一つでございます。

そういったことで、平成 21 年度につきましては、今予定しているのは、ゼロ歳からのコンサートということで、日にちも大体決まっております、9 月 27 日に予定したいと考えております。

内容でございますけれども、「ソプラノとおはなし ピアノ弦楽四重奏」ということで、6 人構成のそういった音楽を、ゼロ歳からということで、未就学児とその保護者なり、あるいはおじいさんなり、おばあさんなりということになるかと思っておりますけれども、そういった方々も対象になると思っておりますが、実施をしたいと。

それで、年を追うごとに、その企画をだんだん広げていきたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

この 200 万円、400 万円というのはギャラですか。

○伊藤生涯学習課長

この事業を行うに当たりましては、市の文化事業協会の方に委託をして実施したいと考えております。その委託料ということでございます。

○佐藤委員

もうことしの事業計画も立っているようですが、多賀城にもさまざま音楽団体といえますか、室内音楽とかそういうことで実践して頑張ってもらってる団体さんがいらっしゃるんですね。個人でもいらっしゃいますけれども、そういう方たちの、何というのですか、活躍をしていただけるようなことも念頭にあるのでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

平成 21 年度におきまして、そういった多賀城市を活動拠点としているいろいろな音楽をなさっている方々、そういった方々を対象にして、今回予算に、事業計画の中にございますけれども、「多賀の城コンサート」というふうなことで企画しているところでございます。これも文化事業協会の事業でございます。

○佐藤委員

将来的に、多賀城の冠をつけたさまざまなコンクール、例えば仙台などはピアノのコンクールとか、結構メジャーになってきていますけれども、そういうものが開催されるような、文化的な活動につながっていければいいというふうに思うのですが、頑張る場所はいろいろありますけれども、この部分でもぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

○相澤委員

まず 3 点お聞きします。153 ページの、外国語関係を 1 点、同じく 177 ページの、青少年育成関係で 2 点、179 ページの、万葉まつりで 3 点お聞きします。

最初に、153 ページの、外国人による外国語指導に要する経費、多分これに入るのだと思いますけれども、これがいわゆる行政評価では 58 ページです。58 ページにございまして、「小学校 5、6 年生においても外国語活動が前倒し実施することになった。平成 23 年度から完全実施となる」という注釈が入っております。小学校ではどのようなことを、成果を目指そうとしておりますか。

○小畑学校教育課長

お答えします。

来年度から、前倒しということで、小学校に外国語活動が入りますけれども、どういうことをねらいにしているかといいますと、キーワードを申し上げます。まずコミュニケーション能力を高めるということです。それから、言語と文化です。それから ALT と接することによって、さまざまな体験的な学習をすると、そのようなことを目指しております。

○相澤委員

この活動指標の人数が、平成 20 年度は 2 名、21 年度 4 名となっておりますけれども、これは ALT の人数がこの数字ですか。

○小畑学校教育課長

平成 20 年度までは、ALT が 2 名ついておりますけれども、今度小学校の方で外国語活動が入るといって、ALT を 2 名追加するというところでございます。

○相澤委員

基本的には、そうすると小学校に 2 名、中学校に 2 名という格好を考えてらっしゃいますか。

○小畑学校教育課長

お答えします。そのとおりでございます。

○相澤委員

これはちょっと下世話な話で恐縮ですけれども、小学校では、英語を教える必要がないので、英語の苦手な先生が、中学校ではなくて小学校に来たというような話もあるのですが、そういう先生方にどのような形で対応するのでしょうか。

○小畑学校教育課長

確かに、小学校の免許がないということで、5、6年の担任は困るというような話を、うちの市ではないですけれども、そういう話は聞こえてきます。

それで、この前、福島大学の先生にも来ていただきまして、研修会をいたしましたし、これからも、来年度、指導主事も入ることありますし、先生方のスキルアップ、英語の研修会をやっていきたいと考えております。

○相澤委員

先生方もぜひ喜んで取り組めるように、よろしくお願いいたします。

177ページ、青少年育成についてお聞きいたします。これの行政評価の方は106ページになるのですけれども、平成20年度、この成果指標のC、人数なのですが、19年度は205、20年度250、21年度300、そして22年度350、そして400と、このようにどんどん大きくなっていった数字なのですが、この理由は、あと内容はどういうことでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

これにつきましては、106ページの、Cの欄、事務事業の表の中で、Cの欄を見ていただきますと、市民のつどい参加者数というものがございまして。これが平成19年度が205の、20年度が250、21年度と、目標値として300、350というふうな、そういうふうな目標を立てているということでございます。

○相澤委員

具体的には、内容はどういうことをお考えですか。

○伊藤生涯学習課長

これも、今まで自分たちなりに努力をしているつもりでございますけれども、なかなか結果に結びついていないということがございます。その辺につきましても、さらに、これまでのやり方がいいのか、その辺も検証しながら、さらに団体等に声がけをするのももちろんでございますけれども、どういった方法が一番いいのか、その辺、さらに検討してまいりたいと思います。

○相澤委員

正直言って、非常に難しい課題だと私も思います。大変だと思いますけれども、非常に大事な事業だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

179ページの、万葉まつりについてお聞きいたします。行政評価では75ページになります。この行政評価の中で、コストのところ、正職員人件費が、平成20年度が3,280ですか、そして21年度が1,600と約半分になっているのですが、この理由をお知らせください。

○伊藤生涯学習課長

これにつきましては、今現在、この万葉まつりを開催するに当たりまして、職員が2名ばかり切りで、極端な話半年間、この事業のために労力を使っているというふうな実態がございます。

それを、いわゆる団体の方々にその分を、その分といいますか、自主的な活動としていろいろ企画・立案、そういったものを、職員の手からそちらの方に移行していきたいというふうな考え方に基づくものでございます。

○相澤委員

職員の数を減らして、できるだけ上手に使っていこうという考えはいいのですが、私の意見としては、動きとか音にもう少し工夫を凝らして、全体的な盛り上がりのある万葉まつりにしていただければと思いますけれども、何か考えがあったら教えてください。

○伊藤生涯学習課長

平成20年度の万葉まつりは終わったわけでございますけれども、今、万葉まつり実行委員会の方といたしましては、もう21年度に向けていろいろな協議の場を持ってございます。

その中に、平成20年度当初にはちょっとなかったことなのですが、実行委員会の中で、いわゆる企画・立案、その辺のリーダーシップをとっていく総務部長職の方が、ちょっと20年度当初では欠けていたと、いなかったというふうな事情がございます。

それが、20年度途中からそういった方があらわれたということが一つございますし、それから、あと、市民活動団体、そちらの方の方も、今の企画段階からもう一緒に話の中に入っているというふうな事情がございます。

そういう点では、また市の職員がいろいろ事業を組むのと、また違った視点でやれるのかというふうな期待はしております。

○相澤委員

一般質問でも関連で出させてもらいましたけれども、ぜひ携わる方々が喜んでできるように頑張っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

○深谷委員

私からは、行政評価の方の92ページ、93ページ、94ページにわたって御質問させていただきます。済みません。市民音楽祭の方は結構です。美術展事業と歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業をお伺いさせていただきます。

美術展事業の方なのですが、まず、この平成18年度、19年度、20年度と、あと、前回資料としていただいた19年度の高賀城市教育委員会点検評価報告書という中で、17年度の方の実績もありましたので、17年度の出展数と人数が今、私の手元にある資料の中でマックスなのですが、出展数が309点、鑑賞者数、延べ人数ですが1,847名、19年度が鑑賞者数でいうと811名、20年度が計画上1,200名となっているのですが、延べ人数で約2年前から1,000人ですか減りまして、そして20年度の実績はこれからののでしょうか、その辺はどのように分析して、20年度にまず行動したのか。

そして、それを生かして、平成21年度はどのように行動していくのかという点をお答えください。

○伊藤生涯学習課長

これもなかなか難しい問題でございますけれども、出展数につきましても鑑賞人数につきましても、ちょっと年度でばらばらなところがあるということは事実でございます。

平成 20 年度でございますけれども、私も、その状況について若干分析したものがございますけれども、その出品数が少なくなった理由といたしますか、その辺についてちょっと分析したところなのですけれども、考えられるものとして、まず一つが、特に陶芸の関係などが出品数が少なかったというふうなことがございます。これにつきましては、燃料の高騰がございました。そういうふうなことで、やはり窯に入れて焼くのに相当の燃料を使うというふうなことで、本来であれば 2 回、3 回窯出しするものが、1 回ぐらいにしかならなかったとか、あるいは、これは市の方の事情になりますけれども、開催時期の関係、そういったものが、市の場合は 10 月に実施しておりますけれども、ほかの公募展と結構重なっているのです。作品の作成期間とか、あるいは出品料、その辺の関係で、あちこちに出すということになると、結構負担になってくるのかなというふうなものが一つとして考えられます。

それから、現在の社会経済情勢、そういったものが低迷しているというふうなことで、趣味に力を入れる余力といたしますか、そういったものが少し低くなっているのかというふうなものなども、意見として出てきております。

それから、作品なのですが、これ特に絵画なのですけれども、結構大作、大きいもの、そういったものが審査上、重要視されるという傾向がちょっと見られるというふうなことも、ちょっと分析として上がっております。

そういったことで、一般の愛好者が参加、出品しづらくなっているのではないかと。

そういうような状況で考えておりますけれども、その辺の改善策につきましても、いろいろと案は出ておりますけれども、その辺の案をもとに、平成 21 年度につなげていければとこのように考えてございます。

○深谷委員

ありがとうございます。今の点なのですけれども、ちなみに、審査というのはどなたが行っているのですか。

○伊藤生涯学習課長

審査につきましては、いろいろその部門の、県内でも著名な方といたしますか、そういった方をお願いしている状況でございます。

○深谷委員

わかりました。私の考えていた、今お話の中で、そういうものを評価するのも、例えば見に来ていただいた人の 1 票がその評価につながるですとか、やはり出して満足という人もいるでしょうし、出して、だれかに評価してもらって満足して、また次もというふうな、芸術に対する思いは人それぞれ違うのでしょうけれども、そういったものも検討しながら、プロが見たものは確かにいいものなのでしょうけれども、普通の一般の人が見ても、いいなと思ったものを、そういう評価のもとでやっていただくことが、そういう心の何かにつながるのかと思いますので、そういった評価の方法もつけ加えていただきたいと思います。

それから、この低迷しているのは、経済だ景気だといえはそうなのかもしれないのですけれども、やはり、先ほども言いましたが、出して満足という部分と、あとは見てもらって満足という部分の、その見てもらってという部分で、延べ人数としてはやはり若干減って

きているのが現状なので、例えば、今回のその9月27日、歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業の中で、中ではなく、セットアップして、例えば、計画では350人ですから、やるのは小ホールだと思うのですけれども、美術展の方はあそこの小ホールわきの通路ですか、そういったところを通して、その展示されているものを見て、中に入って音楽を聞いてというような、そういう対案は何か案として出ませんでしたか。

○伊藤生涯学習課長

それとタイアップというのは、ちょっと今のところ意見としては出ておらないのですけれども、その辺も参考にさせていただきたいと思います。

○深谷委員

参考にしてください。

次に、歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業なのですけれども、大変すばらしい事業であると、まず市長にお礼したいと思います。ありがとうございます。

そこでなのですけれども、多賀城市内の至るところでクラシック音楽を演奏することができている、この事務事業の意図ですが、これで、こうやって、今いろいろなところで、先日の河北新報でもありましたけれども、扇屋商事さんの方でやるゼロ歳からのクラシックですとか、いろいろなところでこういう、今回多賀城市でやるこの事業と似たようなたぐいのものが、いろいろなところでやられているのですけれども、やはり中で、演者の方の質によって見にくる人も違うのかという部分が一つと、あとは、やはり初めて聞くきっかけをここでつくるということもすばらしいかと思うのですけれども、これ9月27日なので、あと約6カ月ぐらいですか、その間に市民の人たちが、とにかく350人来てもらうのもすばらしいことなのでしょうけれども、もっともっと普段から市民の人たちの耳になれさせるではないのですけれども、やはり普段から流れているということが、そのクラシックに親しむ一番のきっかけかと思いますので、例えば、私、前に一度言ったかちょっと覚えていないのですけれども、ロビーコンサートのような、多賀城市の市役所のロビーで、狭くても、例えばこの9月27日にやるような内容でしたら、あそこの場所でも十分できるような、コンパクト版でも、とにかく音楽に触れてもらう機会をどんどんふやすことが、この事業の成功につながるのかと思うのですけれども、その辺をどのように、例えばロビーコンサートの開催もそうですし、文化センターのロビーに、例えば自動伴奏のピアノを置いて、常にクラシックを流しているですとか、そういったすぐにできそうな、何かこうなれさせるような施策のような部分は、何かお考えとしてありましたでしょうか。

○伊藤生涯学習課長

これにつきましては、今現在、その事業の持っていく方につきまして、詳細検討している最中でございます。今、委員の方からお話ありましたようなことについても、そういったことなども参考にさせていただきながら、事業を組み立てていって、いろいろな人たちにクラシックに親しんでもらうというふうな、そういうふうな方法をとっていきたいとこのように考えてございます。

○深谷委員

わかりました。やはりそういうふうな音楽を聞いて、心豊かに育ってくればいいのかと。

そこで、もう一つ、小中学校とか、例えば市内の学校の休み時間にクラシックをちょっと流すくらいでも、例えば御飯の時間ですとか、給食の時間ですとか、放送機具は全部そろっているのです、5分でも3分でも流れて、それが耳に入っていれば、またそのプロの演奏を

聞いたときの感覚というのも違うと思いますので、その辺も検討に入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。（「答弁は」の声あり）要りません。

○藤原委員

資料7の、最初に177ページ、社会教育委員報酬ということで32万8,000円が計上されています。これは非公式でやった場合には、この報酬はどうか。それから、非公式でやるというのは、どういう手続で決めるのかということなのですが、まずお答えください。

○伊藤生涯学習課長

社会教育施設のアウトソーシングの関係につきまして、社会教育委員さん方と今、いろいろ協議をしているところでございますけれども、協議といいますか、意見をいただいている、こちらからもお話を申し上げるというふうなことで進めているわけでございますけれども、非公式と申しますのは、ざっくりばらんに意見を出し合うというふうなことで、あえて社会教育委員会にというふうな名前を使わないで、参加できない人、参加したくない人については、それはよろしいですよと、極端な話なのですけれども、そういうふうに、こちらから招集をするということではなくて、こういう懇談の場においでくださいということで、報酬も出さないで開いている会議でございます。

○藤原委員

報酬も出していないと、そうすると議事録も出ないということですね。

○伊藤生涯学習課長

あくまでもざっくりばらんなお話し合いということで、会議録ということにはつくってございませんので。出せないと言った方がいいかと思います。

○藤原委員

それに関連するのですが、本会議で、市長が、「社会教育は市長部局の仕事なのだ」と、これは現在の条例の中ではあり得ないことなので、一応議事録からは削除しました。

ただ、「個人的には正しいと思う」というふうに話されてきました。

それで、その社会教育は市長部局でやった方がいいのだというふうに市長が考えた理由は何でしょうか。

○菊地市長

社会教育がということでは、私は何か勘違いされているのではないかという気が、（「いや、そう言ったのです」の声あり）いや、生涯学習ですよ。生涯学習と言ったのです。（「生涯学習ですか」の声あり）生涯学習はということで、市長部局に置いたらいいのではないかということ、ちょっと、後で、では削除してくれということで、また組織的にまとまっているものでないからということで。

社会教育と生涯学習というのは大体イコールに、私自身もそういうふうには大体思っておりますけれども、やはりかなりの市町村が、市長部局に置いているところも相当数あるというふうに、私は調査したわけではございませんけれども、市民との協働ということを旗印にこれからやっていこうとした場合に、私は市長部局に置いて、例えば今の担当で言うと地域コミュニティ課あたりが所管して、やはりすべていろいろな形で生涯学習と地域コ

コミュニティと一緒にあって、タイアップしながらやっていくべきではないかという意味合いで、私は言ったつもりでございます。

○藤原委員

生涯学習と社会教育はほぼ同義語だという点については、市長も今認められました。ですから、社会教育と言ったか、生涯学習と言ったかというのは、余り大きな問題はないのです。一般的には生涯学習イコール社会教育と使っています。それから、もっと大きな意味では、学校教育も含めて生涯の中の教育なので、学校教育も含めて生涯学習という場合もあるのですが、一般的には社会教育イコール生涯学習というふうになっているのだと思うのです。

それで、その市長部局でやっているところもいっぱいあるというのですけれども、本当なのですか、それは。というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたのは去年の6月なのです、たしか。それで、それまでは、教育委員会の仕事と市長部局の仕事は明確に区別されているのです。第3章「教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限」というのがありまして、第23条に教育委員会の職務権限が載っています。第24条には地方自治体の長の職務権限が載っています。

それが、つい最近の法律改正で、第24条の2というのができまして、職務権限の特例というのが設けられたのです。特例が。去年ですね、社会教育法や図書館法なども改正されたので、相当あるというのは、私は何かの間違ひではないかと思うのですけれども、相当あるというのであれば、相当を出してほしいのですけれども。例示というか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

その相当数というのは、どの程度の数かということになるのですが、インターネット等で生涯学習という部分で探っていきますと、ある程度の市町村がヒットします。今、生涯学習と社会教育という範疇の部分も非常に重要な論点ではあるのですが、最近、国の方の通知文がございますので、ちょっとこの辺、御紹介させていただきたいと思います。

国の方の「構造改革特別区域法」という法律があります。その中で、構造改革特別区域推進本部というのが国の方の組織でございます。この中で、平成20年10月23日付で、「構造改革特区の第13次提案等に対する政府の対応方針」というものが出ております。

その中におきまして、今出ました社会教育に関する権限の移譲という件がございます。これは、今、藤原委員から御紹介がありました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第12号、これが社会教育関係の部分の教育委員会が行うという部分を定めているものなのですが、この中で、こんなことが書いてあります。「平成20年2月の中央教育審議会答申における指摘を踏まえ、社会教育施設の管理・整備に関する事務を、地方公共団体の判断により、首長が担当することができるよう、社会教育行政の政治的中立性の担保等に留意しつつ、その条件や範囲を検討し、措置する」ということで、所管官庁ということで、文部科学省がこのあたりを検討するようというところで、国の方の方向性としては、こういったことも今出ているといったことを御紹介させていただきたいと思います。

○藤原委員

ですから、私も、その改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律を読んでびっくりしたのです。前の旧法も私、持っているのです。そして新しいものをもらったら、その第24条の2、職務権限の特例というのがつけ加えられまして、社会教育、生涯学習は教育委員会なのだけれども、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）と、それを除いて、市長部局でやってもいいですと。それから、文化に関すること、（た

だし文化財の保護に関することは除く。)と、つまり文化財の保護というのは、何があっても教育委員会だというふうに書いています。

ただ、これは特例なのです。第24条の2というのは特例なのです。条例で決めた場合はそういうふうにやってもいいです。それから、議会は、第24条の2の2項のところで、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定または改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならない」、ですから、議会がもしその条例を決めるときには、教育委員会の意見をきちんと聞きなさいと。

ですから、やはり教育委員会の意見が尊重されるという体系になっているのです。なぜかと、なぜ特例にしてあって、そして教育委員会の意見がやはり尊重されるような仕組みになっているのかということなのですが、私は、先ほど説明があったように、これは文部科学省のホームページなのですが、「教育委員会制度の意義」というのが書いてありまして、一つは、「政治的中立性の確保」というのが書いています。ですから、先ほど、「それを担保にして」とあったでしょう。

それから、二つ目、「継続性、安定性の確保」というようなことを書いています。

三つ目は、「地域住民の意向の反映」ということを書いています。意義としては、

そして、「教育委員会制度の仕組み」というところで、「教育委員会は地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、すべての都道府県及び市町村に設置をする」と。それから、やはり、「首長から独立した行政委員会として位置づける」というふうなことが書いてありまして、やはり文部科学省のホームページを見ても、やはり教育委員会が生涯学習、社会教育をやるというのが、やはり基本的な考え方なのです。

私はそういうふうに思うのですが、市長はそう思いませんか。それから、教育長は、この問題についてはどのように考えられているのでしょうか。

○菊地市長

私が言ったことを理論づけて、今、行政経営担当でお話ししていただきましたけれども、私、前から社会教育、生涯学習関係は、市長部局に置くべきではないかということで、一貫してそういうふうに考えておりました。

ですから、裏づけになるものがどういうふうなものか、もう少し緻密に計算した上で、政策的な意味合いを持って、皆様方に今後訴えていきたいと。まだちょっとあいまいもことしたところがございますので、きょうは私の方からはそのくらいにさせていただきたいと思います。

○菊地教育長

市長のお話があったわけですが、このことについて、事細かに市長部局と話し合っている状況ではありません。今の社会教育法の中に当然書いてあるように、教育委員会の役割というのはきちんとあるわけですので、その辺のところを。ただ、いろいろな地教行法などが、若干特例といいながら、変わってきているというようなこともございますので、今ここで、絶対こうだとか何とかというふうなことでなくて、私たち教育委員会としてやるべきことをやっていかなければならないという、今の状況では、現段階では。

○藤原委員

現段階ではそういうことだということで、わかりました。

それから、図書館の問題です。これは、3月の定例教育委員会での決定は見送ったということですから、平成21年度中に引き続き協議をしていくということになるのだと思います。

それで、昨年12月議会の一般質問のときに、2008年5月23日の参議院の文部科学委員会、それから2008年6月3日の参議院の文教科学委員会の中で、附帯決議がされていると。

それはどういうものかという、「公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びそのあり方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」という、これは、今読み上げたのは、衆議院の附帯決議なのですが、教育長は、それらの附帯決議についても十分検討してまいりたいということ、12月議会で答弁をされています。

それから、6月3日の参議院の文教科学委員会で、植松恵美子さんという、多分民主党の参議院議員さんではないかと思うのですが、その方の質問に対して、渡海大臣は、「図書館の指定管理者導入というのはなじまないと思う」という答弁をされています。それについても教育長は、「それも含めて検討してまいりたい」というふうに回答しているのですが、この渡海大臣とか、それから衆参両委員会の附帯決議について、教育委員会サイドではどういう検討をされているのかということについて御回答願います。

○菊地教育長

藤原委員も議事録を見たとおり、教育委員会の会議では、多様な意見が出ておりますので、それらについて十分な検討を重ねながら、これから教育委員さんと一緒に新たな道をといえますか、考えていきたいというふうな段階であります。

○藤原委員

私、生涯学習課長にお答えいただきたいのですが、中身について検討をしていないのに、事務局案というのはもう3月の教育委員会の定例会で決めて、平成23年度から委託するという中身でした。

ですから、私は、教育長がああいうふうに答弁した以上は、事務局の中で、社会教育委員さんなどの中でいろいろ議論するならば、それはそれでやってもらわなければだめです。ですけれども、事務局自体の中で、あの衆参両院の附帯決議とか、それから渡海大臣の答弁の中身を事務局自体がまず吟味する必要があると思うのです。ですから、教育長がああいうふうに答弁した以上、事務局自体が私は吟味しているのではないかと思いますので、回答をお願いしたいと思います。

○伊藤生涯学習課長

その辺も踏まえまして、今現在、先ほどお話が出た社会教育委員のざっくばらんな会議と申しますか、そういったものなども開いているわけでございますけれども、こちらといういろいろな話し合いをしている中でも、まだちょっと、委員さん方、お話が足りないというふうな面も見受けられますので、また引き続きその辺の協議を実施していきたいとこのように考えてございます。

○藤原委員

私が聞いているのは、事務局自身はどういう吟味をしたのだということ、それは社会教育委員さんや図書館協議会の皆さんから意見を聞くのは当たり前です。ですけれども、皆さん方は、そういう吟味する前に、3月定例会で決めたいだとか、23年度からやりたい

とかと言っているわけでしょう。結論を押しつけようとしているわけです、皆さん方は。ただ、余りにも批判が強かったので、ちょっと延ばしたのだけれども。

ですから、教育長がああいう答弁をした以上は、皆さん方が、皆さん方自身が渡海大臣の答弁とか附帯決議を吟味するのは当たり前でしょう。それをしないで、結論だけ迫るのですか。社会教育委員さんや図書館協議会の人たちに。ですから、皆さん方がどういうふう受けとめて、分析したのかということを知っているのです、私は。社会教育委員さんや図書館協議会で議論をするのは当たり前です。皆さん方自身がどういうふう受けとめたのかということです、事務局として。やっていないのですか、検討を全然。

○鈴木教育部長

確かに、当初は案ということで、当然市の行革方針に従って、教育委員会でも案をつくらせて、いわゆる教育委員会の関係する附属機関の方々にも提案して、御意見をいただいているというのが現状です。

当然、その中で、会議録もごらんになったとおり、さまざまな意見が実は出ておりました。当然だろうなと私は思っております。したがって、担当の方にも、これは教育委員会として、やはり御意見については真摯に受けとめて、いわゆるごり押し、説得とこうということではないですよ。十分互いに、内容を見ますと、確かにお互いにまだまだ委員さん方についても、情報をこちらからきちんと出していない部分がありますので、そういったものを出しながら、お互いにいわゆるアウトソーシングというものはどういうものであるかと、いわゆる勉強という意識に立って、今後進めていこうと。当然、ごり押しということはありませんというようなことでは、私は教育委員会の事務局の中では、担当課長も含めて、そういった話をしております。

ですから、今後もこの今進めている行革そのもののアウトソーシング、社会教育施設のアウトソーシングについてのいい部分、当然悪い部分、それから先ほど藤原委員も言われている国での附帯決議等々も踏まえて、勉強をすると、お互いにしようというスタンスで今後進めていこうというようなことでは、担当の方にも話をしております。

○藤原委員

先ほどからずっと同じことの繰り返しになっているので、質問を変えますから。附帯決議の概要については、私、先ほど読み上げたのです。ですから今さら言うこともないのですが、渡海大臣の答弁については、私は余り紹介していないので、渡海大臣はどのようなことを懸念されているのかということ、ちょっと皆さん方に紹介してほしいのですが。

○伊藤生涯学習課長

ただいまの御質問でございますけれども、これ読み上げる形でよろしいでしょうか。これは渡海文部科学大臣が国会で答弁しているものでございますけれども、「『自治体が運営する公立図書館への指定管理者制度の導入はなじまない』。文部科学省の渡海喜三朗大臣がこう明言した。6月3日の参議院文教科学委員会で行った答弁だ。自治体施設を民間委託する手法として、指定管理者制度の活用が広がっているが、現職閣僚がなじまないと指摘するのは珍しい」というふうなコメントなのですけれども、それで、大臣はこのように答弁してございます。図書館法を含む社会教育法等の一部改正案採択に伴う附帯決議に関してのものでございます。附帯決議は公民館、図書館、博物館などの社会教育施設について、指定管理者制度の導入による弊害に十分配慮することを指摘、この弊害を文部科学省はどう認識しているのかという質問でございますけれども、大臣は、公立図書館への指定管理者制度導入が進んでいない理由を、「指定期間が5年くらいで短く、長期的視点に立った

運営が困難である」と。今のが第1点目、2点目が、「職員の研修機会確保や後継者育成が困難」として、「なじまない」ということと説明、「最終的に導入するかどうかは自治体の判断」としながらも、「導入するならば、さきの問題を払拭して、懸念が起きないようにしてからにしていきたい」というふうな答弁をしているところでございます。

○藤原委員

それで、その渡海大臣の懸念については、検討は今からだということですか。現時点ではまだ答弁できるような吟味はしていないということなのですか。

○伊藤生涯学習課長

正式にこの答弁を出してどうのこうのということではなくて、この辺を踏まえながら、今、社会教育委員さん方とお話をしているということでございます。

○藤原委員

それは責任逃れですね。自分たちは全然吟味もしないで、さあ皆さんで話し合ってくださいというのだけではだめなのではないかと思うのです。

とにかく、国会でそういう指摘があったということ自体は、共通認識になったと思いますので、事務局サイドとしても検討を進めていただきたいというふうに思います。

それから、No.7の195ページなのですが、日本図書館協会負担金というのがあります。2万3,000円。この日本図書館協会というのはどういう組織で、その図書館のアウトソーシングについてはどういう態度をとっているのかということについて、お答えをいただきたいと思います。

○伊藤生涯学習課長

組織につきましては、申しわけございません。今手元に資料ございませんので、ちょっとお答えできかねますけれども。

アウトソーシングに対する見解といたしましては、図書館のアウトソーシングにつきましては、否定的な見解をとっているというふうに承知しております。

○藤原委員

どういう組織かわからないのに負担金を出すのですか。多賀城の図書館も入っているのですから、その公立図書館が入っている協会なのだと思うのです。ですから塩竈の図書館も入っているし、仙台も入っているし、県の図書館も入っているのだと思うのです。ですから、公立図書館の連合体といいますか、そういうものだというふうに私は思うのです。

その図書館協会はアウトソーシングについては批判的な見解をとっているということと答弁がありましたが、どういう理由で図書館協会はアウトソーシングについて反対しているのかと、あるいは批判的なのかということについて、ちょっと皆さんに御紹介いただければと思います。

○伊藤生涯学習課長

今、そういった資料も、持っていたのですけれども、ここにちょっと手元にないということで、先ほどちょっとお話をさせていただきました。

内容につきましては、やはりその図書館協議会で出しているそのものの資料を見た、ちょっと覚えている部分だけになりますけれども、その公立図書館については、いわゆる基礎的な資料、そういったものの収集とか、あるいは歴史的な資料の集積、そういった使命があるのだと。それで、否定的な見解というのは、指定管理者制度に対する否定的な見解というふうにちょっと確認をしておりましたけれども、そういった指定管理者制度には、いわゆる人材の面にしても何にしてもなじまないだろうというふうな見解だったろうと記憶しております。

○藤原委員

指定管理者はだめだけれども、委託はいいと言っているのですか。

○伊藤生涯学習課長

いえ、委託はいいとは言っておりません。

○藤原委員

そうなのです。かいつまんで言いますけれども、例えば図書館協会は去年の12月に声明を出しています。どういうことを言っているかといいますと、司書集団の専門性の蓄積とか、所蔵するコレクションの形成には、一貫した方針のもとで継続して長期にわたってやってやっていくことが大事なのだ。ですけれども、指定管理者の何年という中では、それはもう期待できないのだというようなことを一つは言っています。

それから、図書館というのは、自分のところに資料がなくても、よそから借りたりとかいろいろするので。ですから、他の図書館や機関との密接な連携が不可欠なので、いろいろ差しさわりが出てくるだろうと。

それから、そもそも図書館というのは利用料を取ってはいけないことになっているので、民間の図書館というのはほとんどないのです。民間活力など活用しようがないのです。そういうことも言っています。

それから、労働条件の安定性を維持できるのかどうかということも懸念しています。皆さん方は、何度も言いますが、緊急再生戦略構築のための取組指針の中では、年収290万円で働いてもらうという計画を立てていますね。ですから、そういうことを図書館協会は懸念をしています。

それから、ことしの2月に、市場化テストに関する声明というのを出してしまして、今言ったようなことを繰り返しているのですが、委託については何と言っているかという、直接指示できないのだと。これは大変な弊害になるのだと、これはやはり書いているのです。皆さん方は、館長と事務職員1人だけ置くわけでしょう。館長がどんなに立派だったとしても、どんなに勉強して経験の蓄積があったにしても、委託したら、個々の委託されてきた司書さんには、指揮命令できないのですこれは、労働法上。

そういうことを図書館協会ではきちんと指摘してしまして、やはりなじまないということをやっているのです。

ですから、図書館協会が言っていることも、衆参のその委員会が言っていることも、渡海大臣が言っていることも、みんな同じことを言っているのです。これも図書館協会の見解も、今からの検討ということですか。

○伊藤生涯学習課長

今後、お話し合いを重ねていく中で、そういった見解なども委員の皆さんにお示しをする必要があるのかなというふうな考え方でいるところでございます。

○藤原委員

それから、これはどなたに聞けばいいのですか。平成 11 年 3 月に、多賀城市立図書館基本計画というのを皆さんはつくっているのです。これは、教育長もお目を通したことがあると思うのですが、これは教育委員会としてはもう廃棄された文書ですか。それともまだ生きていますか。この基本計画は。

○伊藤生涯学習課長

生きています。生きています。

○藤原委員

何年までの計画だか記憶ありますか。

○伊藤生涯学習課長

申しわけございません。ちょっと手元に資料ありませんので、お答えしかねます。

○森委員長

資料届きますか。答えられますか。では資料をそろえて、ではあすに。答弁は、今資料がないということなので、保留の状態で、答弁から始まるということでしょうか。

○森委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森委員長

御異議なしと認めます。

よって、これにて延会することに決しました。

あす 3 月 10 日は午前 10 時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでございました。

午後 6 時 36 分 延会

予算特別委員会

委員長 森 長一郎